



第三次御殿場市 環境基本計画

御殿場市地球温暖化対策
地方公共団体実行計画（区域施策編）

はじめに

本市は、世界文化遺産・富士山の雄大な恵みである清らかな地下水、豊かな森林、そして美しい景観といった「かけがえのない自然資本」に恵まれています。この潤いと安らぎに満ちた環境を、確かな形で将来の世代へと引き継いでいくことは、現代を生きる私たちに課せられた重要な責務です。

平成 28 年度より、本市は「第二次御殿場市環境基本計画」に基づき、「富士山のふもとで 自然と人が共生するまち」を目指してまいりました。この間、SDGs(持続可能な開発目標)の浸透や深刻化する気候変動、さらには新型コロナウイルス感染症に伴う社会変容など、私たちを取り巻く環境は激変しました。こうした変化を踏まえ、市民・事業者・滞在者、そして行政が一体となり、多角的な環境施策を推進してまいりました。

このたび策定した「第三次御殿場市環境基本計画」では、これまでの成果と課題を検証した上で、豊かな自然と共生し、市民一人ひとりが幸福を実感できる「ウェルビーイング」の向上を目指しています。あわせて、脱炭素社会や自然共生社会の実現に向けた取組を加速させ、気候変動への適応力強化など、現代の複雑な課題に対応する新たな施策を盛り込みました。

本計画が掲げる将来像は、前計画の精神を継承・発展させた「富士山のめぐみを未来へつなぐ ころも自然も豊かなまち 御殿場」です。その実現には、御殿場市に関わる全ての人が、地球規模の課題を「自分事」として捉え、「私たちに何ができるか」を深く問い直し、持続可能な行動へと繋げることが不可欠です。

市民・事業者の皆様方におかれましては、本計画へのより一層のご理解と、積極的なご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご尽力をいただきました御殿場市環境審議会、環境市民懇話会の皆様、そして貴重なご意見・ご提案をお寄せいただいた全ての皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

御殿場市長 勝又 正美



目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の基本的事項	4
第2章 御殿場市の環境の現状	6
第1節 御殿場市の概況	6
第2節 脱炭素社会	10
第3節 循環型社会	14
第4節 自然共生社会	17
第5節 安全・安心な社会	23
第6節 環境教育	27
第7節 市民・事業者の取り組み	29
第8節 第二次計画の評価	30
第9節 第三次計画の策定方針	33
第3章 目指す環境像と環境目標	35
第1節 基本理念	35
第2節 目指す環境像	36
第3節 環境目標	37
第4章 目指す環境像の実現に向けた取り組み	38
個別目標1 地球温暖化対策を進めよう	40
個別目標2 環境負荷の少ない交通にしよう	42
個別目標3 ごみを減らそう	44
個別目標4 ごみを適正に処理しよう	46
個別目標5 森林・農地を守ろう	48
個別目標6 河川・湧水を守ろう	50
個別目標7 生物を守り自然とふれあおう	52
個別目標8 水や空気をきれいにしよう	54
個別目標9 快適な生活環境にしよう	56
個別目標10 環境について知り・考え・行動しよう	58
第5章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）	60
第1節 実行計画策定の背景	60
第2節 実行計画の概要	64
第3節 温室効果ガス排出量等の現状	66
第4節 温室効果ガス排出量の削減目標	70
第5節 再生可能エネルギー導入目標	72
第6節 脱炭素社会の将来ビジョン	75
第7節 将来ビジョンに向けた取り組み	78
第8節 脱炭素ロードマップ	86
第6章 計画の進め方	88
第1節 計画の推進体制	88
第2節 計画の進行管理	90
第3節 その他の推進方策	91
資料編	92

第1章 計画の基本的事項

近年、環境・経済・社会などの分野で世界規模の変化が起きています。
第三次御殿場市環境基本計画は、これらの時代の潮流を踏まえて策定しました。

第1節 計画策定の背景

1-1 | 環境問題の動向

御殿場市は、富士山や箱根山に囲まれ、豊かな地下水と緑、美しい自然とともに暮らすことができる潤いと安らぎのあるまちです。私たちは、これらの環境と共生しながら、暮らしや産業を発展させてきました。しかし、近年では地球規模の環境問題が深刻化しており、気候変動、生物多様性の喪失、環境汚染（プラスチックごみなど）は、地球三大危機といわれています。本市においても、猛暑や自然災害、外来種の拡大、野生鳥獣による被害の増加など、数多くの課題への対応が求められています。

健全で豊かな環境は、私たちの権利であると同時に、次世代に引き継ぐべき責務でもあります。市・市民・事業者・滞在者等が協力し、すべての人と環境に配慮したまちづくりを推進していくことが重要です。



1-2 | 国内外における環境行政の動向

●持続可能な社会の実現に向けた動向

2015（平成27）年9月、国連総会で「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsでは人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030（令和12）年までに達成すべき目標が掲げられており、世界各国で取り組みが進められています。

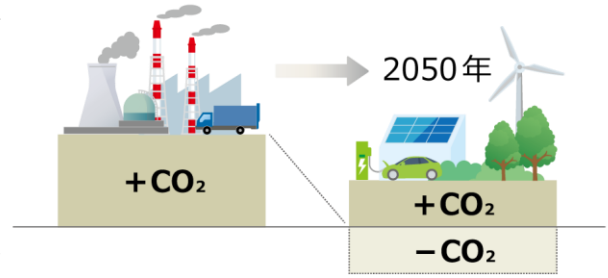
日本では2024（令和6）年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上の向上」（ウェルビーイング／高い生活の質）を最上位の目標として掲げています。さらに、将来にわたってウェルビーイングをもたらす「新たな成長」というコンセプトを打ち出しつつ、それを踏まえた社会像として「循環共生型社会」、すなわち環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明の姿が提唱されています。



主な SDGs の目標

●脱炭素社会の実現に向けた動向

気候変動対策の国際的枠組を決める「パリ協定」が2016（平成28）年11月に発効しました。パリ協定の目標達成、特に産業革命以後の気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにしなければならないことがIPCC（気候変動に関する政府間パネル）によって報告されています。そのため、世界各国が2050年カーボンニュートラルを表明しています。



2050年カーボンニュートラル

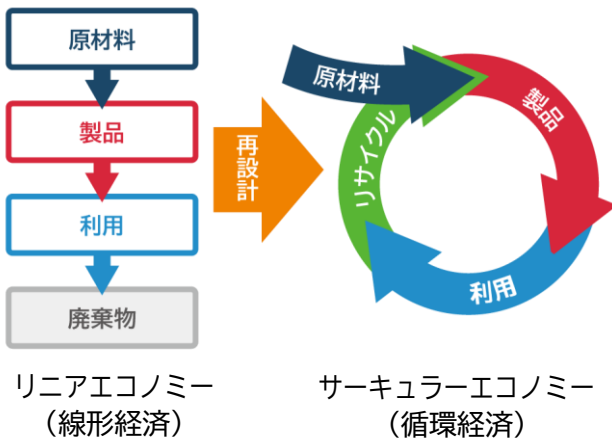
日本でも2025（令和7）年2月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスを2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度までに46%、2035（令和17）年度までに60%、2040（令和22）年度までに73%を削減し、2050（令和32）年度までにカーボンニュートラルの実現を目標に掲げています。

また、化石燃料を減らし、よりクリーンなエネルギーに変える「GX（グリーントランスフォーメーション）」という考え方が広がっています。2025（令和7）年2月には「GX2040ビジョン」が閣議決定され、脱炭素と経済成長、エネルギーの安定供給を目指しています。

●循環型社会の実現に向けた動向

資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システムを「循環経済（サーキュラーエコノミー）」といいます。これまでの大量生産・大量消費を前提とし、資源の循環利用を想定しない「線形経済（リニアエコノミー）」の反対概念として位置づけられています。

2019（令和元）年10月の「食品ロスの削減の推進に関する法律」、2022（令和4）年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行などは、いずれも循環経済を目指したものです。



●自然共生社会の実現に向けた動向

2022（令和4）年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、2030（令和12）年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方や、2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」などが盛り込まれました。



30by30目標

国は2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。また、「30by30目標」の達成に向けて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の推進を図るため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（2025（令和7）年4月施行）に基づく「自然共生サイト」の認定を行っています。

1-3 | 御殿場市における環境行政の動向

本市では、2001（平成13）年4月に「御殿場市環境基本条例」を施行後、2004（平成16）年3月に「御殿場市環境基本計画」、2016（平成28）年3月に「第二次御殿場市環境基本計画」、2022（令和4）年5月に「第二次御殿場市環境基本計画（中間見直し）」を策定し、環境政策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。また、2016（平成28）年10月に「御殿場市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、2023（令和5）年1月に「御殿場市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（中間見直し）」を策定しました。

さらに、2020（令和2）年2月に「御殿場市ゼロカーボンシティ宣言」、2023（令和5）年1月に「御殿場市版脱炭素ロードマップ」の策定を行い、2050年カーボンニュートラルに向けて動き始めました。

これまでの社会情勢や環境の変化を踏まえて2026（令和8）年3月に新たな「第三次御殿場市環境基本計画」（以後、本計画または第三次計画という）を策定しました。



第二次御殿場市環境基本計画

御殿場市の環境に関する近年の動向

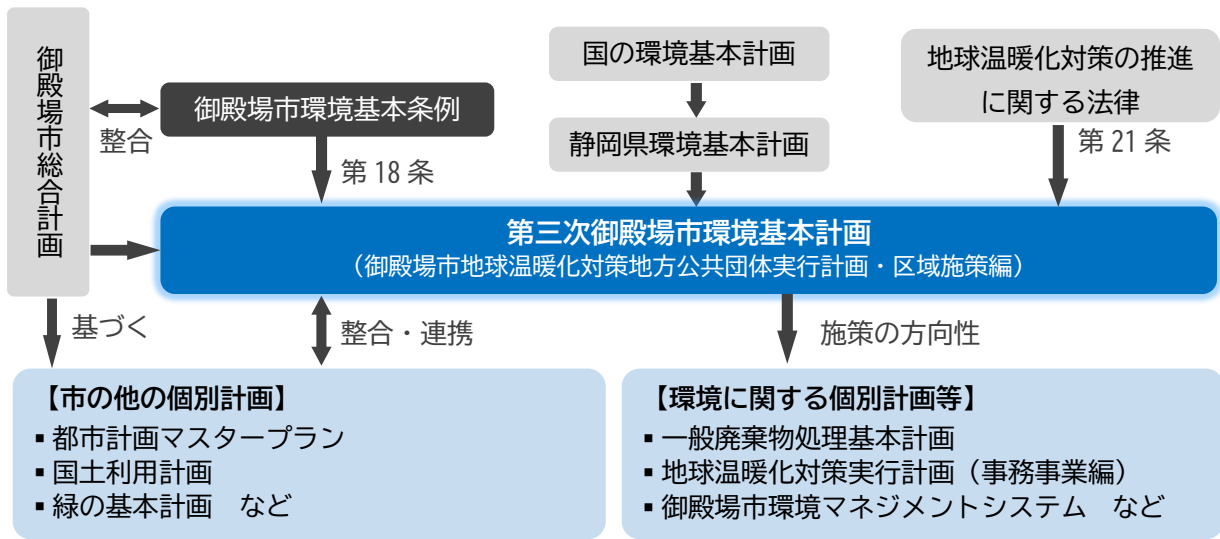
2001（H13）年 4月	・「御殿場市環境基本条例」の施行
2004（H16）年 3月	・「御殿場市環境基本計画」の策定
2006（H18）年 3月	・「御殿場市一般廃棄物処理基本計画」の策定
2009（H21）年 4月	・御殿場市環境マネジメントシステムの運用開始
2011（H23）年 3月	・「御殿場市一般廃棄物処理基本計画」の改定
2013（H25）年 6月	・「富士山-信仰の対象と芸術の源泉-」が世界文化遺産に登録
2016（H28）年 3月	・「第二次御殿場市環境基本計画」の策定
10月	・「御殿場市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定
2020（R2）年 2月	・御殿場市ゼロカーボンシティ宣言
2021（R3）年 2月	・「第四次御殿場市総合計画後期基本計画」の策定
3月	・富士山エコパーク焼却センターで発電された電力（ゼロカーボン電力）の市有施設での利用開始
4月	・「御殿場市一般廃棄物処理基本計画」の改定 ・「御殿場市エコガーデンシティ構想」の策定（御殿場市エコガーデンシティ推進協議会）
2022（R4）年 5月	・「第二次御殿場市環境基本計画（中間見直し）」の策定 ・富士山麓の5市町（富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町）による「ゼロカーボンシティ共同宣言」 ・「SDGs 未来都市」に選定
10月	・「SDGs 未来都市計画」の策定
2023（R5）年 1月	・「御殿場市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（中間見直し）」の策定 ・「御殿場市版脱炭素ロードマップ」の策定
2026（R8）年 3月	・「第五次御殿場市総合計画」の策定 ・「第三次御殿場市環境基本計画」の策定 ・「御殿場市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定 ・「第6期御殿場市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定

第2節 計画の基本的事項

2-1 | 計画の位置づけ

本計画は、「御殿場市環境基本条例」に基づいて策定し、「御殿場市総合計画」の基本構想に掲げる将来都市像を環境面から実現するものと位置づけます。すべての個別計画や行政施策は、本計画の趣旨を尊重し環境への配慮を必要とします。また、本計画では市が実施する施策だけではなく、市民・事業者・滞在者等の方々が環境問題に取り組む姿勢や具体的な取り組み内容を示します。

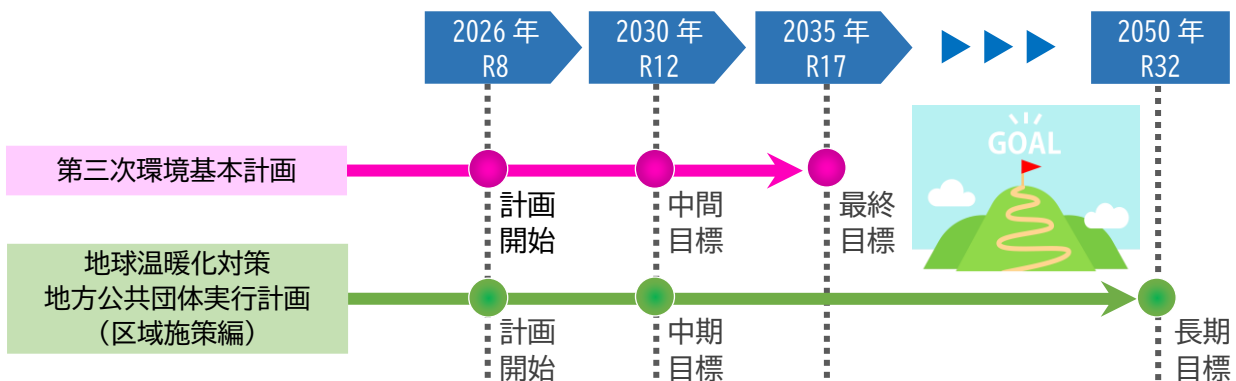
さらに、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含むものとします。



2-2 | 計画の期間

計画の期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。

ただし、計画の実効性を確保するため、社会的状況や環境の状態を考慮し、概ね5年後に計画内容の見直しを行います。また、本計画の第5章「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」については、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の目標を設定し、環境基本計画と同時に見直しを行うものとします。



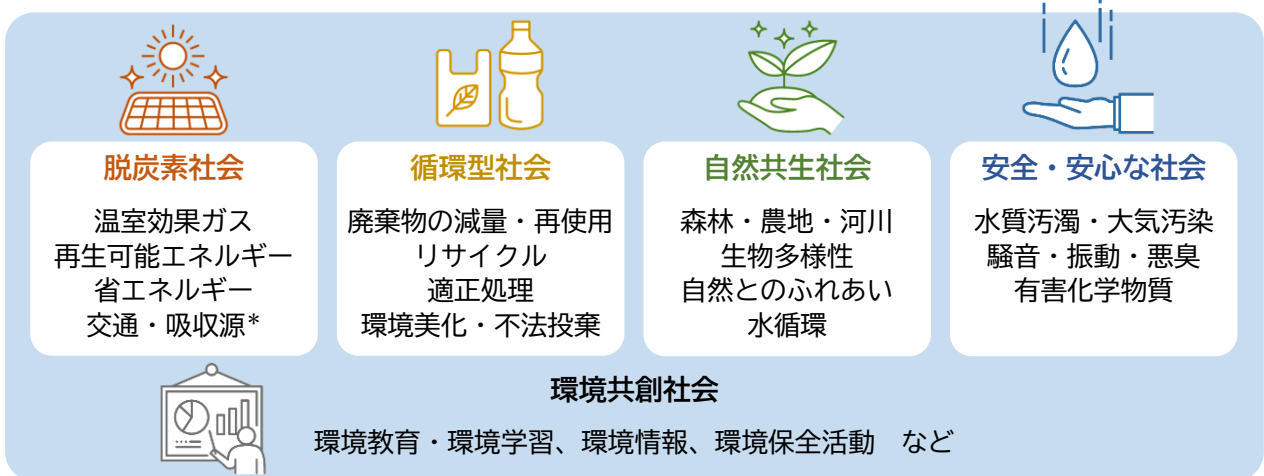
2-3 | 対象とする地域

計画の対象区域は、本市の行政区域全体を対象とします。

また、市が単独で行えない場合や、連携することによって効果が得られるような場合は、周辺市町や県・国等とのネットワークを形成するように留意します。

2-4 | 対象とする環境の範囲

本計画は、本市の環境に関する様々な事項を包括したものですが、対象とする環境の範囲を明確にしておくため、以下に対象範囲に含まれる事項を分野別に示します。



*吸収源とは、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林などのこと。

2-5 | 計画を推進する主体と役割

本計画の推進主体は、「御殿場市環境基本条例」に基づき、市・市民・事業者・滞在者等とします。

市

- 環境の保全及び創造に関して総合的な施策を策定し、計画的に実施する
- 自ら環境への負荷の低減に率先して努める
- 市民等が実施する活動に協力する

市民

- 環境の保全及び創造に自ら努める
- 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める
- 事業者や市が実施する活動や施策に協力する

事業者

- 公害の防止、自然環境の保全、廃棄物の適正処理を図る
- 製品等の使用・廃棄による環境への負荷の低減、エネルギーの効率的利用、廃棄物の循環的利用などを行う
- 製品等の情報を市民及び市に適切に提供する
- 自ら環境への負荷の低減に率先して努める
- 市民や市が実施する活動や施策に協力する

滞在者等

- 旅行や滞在に伴う環境への負荷の低減に努める
- 市民や市が実施する活動や施策に協力する





脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会、安全・安心な社会などの視点から、御殿場市の環境の現状についてまとめます。

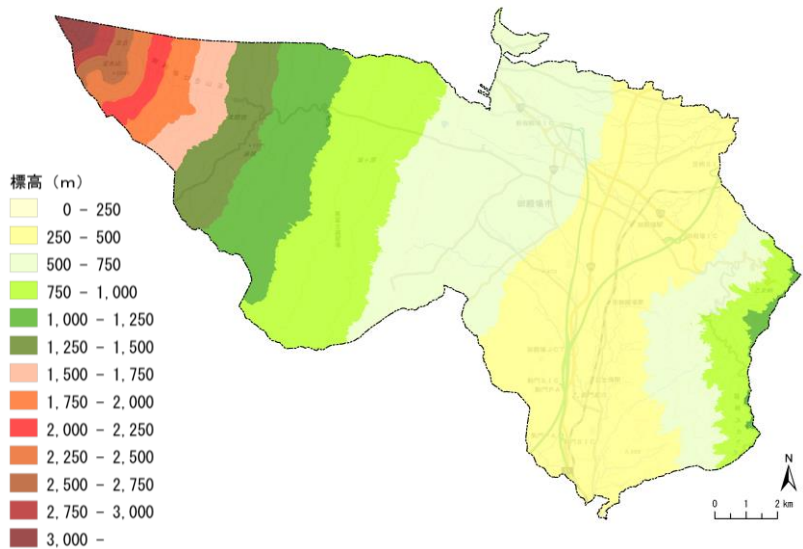
第1節 御殿場市の概況

1-1 | 位置・土地利用

●富士山麓に広がる高原のまち

本市は、静岡県東部に位置し、富士と箱根の弓状の裾合いに形成された高原のまちです。

市域は東が箱根外輪山の稜線、西は富士山頂に達し、南は裾野市、北は小山町を境としています。東京から約100kmの距離にあり、東京や横浜などの経済圏・通勤圏にもなっています。

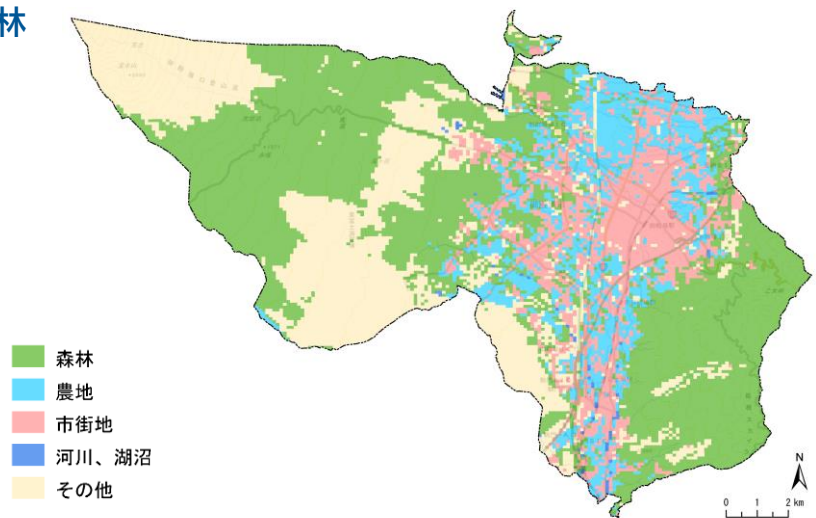


御殿場市の標高・地形

【資料：国土数値情報】

●市街地周辺に分布する農地・森林

「国土数値情報」の土地利用細分メッシュデータによると、2021（令和3）年の土地利用の状況は、市の中央部に市街地が分布し、その周辺に農地、森林などが広がっています。



土地利用の状況（2021（令和3）年）

【資料：国土数値情報】

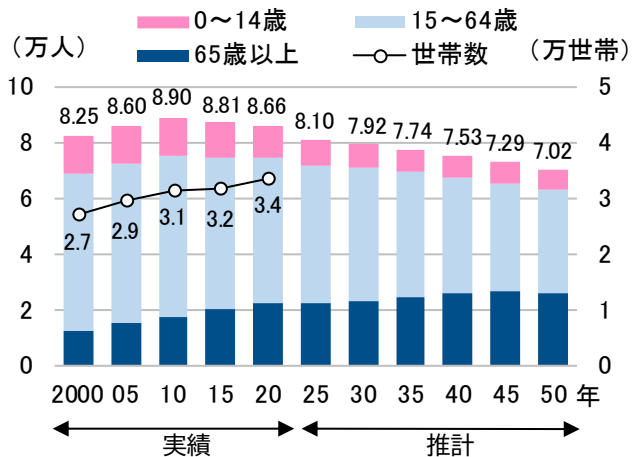


1-2 | 人口・世帯数

● 今後は減少すると予測されている人口

2020（令和2）年の本市の人口は86,614人、世帯数は33,529世帯であり、人口は2010（平成22）年をピークとして減少し、少子高齢化が進んでいます。一方で、世帯数は増加しています。

「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）によると、本市の総人口は2025（令和7）年に80,991人、2050（令和32）年に70,200人と予測されていますが、「第五次御殿場市総合計画前期基本計画・第3期まち・ひと・しごと総合戦略」では、2035（令和17）年の目標人口を81,000人と設定しています。



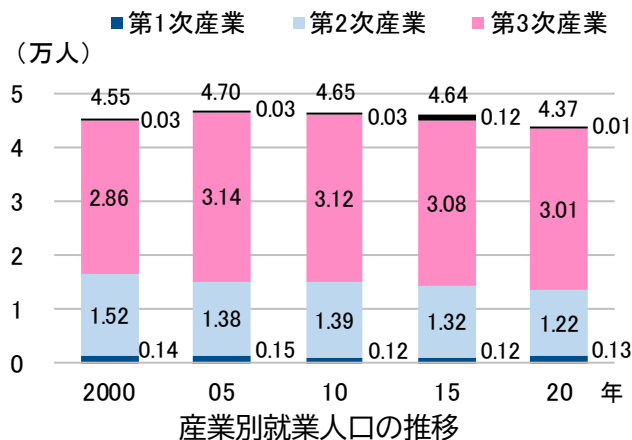
人口・世帯数の推移

【資料：国勢調査、第五次御殿場市総合計画前期基本計画、日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）】

1-3 | 産業

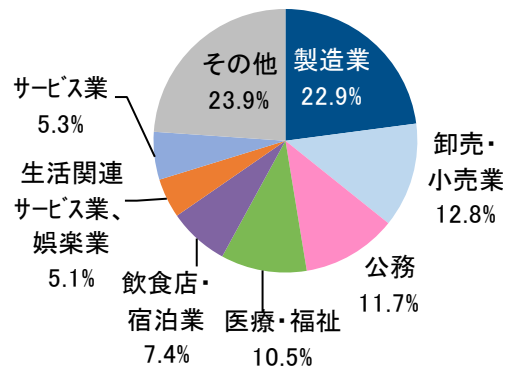
● 製造業の盛んなまち

2020（令和2）年の就業人口は、第3次産業（68.7%）が約7割を占め、第1次産業はわずか3.0%となっています。産業別就業人口の内訳では、製造業（22.9%）が最も多く、次いで卸売・小売業（12.8%）、公務（11.7%）が多くなっています。



産業別就業人口の推移

【資料：国勢調査】



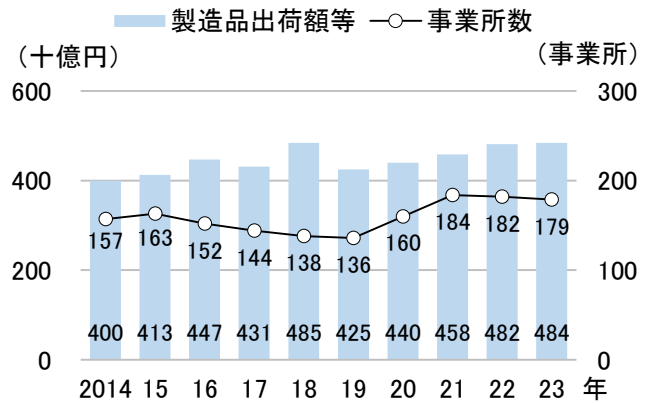
産業別就業人口の内訳（2020年）

【資料：国勢調査】

● 増加傾向にある製造品出荷額

2023（令和5）年の製造品出荷額等は約4,840億円で近年、増加傾向となっています。事業所数は179事業所で、2022（令和4）年より減少しましたが、2019（令和元）年度以降で見ると増加傾向にあります。

本市では、富士山の麓の良好な環境とアクセスのよさを活かした新たな工業用地の創出を図り、企業が進出しやすい環境の整備や、様々な支援策による企業誘致に取り組んでいます。



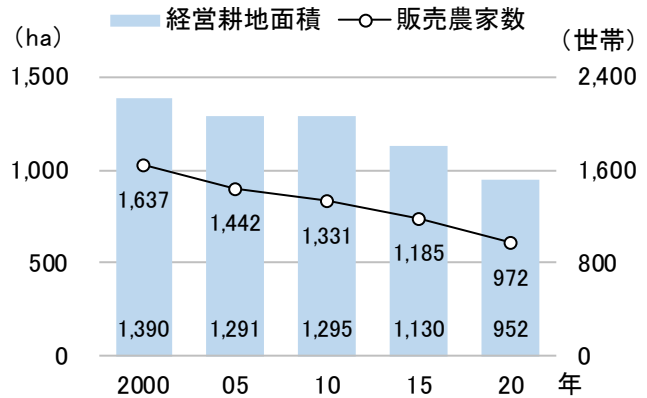
製造品出荷額・事業所数の推移

【資料：工業統計調査、経済構造実態調査】



●減少する販売農家数・経営耕地面積

2020（令和2）年の販売農家数は972世帯、経営耕地面積は952haとなっており、ともに減少傾向にあります。農業就業者数の減少、高齢化による農業の担い手不足、農地の遊休化などが主な原因となっています。



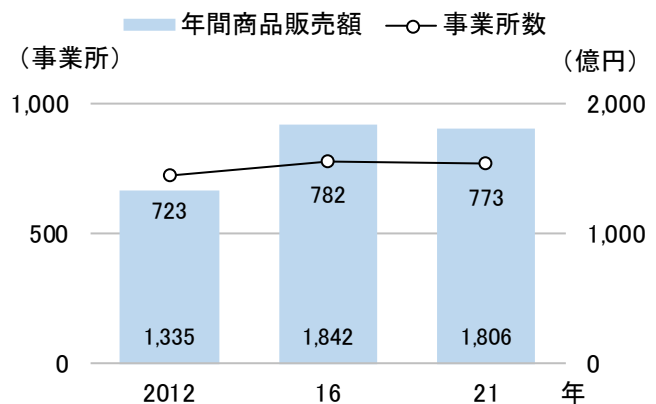
経営耕地面積・販売農家数の推移

【資料：農林業センサス】

●郊外型大型店が増加している商業

2021（令和3）年の年間商品販売額は1,806億円、事業所数は773事業所となっており、近年は横ばい傾向にあります。

市内には御殿場プレミアムアウトレットや御殿場高原時之栖などの大型誘客施設があるほか、国道246号バイパスや国道138号沿い、県道401号沿いは観光客の往来が多いことから飲食店が多く立地しています。



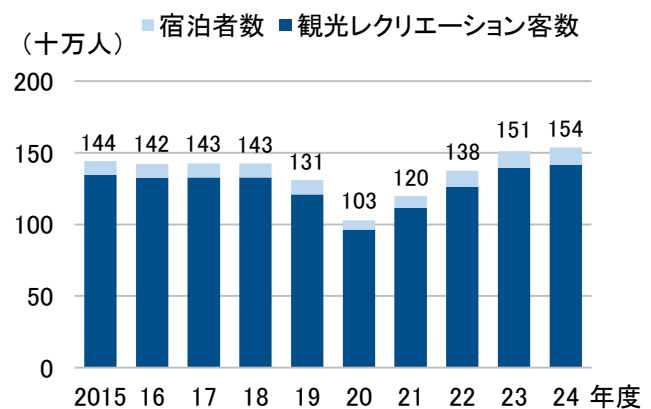
年間商品販売額・事業所数の推移

【資料：経済センサス活動調査】

●県内第3位の観光交流客数

本市は、富士山など優れた自然環境と優位な地理的条件を有しているため、屋外スポーツ・レクリエーション施設が多数立地しています。

2024（令和6）年度の観光交流客数は1,538万人（観光レクリエーション客数1,416万人、宿泊者数122万人）であり、県内では静岡市、浜松市に次ぐ第3位となっています。



観光交流客数の推移

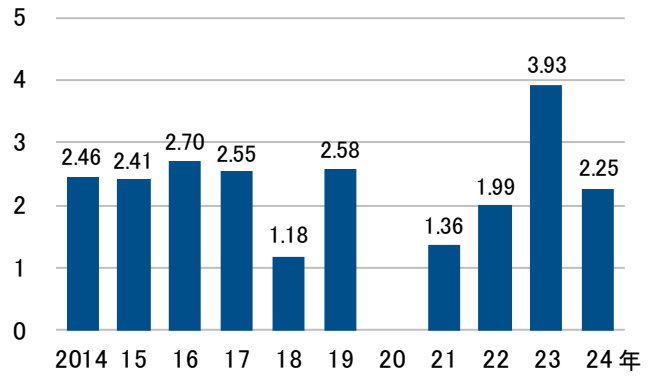
【資料：静岡県の観光交流の動向】





●関心が高まる富士登山

2013（平成25）年6月に富士山が世界文化遺産に登録されたことから、国内外からの関心が高まり毎年2～4万人程度訪れており、2024（令和6）年の富士山御殿場口における登下山者は22,530人となっています。2020（令和2）年は、コロナウイルス感染症の影響により閉山しました。



富士山御殿場口登下山者の推移

【資料：御殿場市統計書・観光交流課】

1-4 | 文化財・景観

●富士山をはじめとした指定登録文化財

本市では、環境に関する指定文化財として、国指定の特別名勝及び史跡である「富士山」、国の天然記念物である「駒門風穴」「印野の熔岩隧道」などがあります。

御殿場市内の指定文化財（環境に関連するもの）

区分	名称
国指定	【特別名勝】富士山、【史跡】富士山、【天然記念物】駒門風穴、印野の熔岩隧道
県指定	【史跡】深沢城跡、【天然記念物】二枚橋のカシワ、永塚の大スギ、宝永のスギ、川柳浅間神社のスギ
市指定	【天然記念物】駒門の大公孫樹、二岡神社の社叢、神山のタブノキ、印野内山のヒノキ

【資料：社会教育課】

●眺望景観にめぐまれたまち

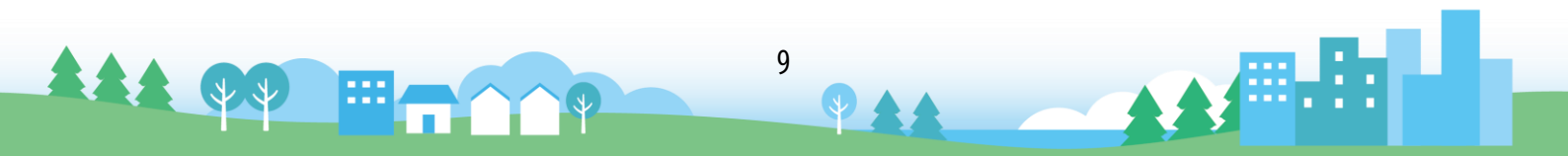
市内の富士山を眺められる場所のうち、後世まで遺しておくべき良好な場所を「御殿場市富士山眺望遺産」として市独自に認定し、その保全と活用を図っています。33か所の候補から選定し、富士山御殿場口、富士仏舎利塔平和公園、乙女の鐘、夢の大橋（御殿場プレミアムアウトレット）、旧美華ガーデンの富士松天望台の5か所を富士山眺望遺産として決定しました。

また、富士山が2013（平成25）年6月に世界文化遺産に登録され、市内の須山口登山道（現御殿場口登山道）は構成資産の一つとなっています。

主な眺望地点・景観資源

富士山眺望遺産	富士山御殿場口、富士仏舎利塔平和公園、乙女の鐘、夢の大橋（御殿場プレミアムアウトレット）、旧美華ガーデンの富士松天望台
富士見十景	富士山御殿場口、富士仏舎利塔平和公園、長尾峠、御殿場市温泉会館、乙女の鐘（乙女峠）、友愛パーク原里、パレットごてんば、富士見台（富士岡駅高堤防）、夢の大橋（御殿場プレミアムアウトレット）、天神山（御殿場高原時之栖）
観光十二選	長尾峠、乙女峠、富士山双子山、御胎内清宏園、幕岩（富士ハイキングコース）、東山湖、富士仏舎利塔平和公園、東富士園芸センター、神場山神社、駒門風穴、新橋浅間神社、御殿場の夜景（乙女峠）
景観資源	箱根火山群、富士・愛鷹火山群、宝永山、宝永火口、印野の熔岩隧道（御胎内）、駒門風穴、乙女峠、長尾峠

【資料：御殿場市景観計画 ほか】



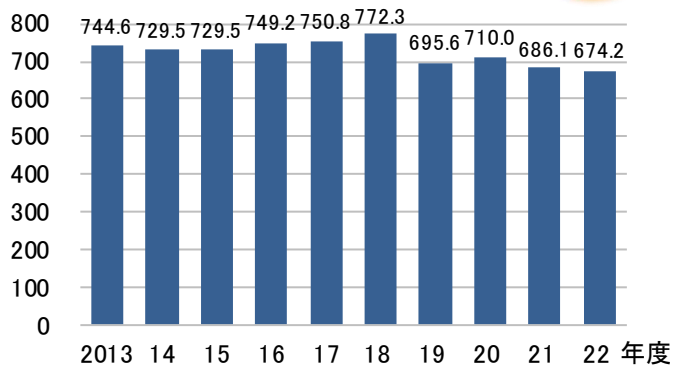
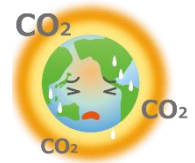
第2節 脱炭素社会

2-1 | 地球温暖化・温室効果ガス

●温室効果ガス排出量の90%を占める二酸化炭素

本市における2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量は674.2千t-CO₂で、2013（平成25）年度と比較すると9.5%減少していますが、地球温暖化を防ぐためには、温室効果ガス実質排出量ゼロに向けてさらなる努力が求められます。

ガス別では、二酸化炭素（CO₂）が90.0%と最も大きく、次いで代替フロン類が7.5%、メタンが1.7%、一酸化二窒素（N₂O）が0.8%となっています。



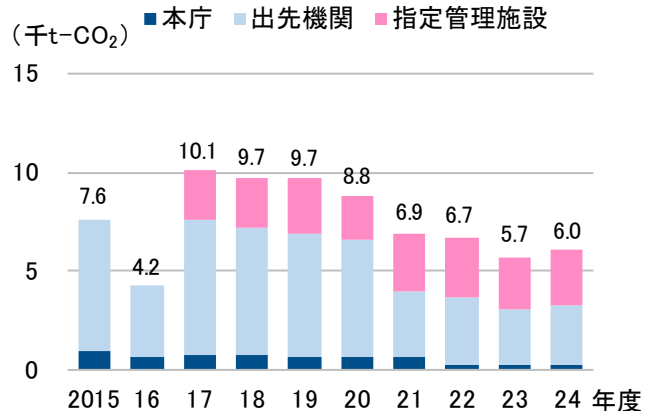
部門別温室効果ガス排出量の推移

【資料：御殿場市温室効果ガス排出量算定業務委託報告書】

●減少傾向にある本市の事務事業による温室効果ガス排出量

本市では、市役所の事務及び事業の実施によって排出される温室効果ガスの排出量を抑制するため、2021（令和3）年3月に「第5期御殿場市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、全職員が市役所の事務・事業において、温室効果ガスの削減目標達成に向け取り組んでいます。

2024（令和6）年度の事務事業による温室効果ガス排出量は6,047t-CO₂となっており、減少傾向にあります。



市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量
※2017（平成29）年度から指定管理施設も対象

【資料：御殿場市の環境】

●2050年に向けた御殿場市ゼロカーボンシティ宣言

本市は2020（令和2）年2月、2050（令和32）年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言しました。国が掲げる2050年の脱炭素社会の実現に向けた内容を盛り込んだ「御殿場市版脱炭素ロードマップ」を2023（令和5）年1月に策定しました。

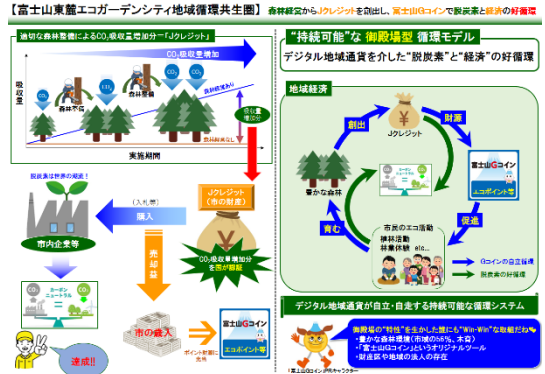
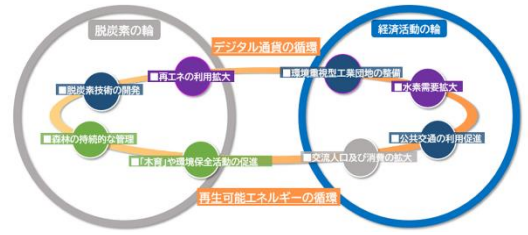


●ゼロカーボンシティ共同宣言と富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏

2022（令和4）年5月には、富士山麓の5市町（富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町）が2050（令和32）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ共同宣言」をしました。

脱炭素社会の実現を目指し、富士山麓の森林保護、エネルギーの地産地消、環境負荷の少ない交通の普及促進などに一体となって取り組むこととしています。

また、富士山東麓地域における新たな広域連携として、本市と裾野市、小山町と共同で静岡県に申請していた「富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏」が、2023（令和5）年1月23日県内の先行モデルとなるふじのくにフロンティア地域循環共生圏の第1号認定を受けました。これは、本市が取り組む、環境と経済の好循環、木育、デジタル戦略などの施策をSDGsの考え方でつないだものです。富士山麓の豊かな森林からJ-クレジットを生み出し、カーボンニュートラルへの貢献を目指す企業へ売却することで、その利益を富士山Gコインの財源とし、環境に関連する市民活動へのポイント原資とする「御殿場型循環モデル」の取り組みを進めています。

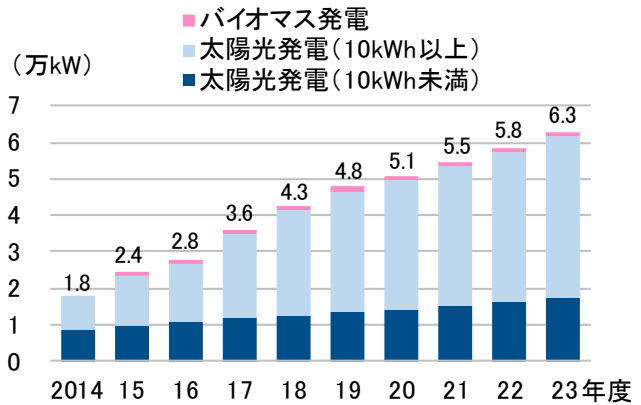


富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏

2-2 | 省エネルギー・再生可能エネルギー

●増加する再生可能エネルギーの設備容量

2023（令和5）年度の再生可能エネルギー導入設備容量は合計62,881kWとなっており、そのうちの約98%が太陽光発電、約2%がバイオマス発電となっています。



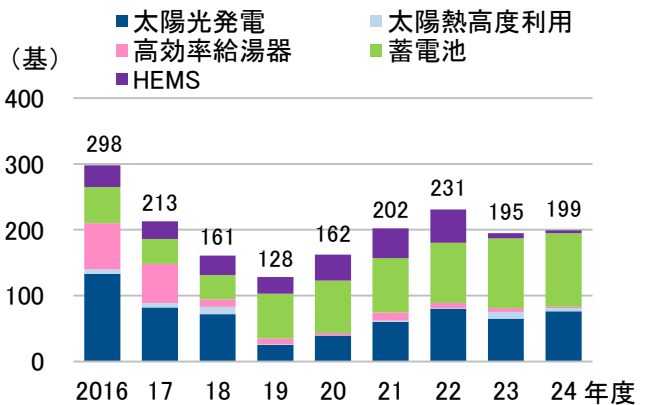
再生可能エネルギーの設備容量の推移

【資料：環境省・自治体排出量カルテ】

●新・省エネルギー機器導入への補助

本市では、地球温暖化防止のため、環境への負荷が少ない新・省エネルギー機器の導入を推進しており、新・省エネ機器等を導入した際に補助金の交付を行っています。

2024（令和6）年度の補助件数の合計は199件で、近年、減少傾向にあります。リチウムイオン蓄電池システムは2019（令和元）年度から増加しています。



新・省エネ機器等の導入への補助件数の推移

【資料：御殿場市の環境】

●公共施設への再生可能エネルギーの導入

御殿場市・小山町広域行政組合の富士山エコパーク焼却センターでは、蒸気タービン発電機を備えており、ボイラーから出た蒸気ので蒸気タービンを回して発電しています。最大2,500kWの発電が可能で、焼却センターの電力として使用し、小中学校をはじめとする公共施設で使用するにより、電力のゼロカーボン化を達成するとともに、エネルギーの地産地消、電気料金の削減に努めています。

2-3 | 交通

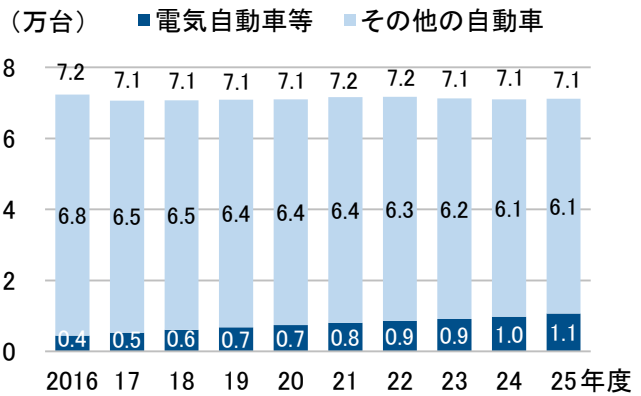
●増加する次世代自動車の保有台数

2025（令和7）年度の自動車保有台数は71,201台であり、近年は横ばい傾向にあります。1世帯当たり自家用乗用車台数は1.56台/世帯であり、静岡県（1.45台/世帯）より多くなっています。



2025（令和7）年度の電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及台数は10,681台、対保有台数割合は15.0%（静岡県15.5%）です。

本市では、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車）に対して、2021（令和3）年度から補助金の交付を行っています。2024（令和6）年度までに電気自動車72台、燃料電池自動車1台に補助を実施しました。



自動車保有台数の推移

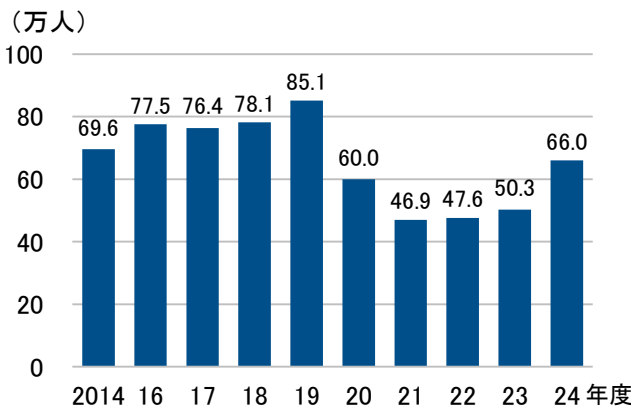
【資料：静岡県の自動車保有台数】

●減少する地域公共交通の利用者

本市では、富士急モビリティ（株）、富士急バス（株）、箱根登山バス（株）の路線バス、JR御殿場線、小田急電鉄（株）の鉄道及び民間7社のタクシーによって主要な地域公共交通の体系が構成されています。また、東名御殿場インターチェンジ前などには高速バス運行事業者が利用者用駐車場を整備しており、パーク・アンド・ライドによる高速バスの利用が可能となっています。

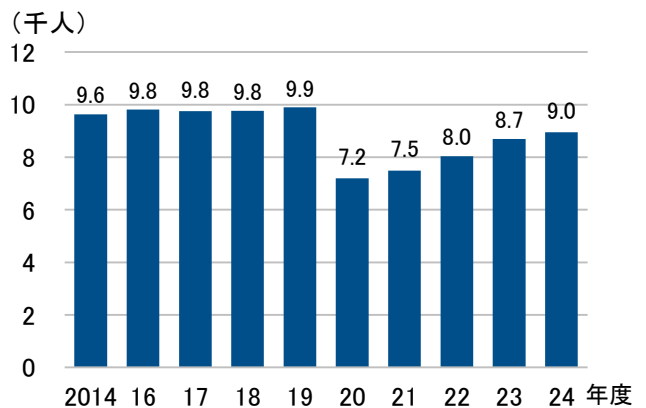


2024（令和6）年度のバスの年間利用者数は659,759人、電車の1日平均乗降者数は約8,954人となっており、コロナ禍に減少したものの、徐々に回復傾向がみられます。



バスの年間利用者数の推移

【資料：御殿場市の環境】



電車の1日平均乗降者数の推移

【資料：御殿場市の環境】

●新たな公共交通

持続可能なまちづくりのため、既存の交通手段に加えて、今後を見据えた超小型EV等の最先端の次世代モビリティを活用した利便性の高い新たな地域交通を検討する必要があります。本市では、次世代モビリティに関する事業・課題の情報共有、規制緩和に向けた共同事業の実施などを行い、次世代モビリティの普及促進を図ることを目的とした「次世代モビリティ都市間ネットワーク」に加入し、加入自治体とともに次世代モビリティの普及促進などに向けた取り組みを進めています。

2-4 | 森林吸収

●年間 22.0 千 t-CO₂ の森林吸収量

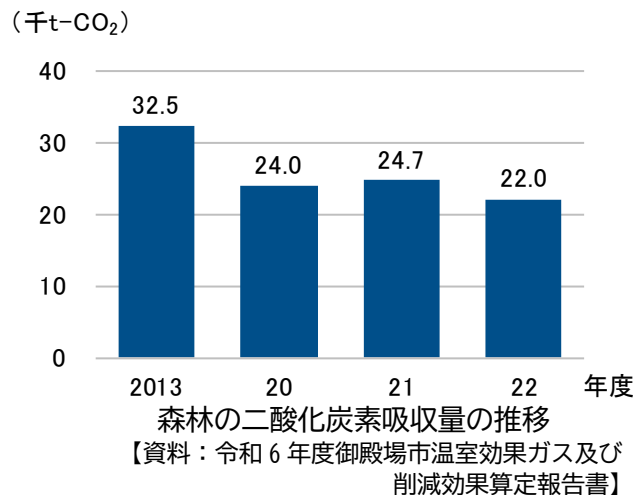
2022（令和4）年度の本市の二酸化炭素吸収量は 22.0 千 t-CO₂ です。

●森林由来の J-クレジットの創出

本市では、市内の財産区や法人と連携し、森林由来の J-クレジットの創出に取り組んでいます。

2024（令和6）年8月には県内自治体として初めて森林由来の J-クレジットの認証（47t-CO₂）を国から受け、同年10月に入札により売却しました。

本市、富士市、富士宮市、裾野市、小山町の4市1町で構成する「富士山ネットワーク会議」が2024（令和6）年10月、「富士山麓の森林を守り、J-クレジットにより脱炭素を促進する共同宣言」を行ったことにより、行政区域の枠を超えた J-クレジット創出・活用の基盤が整いました。

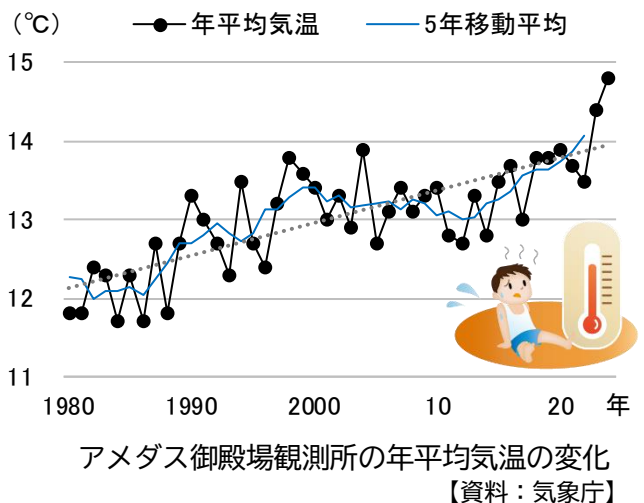


2-5 | 気候変動

●上昇している平均気温

世界の平均気温は100年当たり0.77℃、日本の平均気温は100年当たり1.40℃の割合で上昇しています。

アメダス御殿場観測所のデータによると、本市でも年平均気温が上昇しており、熱中症の増加や自然災害の頻発、農産物の栽培適地の移動、生態系への影響などが生じる可能性があります。



●気候変動についての実感

2024（令和6）年度に実施した「第三次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査」（以後、アンケート調査という）によると、多くの市民が気候変動による影響を実感していることがわかりました。最も多かったのは気温上昇とその健康・生活への影響であり、エアコンの使用増加や猛暑による熱中症リスクなどの意見が多くあげられています。また、農林水産業では作物の収穫時期の変化や収量減少、自然生態系では昆虫や動物の分布変化、集中豪雨や台風の増加といった自然災害の頻発も強く感じています。

第3節 循環型社会

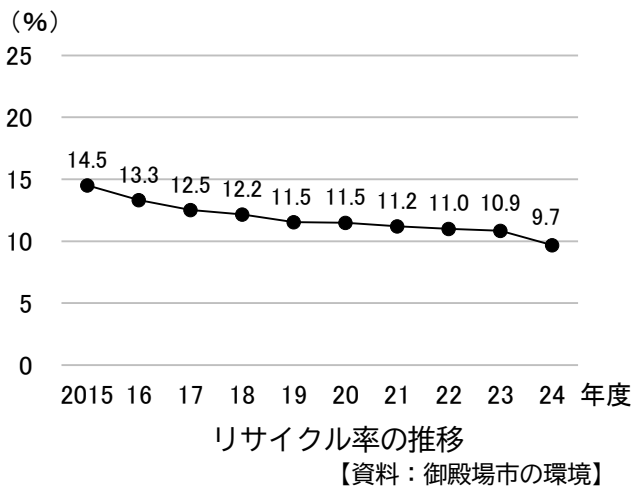
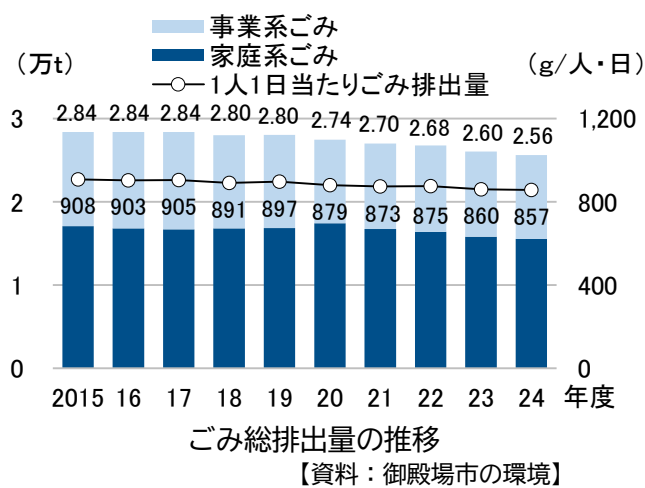
3-1 | ごみ・リサイクル

● やや減少傾向で推移するごみ総排出量

2024（令和6）年度のごみ総排出量は25,609tとなっており、そのうち家庭系ごみが60.7%、事業系ごみが39.3%を占めています。全体のごみの排出量はやや減少傾向にあります。

市民1人1日当たりごみ排出量は857g/人・日で、2023（令和5）年度の国平均（851g/人・日）、静岡県（807g/人・日）より多くなっています。

2024（令和6）年度の家系ごみリサイクル率は9.7%となっており、年々減少傾向にあります。2023（令和5）年度の国平均（19.5%）、静岡県（17.9%）よりも低くなっています。近年では、民間事業者による資源回収が進んでおり、行政が回収する資源物の量が減少していることが主な原因として考えられます。



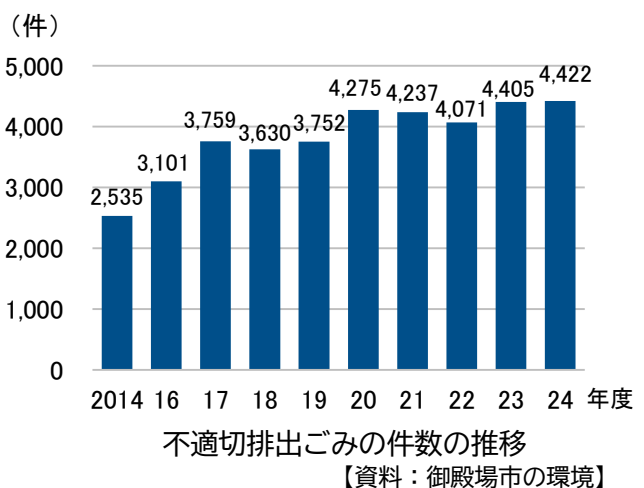
● 資源回収・再資源化の推進

家庭からごみ集積所及び指定場所へ排出されるごみは、市が回収し、事業所から排出されるごみは、事業所の責任において処理をしています。ごみの種類は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみに分けて収集しています。また、2015（平成27）年4月からペットボトル・金属類・小型家電・体温計（水銀）・スプレー缶の集積所回収、小型家電（個人情報を含むもの）・古着・古布の拠点回収を行っています。

本市の一部のごみ集積所に排出される生ごみは、御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合の「ゆめかまど」で減容処理し堆肥にして、市民等に提供しています。

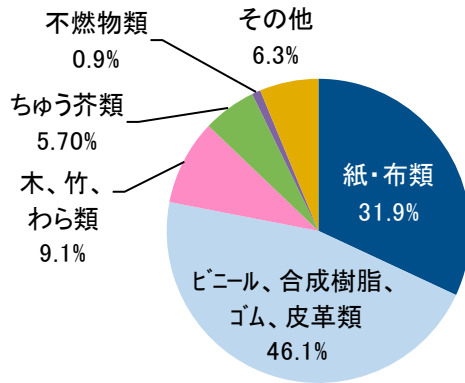
また、ごみの再資源化、環境美化及び資源の有効利用に対する市民の意識高揚を図るため、市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収に対して、資源回収団体奨励金を交付しています。

なお、不適切排出ごみの件数は増加傾向にあります。



●紙類・布類が約4割以上を占めるごみ組成

2023（令和5）年度における御殿場市・小山町広域行政組合富士山エコパーク焼却センターの可燃ごみの組成調査の結果は、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」（46.1%）が最も多く、次いで「紙・布類」（31.9%）となっています。



ごみ組成調査結果（2023年度）
（富士山エコパーク焼却センター）
【資料：一般廃棄物処理実態調査】

●「3010運動」などの食品ロス対策の実施

本市では、誰でもできる身近な食品ロス削減の取り組みの一つとして、飲食店での会食をもっと楽しく、さらに食べ残しによる食品ロスを減らすため、会食の開始後30分と終了前10分間は自席で目の前の料理を楽しむ呼びかけをする、食品ロス削減国民運動「3010(さんまる・いちまる)運動」を広げています。3010運動のお客様への呼びかけや、様々な食品ロス削減に取り組む飲食店等を推奨しています。



3-2 | 一般廃棄物の中間処理・最終処分

●廃棄物処理施設での適正処理

本市で発生した一般廃棄物の処理を行っている施設で、本市が管理している施設は、御殿場市一般廃棄物最終処分場のみとなっており、他の施設は、御殿場市・小山町広域行政組合が管理を行っています。

一般廃棄物処理施設の概要

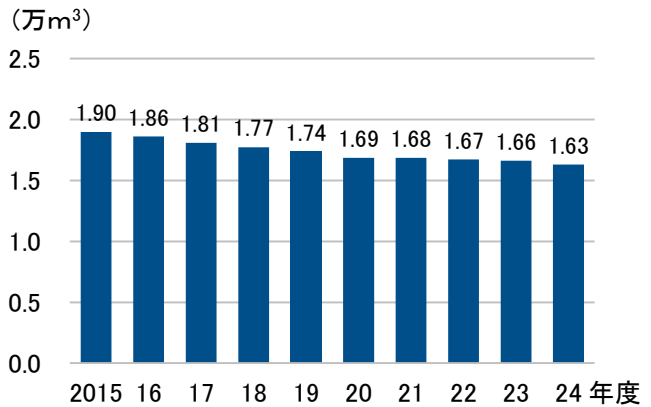
	可燃ごみ焼却施設	再資源化施設	最終処分場
名称	御殿場市・小山町広域行政組合焼却センター （富士山エコパーク焼却センター）	御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センター （富士山エコパーク再資源化センター）	御殿場市一般廃棄物最終処分場
所在地	御殿場市板妻 862-15	御殿場市神場 2536-23	御殿場市神場 834-16
供用開始	2015（平成27）年4月	2017（平成29）年10月	2000（平成12）年3月
概要	全連続式ストーカ炉：143t/日（71.5t/日×2炉）	不燃ごみや粗大ごみの破碎・選別、資源物の選別・減容	埋立方式：セル&サンドイッチ

【資料：御殿場市一般廃棄物処理基本計画、御殿場市・小山町広域行政組合ホームページ】



●最終処分場での埋立処分

本市の一般廃棄物最終処分場は、2000(平成12)年4月より稼働開始し、不燃ごみ等の減量や高度な資源化の取り組みにより、最終処分する埋立物を予定より減少させ、埋立地の延命化に成功しています。なお、2024(令和6)年度の埋立残容量は1.63万m³となっています。



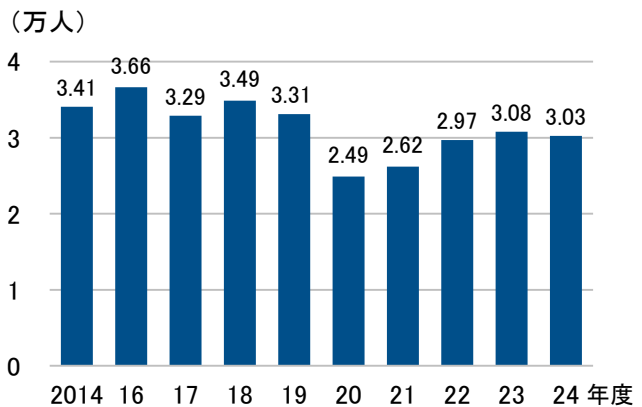
最終処分場の埋立残容量の推移

【資料：御殿場市の環境】

3-3 | 環境美化・不法投棄

●各地域で行われている環境美化活動

環境美化活動の一環として、住宅周辺の川や道路の清掃を市内各区の年間事業活動の一つに組み込んでもらい実施しており、2024(令和6)年度は30,263人が参加しました。また、環境美化活動を実施した区に対して、回収ごみを施設に搬入した年間出動車両数に応じて、予算の範囲内で報奨金を交付しています。

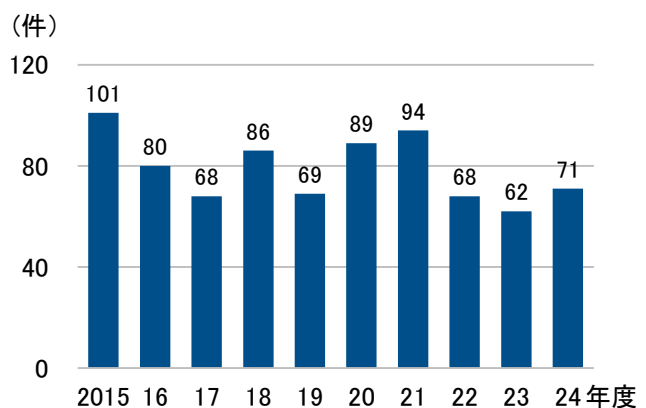


環境美化活動参加者数の推移

【資料：御殿場市の環境】

●毎年発生している不法投棄

廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等に捨てる行為を不法投棄といいます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条により、厳しく罰則が適用されます。2024(令和6)年度の不法投棄件数は、71件となっています。本市では職員や監視パトロール員によるパトロールを行っています。



不法投棄件数の推移

【資料：御殿場市の環境】

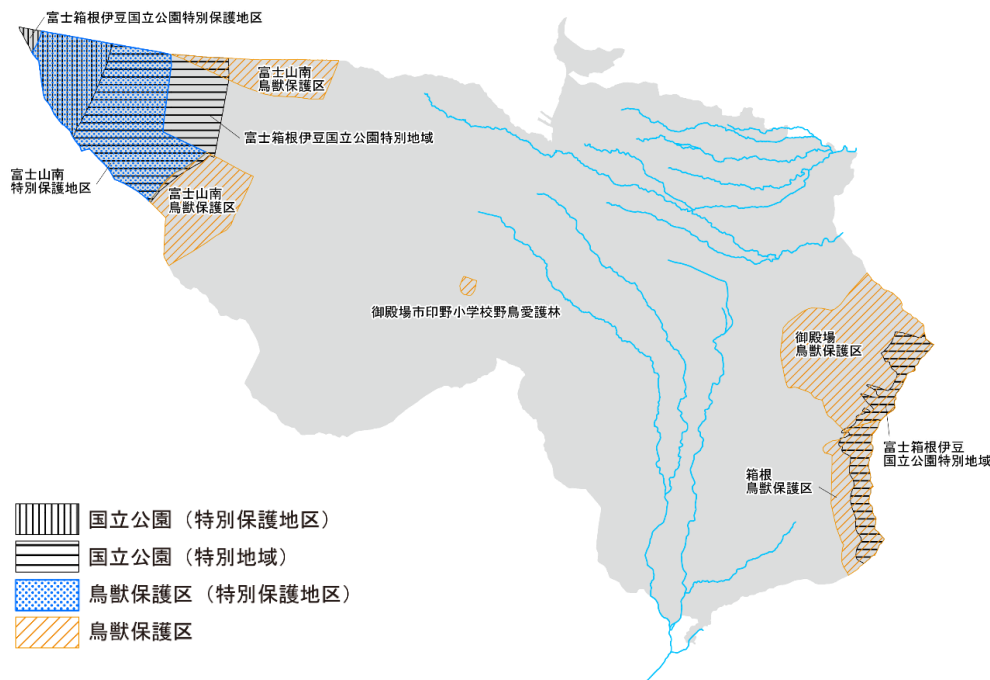
第4節 自然共生社会

4-1 | 自然保護地域

●富士箱根伊豆国立公園と鳥獣保護区の指定

本市の富士山中腹（標高およそ1,600m）以上の地域と、箱根外輪山の上（標高およそ900m以上）の地域は、「富士箱根伊豆国立公園」に指定されています。国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を図り、国民の保健休養の場として活用されるために指定されていて、特に風致景観を維持する必要性の高い特別地域では、工作物の設置、植物の採取などの各種行為は、国や県の許可を受けなければなりません。

鳥獣保護区は5か所が指定されています。このうちの1か所は「富士山南特別保護地区」であり、一定の開発行為が規制されています。



国立公園及び鳥獣保護区の指定状況

【資料：国土数値情報】

●富士山麓の植生保護

富士山中腹部（標高1,500mから2,000m付近）には厳しい環境のなかで、フジアザミやオンタデといった植物がわずかに生息しています。この周辺では、オフロード車やオフロードバイクの乗り入れが後を絶たず、これらの貴重な植物を踏み荒らすという被害が発生しています。こうした被害を防止するため、市も構成員となっている「富士山自然環境保全連絡会議」では、車両の乗り入れ防止柵や看板を設置するとともに、乗り入れ防止パトロールを定期的に行っています。



●富士山基金の活用

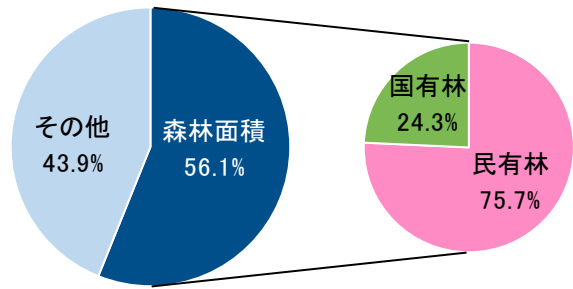
富士山の雄大な自然を守り、より豊かでより美しい富士山を後世に伝えていくため、1996（平成8）年度に、「富士山基金」を創設しました。市民をはじめとする、富士山に思いを寄せる多くの皆様から浄財を募り、2003（平成15）年度には、「御殿場市富士山基金委員会」を設立しました。基金は富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興等に活用しています。

4-2 | 森林・農地

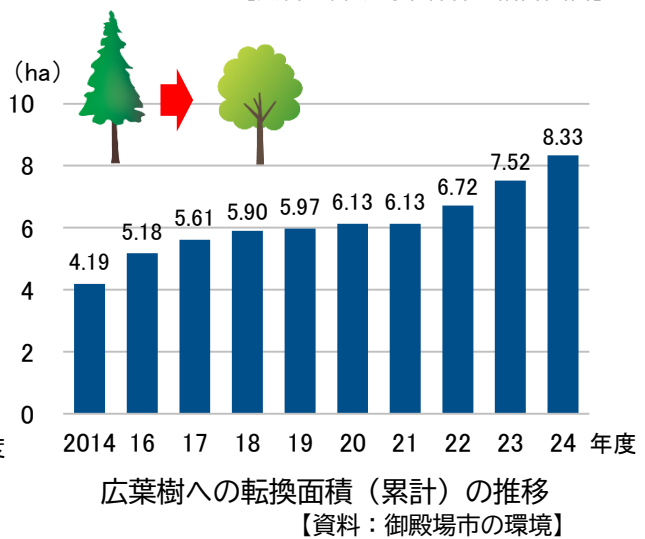
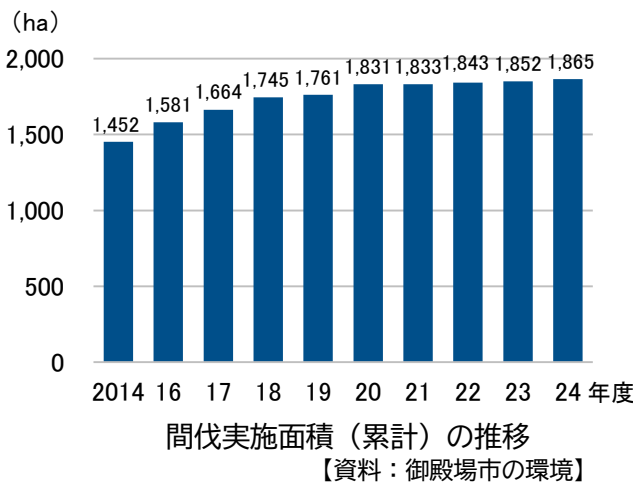
●森林の大部分は伐採適期を迎えている人工林

2022（令和4）年度時点では、本市の総面積19,490haのうち、森林面積は10,931ha（民有林8,278ha、国有林2,653ha）となっており、総面積の56.1%を占めています。

森林整備計画の対象となる民有林（3,587ha）のうち、スギやヒノキを主体とした人工林は2,803ha（人工林率78%）と大部分を占めています。人工林のうち、2,782haは41年生以上となっており、伐採期を迎えた成熟した材であることから、積極的な利用が望まれますが、森林整備は十分に進んでいない状況にあります。



森林面積と内訳（2022年度）
【資料：御殿場市森林整備計画書】



●森林環境税及び森林環境譲与税の活用

2019（令和元）年度に、「森林経営管理法」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行されました。森林整備のさらなる推進のため、森林所有者が市町村に森林経営管理を委託し、市町村が森林整備を進める制度です。2023（令和5）年度は、森林整備、「ごてんばっ木（こ）」柱材プレゼント事業、広葉樹（クヌギ・コナラ等）の植栽に森林環境譲与税を使用しました。

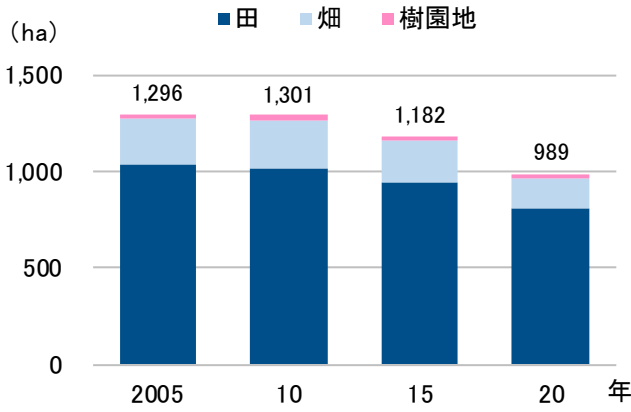
●「木育」の推進

本市はSDGsの理念に基づき、森林資源の保全・活用、地域活性化、御殿場らしい人づくり、まちづくり等につながる「木育」を推進していくため、2022（令和4）年4月に将来に向けて、木とふれあい、木に親しみ、木に学ぶ環境を整え、木を育て、木を活かし、多世代にわたって木のぬくもりを感じる豊かな暮らしを目指す「ごてんば木育推進宣言」を行いました。2023（令和5）年6月には、「御殿場の木のぬくもりと共に」を基本理念とした「御殿場市木育推進基本構想」を策定しました。

「木とふれあい、木に学び、木と生きる」ことから、豊かな暮らしづくり、社会づくり、そして森づくりに貢献する人の育成などにより、「木育」の推進を目指しています。

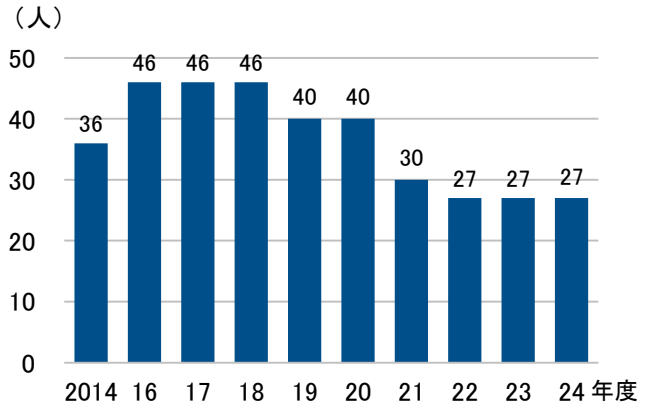
●減少する経営耕地面積

農業を取り巻く環境は厳しく、本市でも農家数・農家人口の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足などの問題が深刻になってきています。さらに、遊休農地が増加する一方で経営耕地面積は減少しており、農地の持つ多面的機能の低下、周辺農地などへ影響を及ぼす事例が見受けられます。なお、2020（令和2）年の経営耕地面積は、989haとなっています。



農業経営体の経営耕地面積の推移

【資料：農林業センサス】



エコファーマー認定数の推移

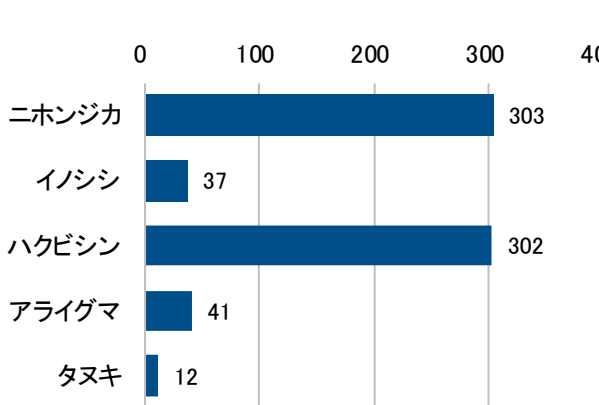
【資料：御殿場市の環境】

●ニホンジカやハクビシン等による農林産物被害

本市では「御殿場市鳥獣被害防止計画」を策定し、有害鳥獣の捕獲や適切な防護柵の整備など、総合的な被害防止対策を推進しています。

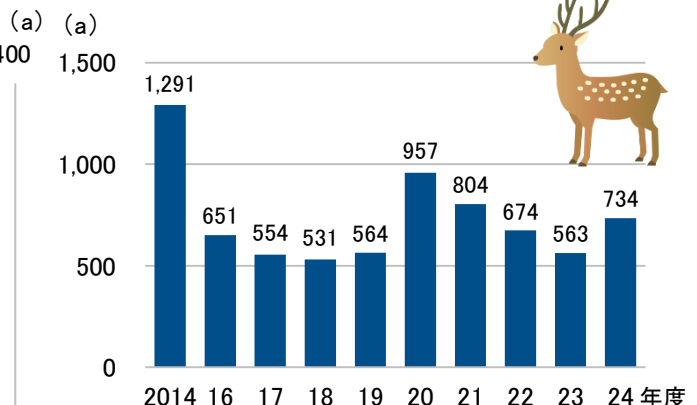
市内における鳥獣被害で主なものは、ニホンジカとハクビシンによるものであり、2024（令和6）年度の被害面積は734aとなっています。

ニホンジカによる農作物への被害は、水稻、果樹、野菜及びいも類等の食害であり、特に本市の基幹作物である水稻への被害が深刻となっています。山林での被害は、主に東富士演習場内及び箱根外輪山において発生しており、スギ・ヒノキ等の樹皮剥ぎ、クヌギ等の幼木の引き抜きなどです。



有害鳥獣による被害面積 (2021年度)

【資料：御殿場市鳥獣被害防止計画】

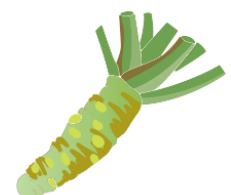


有害鳥獣による被害面積の推移

【資料：御殿場市の環境】

●富士山の伏流水・湧水を利用したわさび・水かけ菜栽培

本市の農業は、水稻を基幹作物として複合経営による土地利用型農業が行われています。また、富士山の伏流水・湧水で栽培される御殿場産わさびや水かけ菜は、本市の特産物となっています。特に、御殿場産わさびは、全国品評会で毎年のように大臣賞を受賞するなど高い評価を得ています。

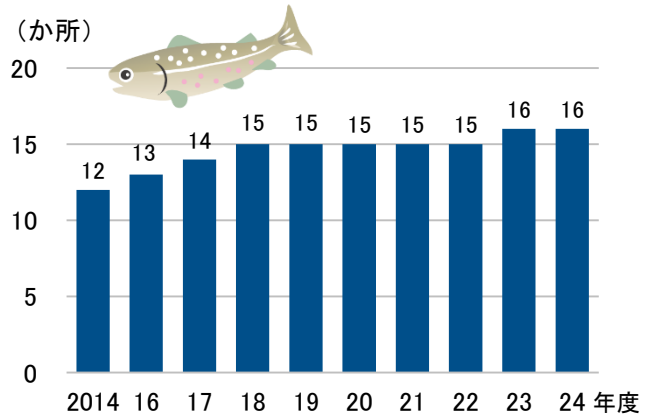


4-3 | 河川・水資源

●黄瀬川水系と鮎沢川水系がある河川

本市は、富士山の斜面の分水嶺に位置し、南斜面は、一級河川の黄瀬川水系、北斜面は二級河川の鮎沢川水系となっています。本市を流れる河川は、黄瀬川水系が73河川で総延長172.23km、鮎沢川水系が55河川で総延長153.05kmとなっています。

また、環境に配慮した河川整備箇所数は2024(令和6)年までの累計で16か所となっています。



環境に配慮した河川整備箇所数(累計)の推移
【資料：御殿場市の環境】

●豊富で良質な地下水

本市は富士山や箱根山麓等を源とする地下水のかん養源に位置し、その量・質ともめぐまれた地下水があります。この地下水は、市域の約56%を占める森林の保水や浄水作用を受けて育まれたものであり、今後とも豊富で良質な地下水を保全していくためには、森林の適正管理が必要です。

●数多く分布する湧水

市内には美しい湧水が点在し、昔から人々の暮らしと密接に関係してきました。「静岡県のみき水～湧水版レッドデータ」(静岡県、2001(平成13)年度)によると、市内の湧水地点として30地点が記録されていますが、このうち9地点(30%)が「豊富な湧水」、14地点(47%)が「減っている湧水」、7地点(23%)が「なくなった湧水」に分類されています。また、湧水量は毎年2回、県及び近隣2市町と合同で定点調査を実施しており、市内の調査は7か所で実施しています。

●水が育む産業

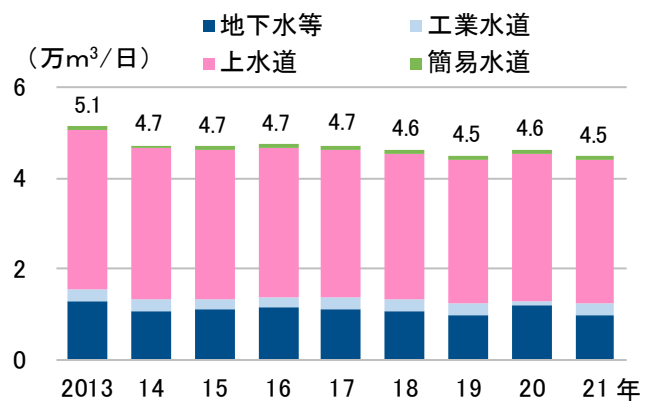
富士山に降った雨や雪は、麓の森林地帯で水源として養われ、豊かな伏流水や湧水として本市の多くの産業に活用されています。ウイスキー・地ビール・日本酒・ミネラルウォーターから、「御殿場コシヒカリ」やわさび、「みくりやそば」などの農産品まで、富士山という巨大な水瓶があるからこそ生まれるめぐみであり本市の魅力となっています。

●地下水の約7割を上水道としての利用

地下水は、工業用水(地下水等・工業水道)と生活用水(上水道・簡易水道)で利用しています。

本市の地下水等の利用状況をみると、2021(令和3)年44,845m³/日で近年、横ばい傾向にあります。内訳では、約7割を上水道(70.9%)で利用しています。

本市で過去に生じた地下水障害は、湧水の枯渇及び有機塩素系化合物による地下水汚染がありますが、広域的な地下水質の悪化や地盤沈下は発生していません。



地下水等の利用状況の推移
【資料：静岡県地下水調査報告書】

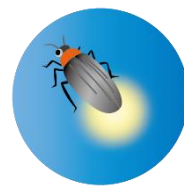
●地下水の保全のための活動

本市では、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源保全を目的として、「御殿場市土地利用事業指導要綱」及び「御殿場市地下水の採水等に関する指導要綱」により指導を行っています。また、地下水汚染防止対策として、定期的に市内の地下水の水質調査を実施するとともに、県東部地域の5市4町で「静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会」を設立し、地下水汚染の原因ともなる有機塩素系溶剤を使用する事業所に対し、排水の調査や、溶剤の使用・保管などに関する調査・指導を行い、地下水汚染の未然防止を図っています。

市内では4か所の観測井及び1か所の地下水観測地点を定め、毎月水位を観測しています。年度ごとには若干の変動はあるものの、調査開始以来大幅な減少もなく推移しています。

●生きものとふれあう環境教育事業の実施

本市では、御殿場市水質保全協議会が河川に関する知識と美化意識を啓発するため、市内の河川で生きものとふれあう環境教育事業を実施しています。2024（令和6）年度は、水生生物観察会、魚の放流会、ホタルの幼虫の観察・放流会を開催しました。



4-4 | 生物

●3,000m以上の標高差に生息・生育する多様な動植物

本市は3,000m以上の標高差があることから、多くの動植物が生息・生育しています。市内には希少な動植物も多く確認されていることから、御殿場市版レッドデータブックの策定を進めています。

【火山荒原】

火山荒原は、富士山の山頂から標高1,500m前後の太郎坊周辺にかけて大きく広がっています。このうち、標高約3,300m以上の部分はコケ類等以外、ほとんど植物の育たない自然裸地で、それ以下の約3,300~1,500m付近が高山植物や火山荒原性の草本類が生育する自然草原域にあたります。

【自然林】

標高約1,600~800m付近にかけての代表的な自然林は、ブナやミズナラ等の落葉広葉樹の大木が茂る森です。秋から冬にかけて葉が落ちる森には、実のなる木や草花が育ち、それらの木の実を食べる動物や小鳥が集まり、森のなかには生きものたちの活気にあふれています。

また、標高600m前後の地域には、印野の御胎内清宏園のように、ブナやミズナラに代わって、同じ仲間のコナラやクリの落葉広葉樹を中心とした自然林もあります。これらの森は、炭焼きや柴刈などで、人間が伐採した後自然に育ったものです。

【草原】

滝ヶ原から大野原にかけてのススキ草原は、全くの自然草原ではなく、常に草刈りや火入れなどによって樹木の生長を抑制しているために成り立っている半自然の草原です。しかし、今では日本全体のなかでもこれだけの規模の草原は少なくなりつつあり、マツムシソウ、オミナエシ、キジムシロ等の野草やジャノメチョウ、ヤマキチョウ等のチョウ類、コヨシキリやオオジシギ等の草原の鳥類等、多くの動植物にとって貴重な場所となっています。

【水辺】

川辺や湧水、水田の周辺は、市街地の近くにありながら、比較的良好な自然環境が多く残された場所です。これらの場所は、水辺の少ない富士山麓で、水のなかの生きものや水辺の動植物が集まる貴重な場所となっています。

水辺の周辺には、アカガシやケヤキ等の自然林も残り、ヤマセミやカワセミ、カエルやホタル等、多くの生きものが集まってきます。また、湧水の源流部には、水中で可憐な花を開くバイカモ等も生育しています。

●傷病鳥獣の保護

本市では、負傷や病気などで動けなくなっている野生鳥獣を保護し、鳥獣保護管理員と連携を図り、自然に還すことに努めています。ただし、野鳥の捕獲の許可と飼養登録が必要で、違法捕獲や無登録飼養は法律により罰せられます。2024（令和6）年度は8件の傷病鳥獣の保護をしました。

●ポッチとニャンチの愛の伝言板、子犬・子猫の幸せ探し

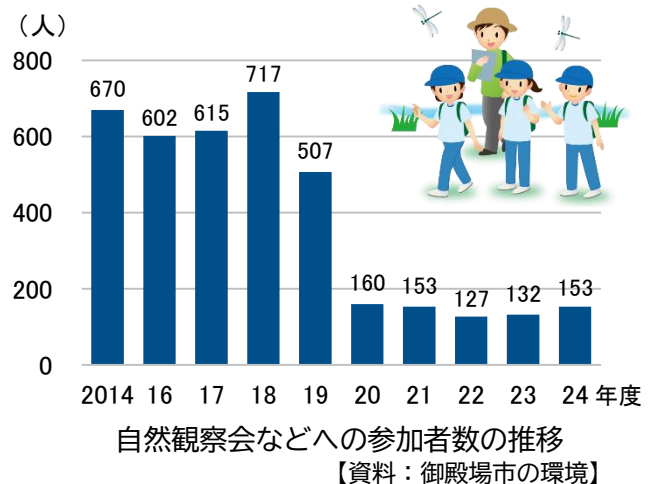
本市では、一般社団法人静岡県動物保護協会が家庭で飼っている犬・猫を譲りたい人と、犬・猫を家庭で飼いたい人との情報の懸け橋として、「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を設置しています。また、駿東獣医師会が主催となり、子犬・子猫の幸せ探し（譲渡会）を行っています。

4-5 | 自然とのふれあい・公園

●富士山をはじめとする自然とのふれあいの場

富士山周辺には、御殿場口登山道や宝永遊歩道等の登山歩道やハイキングコースがあり、富士山の自然を満喫できます。特に御殿場口登山道の2合8勺（標高2,050m）以上は、往時の須山口登山道の一部として国史跡の指定を受けており、世界遺産・富士山の構成資産の一つとなっています。さらに、太郎坊や宝永山周辺、御胎内清宏園、あまだとんぼ池では自然観察、東山湖、富士仏舎利塔平和公園、富士山スカイラインなどでは桜や紅葉を楽しめます。

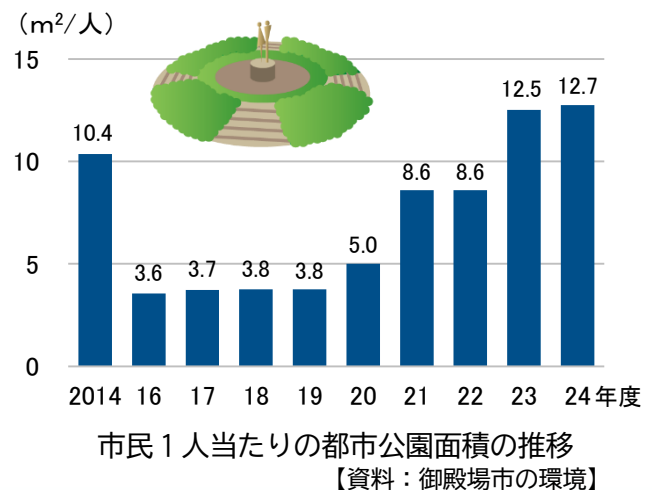
本市では自然観察会を開催していますが、コロナ禍以降は参加者が減少しています。



●今後も整備が必要な公園

本市には、秩父宮記念公園、中央公園、遊 RUN パーク玉穂などたくさんの都市公園があります。

2024（令和6）年度の市民1人当たりの都市公園面積は12.7m²/人となっています。



第5節 安全・安心な社会

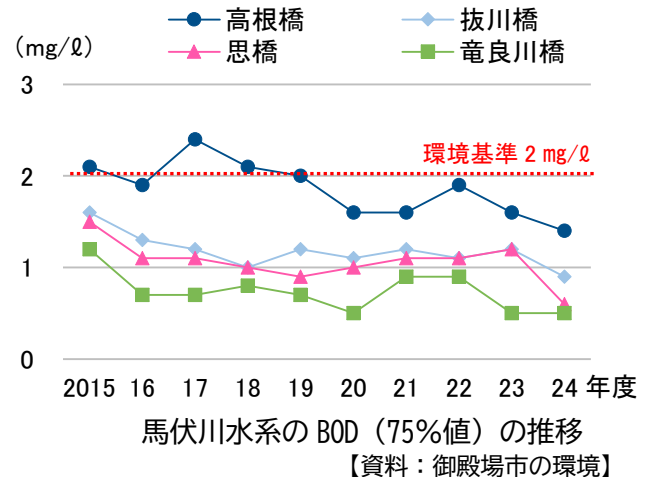
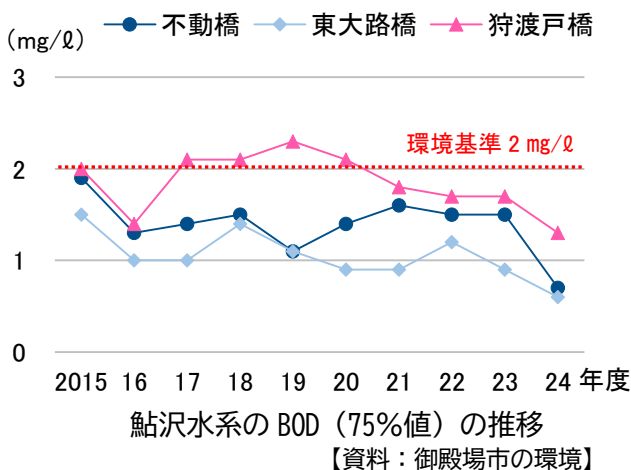
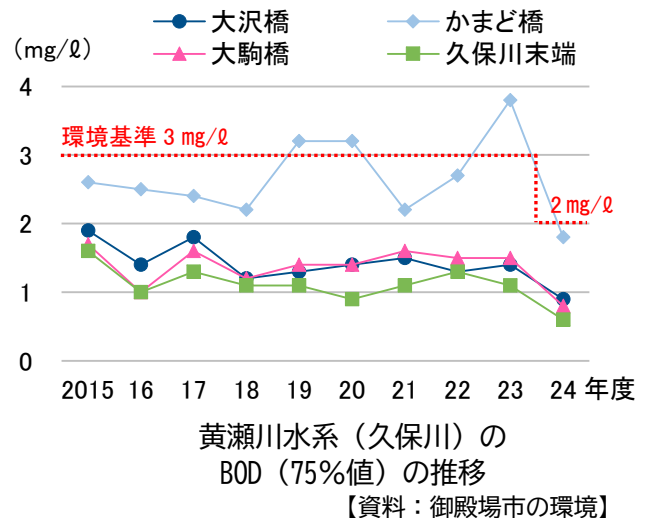
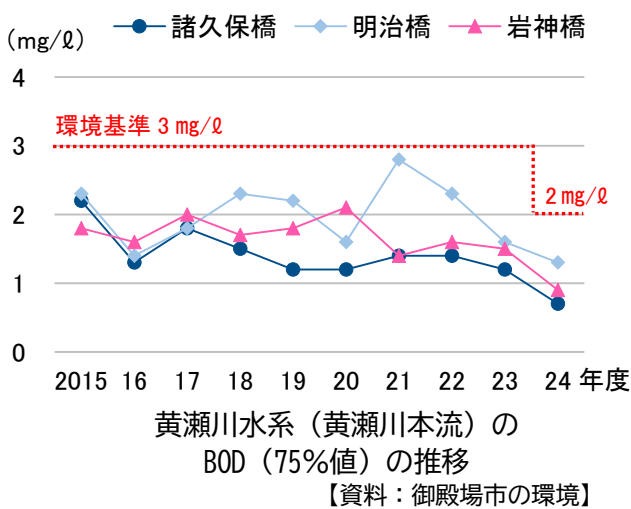
5-1 | 水質汚濁

●一部地点で環境基準を超過している河川のBOD

本市では、1973（昭和48）年度から黄瀬川及び鮎沢川の水系ごとに各7か所で水質調査を行っています。水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）75%値の推移をみると、年によって環境基準値をわずかに超過している地点がみられます。また、2023（令和5）年度からは黄瀬川水系の環境基準値が3mg/lから2mg/lに変更になったため、引き続き注意が必要です。



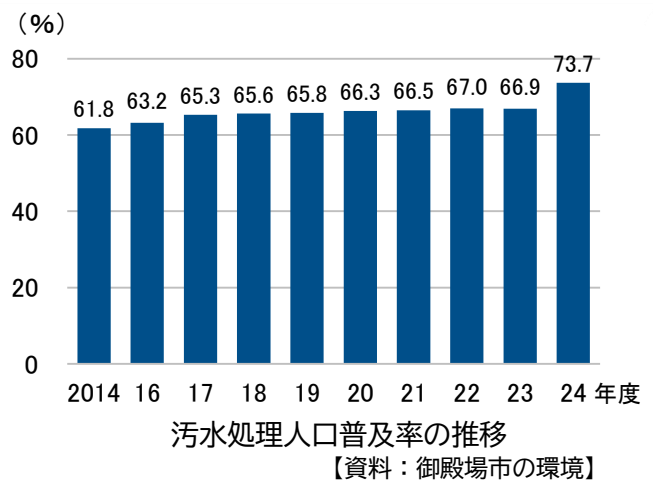
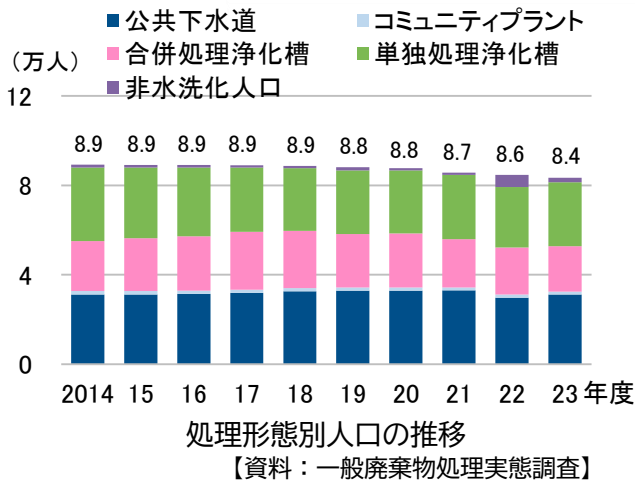
※75%値：1年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値。



●整備の進む生活排水対策

私たちは日常生活に伴って炊事、洗濯、入浴などの生活雑排水やし尿など、浄化槽で処理した排水を河川に流しています。排水中の汚濁は、し尿が約30%、それ以外の生活雑排水が約70%を占めるといわれています。本市の2024（令和6）年度の污水処理人口普及率は73.7%であり、2023（令和5）年度の県平均（85.7%）より低くなっています。

本市では、生活排水による公共用水域等の水質汚濁を防止するため、専用住宅に浄化槽を設置する人に対し、「浄化槽設置事業補助金」を交付しています。



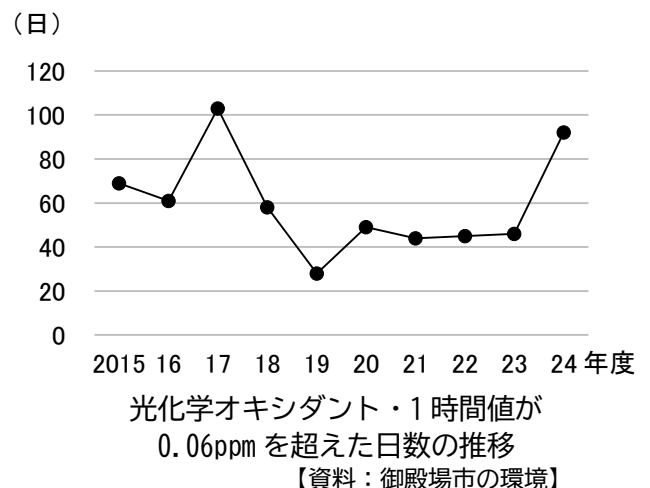
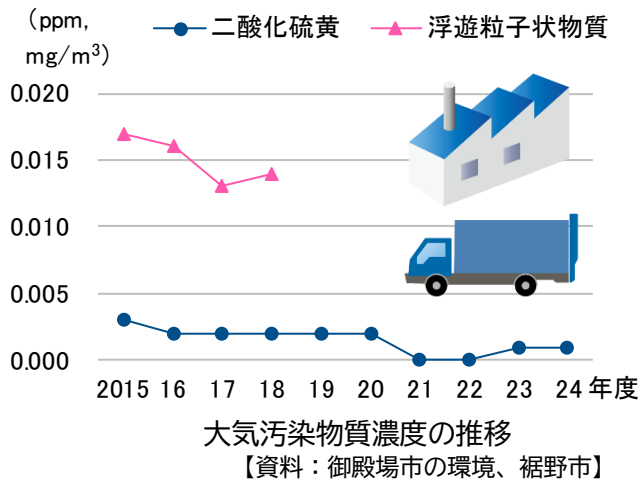
5-2 | 大気汚染

●概ね環境基準を達成している大気汚染物質

本市では、御殿場市役所敷地内の観測室に県が所有する自動測定機を設置して、大気汚染の常時監視を行っています。二酸化硫黄 (SO₂) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の濃度は全体的に減少傾向となっており、いずれも環境基準を達成しています。

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) は、2018 (平成 30) 年 12 月に御殿場市役所本庁舎内の観測室へ静岡県の微小粒子状物質自動測定装置が設置されたことにより測定を開始しましたが、2020 (令和 2) 年 7 月に故障したため、2020 (令和 2) 年度は 5 か月の測定でしたが、環境基準を達成しました。2021 (令和 3) 年度より近隣の測定機器の情報を参考に掲載しています。

光化学オキシダント (Ox) は、1974 (昭和 49) 年の測定開始以来、環境基準を若干上回る日があるものの横ばい傾向となっており、毎年度、環境基準を達成していません。全国的にみても環境基準を達成していないため、異常値が観測されているわけではありません。「静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づいて、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm を超えた場合は、気象条件を加味して注意報等の発令が行われます。



※環境基準

- 二酸化硫黄 (SO₂) : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) : 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。
- 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) : 1 年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35μg/m³ 以下であること。
- 光化学オキシダント (Ox) : 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

微小粒子状物質（PM2.5）濃度測定結果

年度	平均値	1日平均値の年間2%除外値	環境基準の適否
2019 (R1)	7.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	20.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
2020 (R2)	8.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	20.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
2021 (R3)	7.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	17.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	-
2022 (R4)	7.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	17.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	-
2023 (R5)	7.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	20.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	-
2024 (R6)	8.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	19.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	-

注) 2021 (令和3) 年度より近隣の測定機器の情報を参考としたため、環境基準の評価はしていない。

【資料：御殿場市の環境】

●工場・事業所、自動車からの大気汚染物質対策

大気汚染を防止するために、1968（昭和43）年に「大気汚染防止法」が制定され、工場・事業場から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質である窒素酸化物等は、ばい煙発生施設ごとに排ガス量に応じた排出基準が定められ、また粉じん発生施設は粉じんの飛散を防止するための構造、使用方法及び管理基準が定められています。

自動車からの大気汚染物質の排出量は、「大気汚染防止法」に基づく自動車排出ガス規制の強化に伴い大幅に削減されてきましたが、引き続き大気環境の改善に向けて、交通対策による交通混雑の緩和や大気汚染物質の排出量の少ない次世代自動車の普及により、環境への負荷の軽減を図る必要があります。

5-3 | 騒音・振動・悪臭

●感覚公害とされる騒音・振動

騒音及び振動の防止対策として、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、市長が生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の工場・事業場の事業活動や建設作業に伴う騒音・振動を規制しています。また、自動車による交通騒音及び振動は限度基準が設けられており、これを上回る場合は、公安委員会、道路管理者に対して防止対策を要請できることになっています。

現在の環境基準は1999（平成11）年4月1日から施行されており、騒音の評価手法としては等価騒音レベルが採用されています。

●環境基準を達成している自動車騒音

自動車騒音の常時監視は、道路に面した地域の住居等を対象にした自動車騒音の測定と、測定地点を含む評価区間について騒音の環境基準を超える住居等の割合を把握する面的評価の方法で行います。

2024（令和6）年度は市内の高速道路2路線と県道3路線を対象に、道路に面する地域（道路端から50mの範囲）で自動車騒音の面的評価を行いました。昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は97.9%～100.0%となっています。

自動車騒音面的評価結果（2024年度）

道路名	評価区間 延長	住居等戸数	環境基準の達成状況			
			昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
東名高速道路	2.5km	144戸	97.9%	0.0%	0.0%	2.1%
東名高速道路	4.7km	650戸	99.8%	0.2%	0.0%	0.0%
須走御殿場線	3.1km	57戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
御殿場停車場線	1.1km	326戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
御殿場箱根線	4.2km	582戸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【資料：御殿場市の環境】

●臭気指数による規制の導入

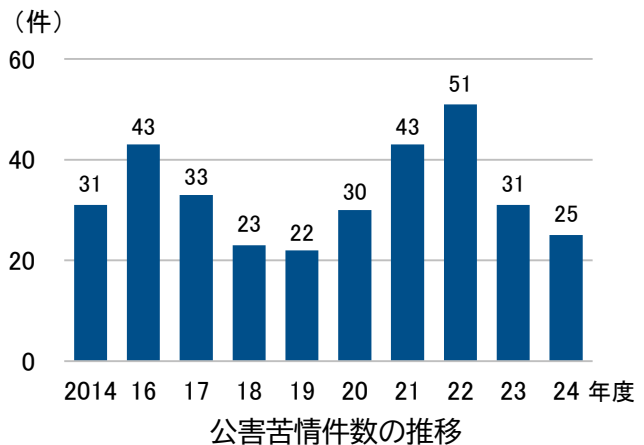
1996（平成8）年4月1日の「悪臭防止法」の改正により、これまでの悪臭物質ごとの規制では対応できなかった複合臭を測定する嗅覚測定法が導入され、本市も2003（平成15）年10月1日よりこの制度を導入しています。本市の臭気指数規制に係る地域指定は、「都市計画法」で指定された市街化区域を15に、その他の地域を18と定め、地域の実情にあわせた基準を適用しています。「静岡県生活環境の保全等に関する条例」では、悪臭発生施設を指定（特定施設）して届出させるとともに、悪臭を防止するための設備基準などを定めて規制しています。



5-4 | 公害苦情・有害化学物質

●多様化する公害苦情

2024（令和6）年度の公害苦情件数は、合計25件となっています。屋外での焼却による煙や臭いの苦情が増加しています。



【資料：御殿場市の環境】

●健康への影響が心配ないレベルの環境放射線量

2011（平成23）年3月の福島第1原子力発電所事故以降、全国的に環境放射線の影響が心配されており、本市でも2011（平成23）年度から教育施設等での放射線測定を実施しています。

2025（令和7）年2月に市役所庁舎敷地内、市内中学校6校及び印野小学校の計8か所で環境放射線量の測定を行った結果、すべての調査箇所において、年間の線量に換算した場合、国がICRP（国際放射線防護委員会）の勧告をもとに目標として設定した値「年間1mSv/年」を下回っています。

環境放射線量の測定結果（2025年度）

調査施設	測定結果
御殿場市庁舎敷地内 7施設（教育施設）	0.012~0.049 μ Sv/h

【資料：御殿場市ホームページ・環境課】

●環境基準を達成しているダイオキシン類

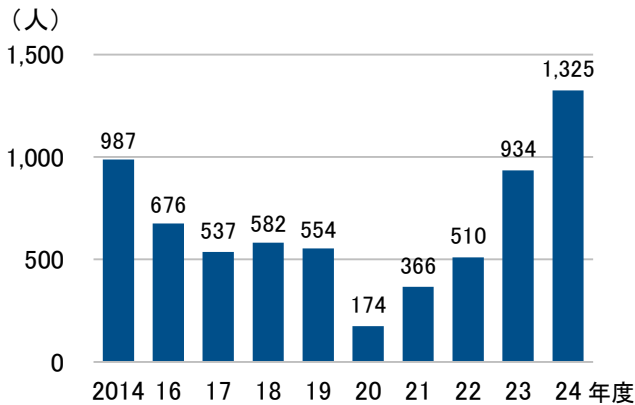
大気環境のダイオキシン類、土壌のダイオキシン類は、すべての地点で基準値を下回っています。大気環境の調査は、調査開始から継続して調査結果、年平均値が環境基準値を下回っているため、2018（平成30）年度で終了しています。

第6節 環境教育

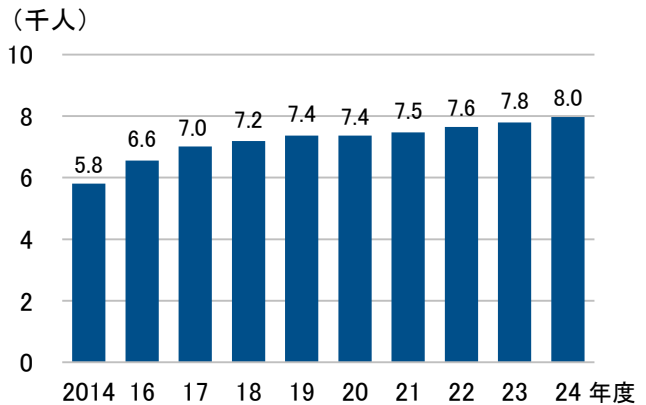
6-1 | 環境教育・環境保全活動

●各主体が実践する環境教育・環境保全活動

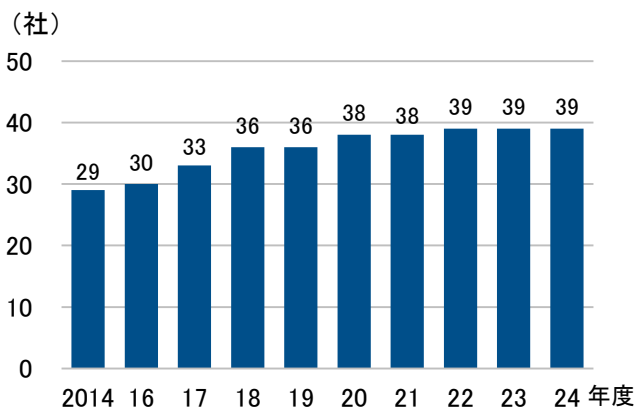
本市では、環境教育や環境保全活動に関する事業を実施し、環境保全への意識啓発に努めています。また、市民団体や企業が中心となり、様々な環境教育や環境保全活動が展開されており、各主体が協働して環境教育や環境保全活動に取り組んでいます。



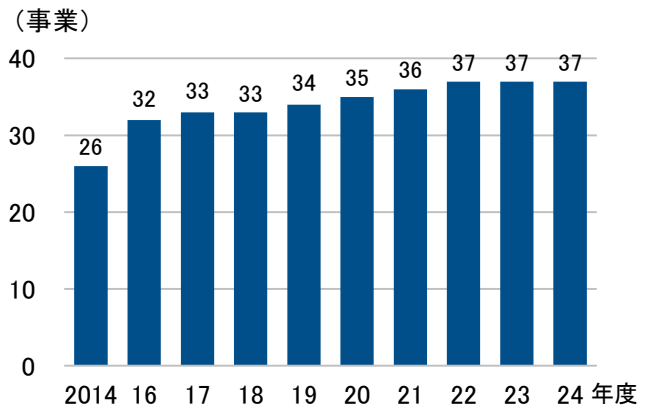
環境教育イベントなどの参加者数の推移
【資料：御殿場市の環境】



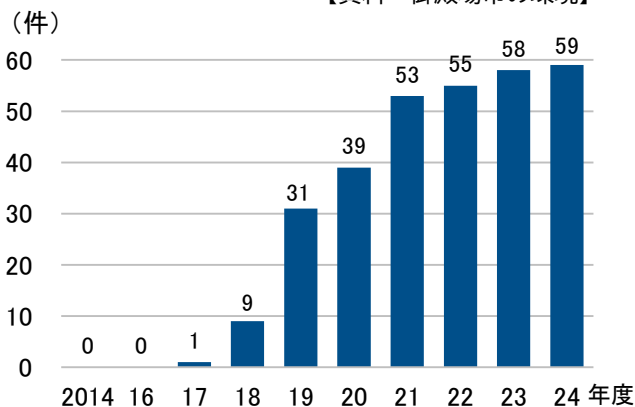
富士山豆博士認定者数(累計)の推移
【資料：御殿場市の環境】



エコアクション21 認証取得事業所数
(累計)の推移
【資料：御殿場市の環境】



環境活動に係る市民協働事業数(累計)の推移
【資料：御殿場市の環境】



御殿場エコサポーター活動登録件数
(累計)の推移
【資料：御殿場市の環境】



環境教育・環境保全活動の事例（実施中のもの）

名称	内容
アースキッズ	子どもたちが家族の環境リーダーとして、家庭での省エネ活動を実践し、実践した児童をエコリーダーに認定している。
ごてんばの富士山豆博士	御殿場の子どもたちが、身近な存在である富士山及び富士山麓の自然に触れ親しみ、富士山を取り巻く自然環境の大切さ・すばらしさを再認識するとともに、新たな発見をして、ごてんばの富士山豆博士になることを目的として実施している。
自然観察会	富士山自然誌リレーセミナーと富士山自然観察会を統合し、2018（平成30）年度から自然観察会として実施している。
水辺での活動	御殿場市水質保全協議会では、河川に関する知識と美化意識を啓発するため、市内の河川で生きものとふれあう環境教育事業（水生生物観察会、魚の放流会、ホタルの幼虫の観察・放流会）を実施している。
木育	市内の一部の保育園・認定こども園で木のおもちゃで遊ぶ機会を設け、小学校5年生の社会科学習で「日本の森林」について学習、御殿場市立西中学校で森林の枝打ち作業・植樹体験を行っている。また、市内の木育活動を広げるため、木育の大切さや楽しみ方を子どもたちに伝える人材を育成する「木育インストラクター養成講座」を開催している。
御殿場市緑きらきら推進協議会	市民及び関係団体が相互に協力して「緑の基本計画」を推進し、緑の愛護・育成・創出を行い、緑豊かな住みよい御殿場市の実現を期することを目的とする団体「御殿場市緑きらきら推進協議会」がある。市民が花と緑に接する機会を得られることを目的とした「御殿場市緑化フェア」、毎年、市内の個人・団体等が管理する花壇を対象に「花壇コンクール」などを開催している。
“親の木が子どもの木を育てる資源循環型”の森づくり	本市では、循環型の森づくりを市民参加型で推進している。間伐材・林地残材を活用した木工教室や木工製品の開発・製作等の活動だけでなく、小・中・高校生が体験教室を通じた森づくりの活動や木工教室などを実施している。
エコアクション（こども環境会議）	市内の小・中・高校生が体験コーナーに参加して、環境について学び、御殿場市の環境に対する意見や日頃の環境活動を発表し、御殿場の環境への提案を採択、市長及び議長へ提言している。
エコアクション21認証	事業者向けに環境経営システム、エコアクション21認証・登録説明会を開催するとともに、取得支援セミナーを開催している。
御殿場エコサポーター（環境活動）登録制度	御殿場市内で自主的な環境保全活動に取り組む市民、事業者、団体を「御殿場エコサポーター」として登録し、広報ごてんばやホームページ等で活動内容を市民等にPRするとともに登録団体相互のつながりを広げ、地域における環境保全活動の活性化を目指している。
御殿場SDGsクラブ	SDGsを推進し、地方創生に資する地域課題解決や産業育成を促進するため、市内で活動する多様なステークホルダーの交流・マッチングを行うための官民連携プラットフォーム「御殿場SDGsクラブ」を2020（令和2）年3月に設立した。

【資料：御殿場市の環境、御殿場市木育推進基本構想ほか】

●環境教育・環境学習の機能を持つ施設

環境教育や環境学習の場として、「富士山樹空の森」「富士山エコパーク焼却センター」等の展示・見学施設、「印野御胎内清宏園」「乙女森林公園キャンプ場」「国立中央青少年交流の家」等の体験活動施設があります。

6-2 | 環境情報

●ホームページや広報紙等で発信している環境情報

本市では、ホームページや「広報ごてんば」等への掲載、市役所窓口でのパンフレット等の配布や問い合わせへの対応などにより、環境情報の発信を行っています。

また、環境への各種施策の取り組みや生活環境の現状、廃棄物の状況など環境に関する基本的な資料を、各分野にわたり総合的に収録した「御殿場市の環境」を毎年発行しています。

第7節 市民・事業者の取り組み

7-1 | 市民の取り組み状況

市民が実施しているものは、「買い物の際、買い物袋を持参する」(91.0%)、「近所に迷惑になるような音を出さない」(89.0%)などが多くなっています。

今後実施したいものは、「環境問題についての知識を深める環境学習をする」(42.0%)、「環境情報を集めたり活用する」(40.6%)などが多くなっています。



●「実施している」

1位	買い物の際、買い物袋を持参する	91.0%
2位	近所に迷惑になるような音を出さない	89.0%
3位	分別を徹底してごみの量を減らす	85.6%
4位	テレビやパソコンをつけっぱなしにせず、不使用時は消す	84.5%
5位	家庭ごみ等の野焼きを行わない	84.2%

●「今は実施していないが、今後は実施したい」

1位	環境問題についての知識を深める環境学習をする	42.0%
2位	環境情報を集めたり活用する	40.6%
3位	自然に関心を持ち、自然とのふれあいを心がける	37.2%
4位	SDGsの17の目標について学んだり、取り組んだりしている	35.8%
5位	使い捨て商品なるべく使わない・買わない	35.2%
5位	地域の環境保全活動に参加する	35.2%

7-2 | 事業者の取り組み状況

事業者が実施しているものは「分別・リサイクルにより廃棄物の発生を抑制する」(73.6%)、「クールビズやウォームビズに努める」(72.2%)などが多くなっています。

今後実施したいものは「省エネルギー診断を活用する」(31.9%)、「従業員に対する環境教育を実施する」(29.2%)などが多くなっています。



●「実施している」

1位	分別・リサイクルにより廃棄物の発生を抑制する	73.6%
2位	クールビズやウォームビズに努める	72.2%
3位	印刷・コピー・事務用品等を削減する	66.7%
4位	冷暖房は必要な時だけ使い、暖房は20℃、冷房は28℃	50.0%
5位	容器包装等の回収・リサイクルを推進する	44.4%

●「今は実施していないが、今後は実施したい」

1位	省エネルギー診断を活用する	31.9%
2位	従業員に対する環境教育を実施する	29.2%
3位	グリーン購入を行う	27.8%
3位	行政や市民と協働による取り組みを実施する	27.8%
5位	断熱材などの利用により建築物の熱損失を防止する	25.0%
5位	環境保全に向けた環境方針と社内体制を整備する	25.0%

第8節 第二次計画の評価

8-1 | 数値目標

「第二次御殿場市環境基本計画（中間見直し）」の数値目標について達成状況の評価を行いました。このうち、目標達成が難しい項目については第三次計画の施策に反映する必要があります。

【評価】

A:100%以上達成 B:80~100%未達成
C:50~80%未達成 D:50%未達成

●環境目標1【自然共生社会】自然と人との調和をつくる

指標	基準値 (2014年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	評価
01 森を守ろう				
▪ 間伐実施面積（累計）	1,452.20ha	1,888.5ha	2,440.00ha	C
▪ 林道整備延長（舗装延長）	17,504m	20,359m	20,357m	A
▪ 広葉樹への転換面積（累計）	4.19ha	8.33ha	6.40ha	A
02 農地を守ろう				
▪ エコファーマー認定数	36人	27人	45人	C
▪ 多面的機能支払対象面積	137.3ha	312.7ha	200.0ha	A
▪ 有害鳥獣による被害面積	1,291a/年	734a/年	500a/年	C
03 河川や湧水を守ろう				
▪ 環境に配慮した河川整備箇所数（累計）	12か所	16か所	16か所	A
▪ 有収率（配水量に対して実際に使用された水量の割合）	83.5%	81.5%	86.1%	B
▪ 年間平均地下水位	306.27m	307.40m	306.27m	A
04 生きものを守り自然とのふれあいを増やそう				
▪ 富士山樹空の森の利用者数	388,500人/年	335,267人/年	420,000人/年	C
▪ 自然観察会などへの参加者数	670人/年	153人/年	800人/年	D

●環境目標2【安心・安全な社会】安心・安全に暮らせるまちをつくる

指標	基準値 (2014年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	評価
05 水環境を良くしよう				
▪ 河川の環境基準目標値の達成度	92.8%	100.0%	100.0%	A
▪ 污水处理人口普及率	61.8%	73.7%	73.0%	A
06 大気・音環境を良くしよう				
▪ 大気汚染に係る環境基準達成率（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	100.0%	100.0%	100.0%	A
▪ 自動車騒音に係る環境基準達成率	92.6%	99.8%	100.0%	B
07 快適な生活環境にしよう				
▪ 立入検査による違反指導事業所の割合	0.0%	0.0%	0.0%	※1
▪ 公害苦情件数	31件/年	25件/年	20件/年	B
▪ 眺望遺産の認定件数（累計）	5件	5件	7件	C

※1 基準値が0%であり、目標達成率を計算できないことから、評価なしとした。

●環境目標3【循環型社会】ごみのないきれいなまちをつくる

指標	基準値 (2014年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	評価
08 ごみを減らそう				
▪ ごみ総排出量	29,044t/年	25,609t/年	28,000t/年	A
▪ 家庭系ごみリサイクル率	14.77%	9.67%	13.40%	C
▪ 生ごみ処理機の設置補助件数(累計)	8,403件	-	8,950件	※2
▪ 最終処分場の埋立残容量	19,329m ³	16,289m ³	15,300m ³	A
▪ 不適切排出ごみの件数	2,535件/年	4,422件/年	1,300件/年	D
09 環境美化を進めよう				
▪ 環境美化活動参加者数	34,064人/年	30,263人/年	38,000人/年	C
▪ 不法投棄発見件数	106件/年	71件/年	55件/年	C

※2 2018(平成30)年度で生ごみ処理機の設置補助金補助制度を廃止したため、評価なしとした。

●環境目標4【低炭素社会】地球環境にやさしいまちをつくる

指標	基準値 (2014年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	評価
10 地球温暖化対策を進めよう				
▪ 温室効果ガス排出量削減率 (市の事務事業)	0.0% (2019年度)	-37.5%	-86.0%	D
▪ 太陽光発電等新・省エネルギー機器設置 費補助件数(累計)	3,427件 (2019年度)	5,577件	8,600件	C
11 環境負荷の少ない交通にしよう				
▪ 公共交通機関(バス)年間利用者数	696,294人/年	659,759人/年	785,000人/年	B
▪ 御殿場駅1日平均乗降者数	9,752人/日	8,954人/日	11,000人/日	B
▪ 歩道の延長(道路台帳)	76.9km	133.0km	86.9km	A
12 うるおいのある緑をつくろう				
▪ 市民1人当たりの都市公園面積	10.36m ² /人	12.74m ² /人	12.70m ² /人	A
▪ ごてんば花と緑のマイスター認定者数	0人	-	270人	※3
▪ 団地間連絡道路への植栽総延長	0.0km	14.5km	14.5km	A

※3 2018(平成30)年度でごてんば花と緑のマイスター制度を廃止したため、評価なしとした。

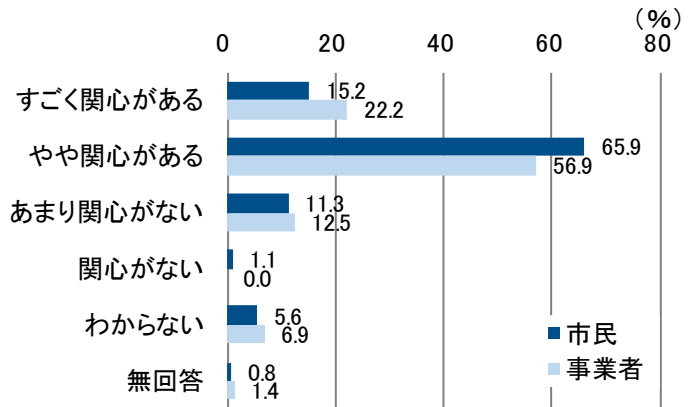
●環境目標5【環境教育等】御殿場の環境を後世につなぐ

指標	基準値 (2014年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	評価
13 環境について知り・考え・行動しよう				
▪ 環境教育イベント・講座などの参加者数	987人/年	1,325人/年	1,200人/年	A
▪ 富士山豆博士認定者数(累計)	5,805人	7,971人	9,800人	B
14 環境活動を広げよう				
▪ エコアクション21認証取得事業所数	29社	39社	50社	C
▪ 環境活動に係る市民協働事業数(累計)	26事業	37事業	50事業	C
▪ 御殿場エコサポーター活動登録件数 (累計)	0件	56件	60件	B

8-2 | 市民の関心度・満足度・市に期待する施策

●環境への関心度

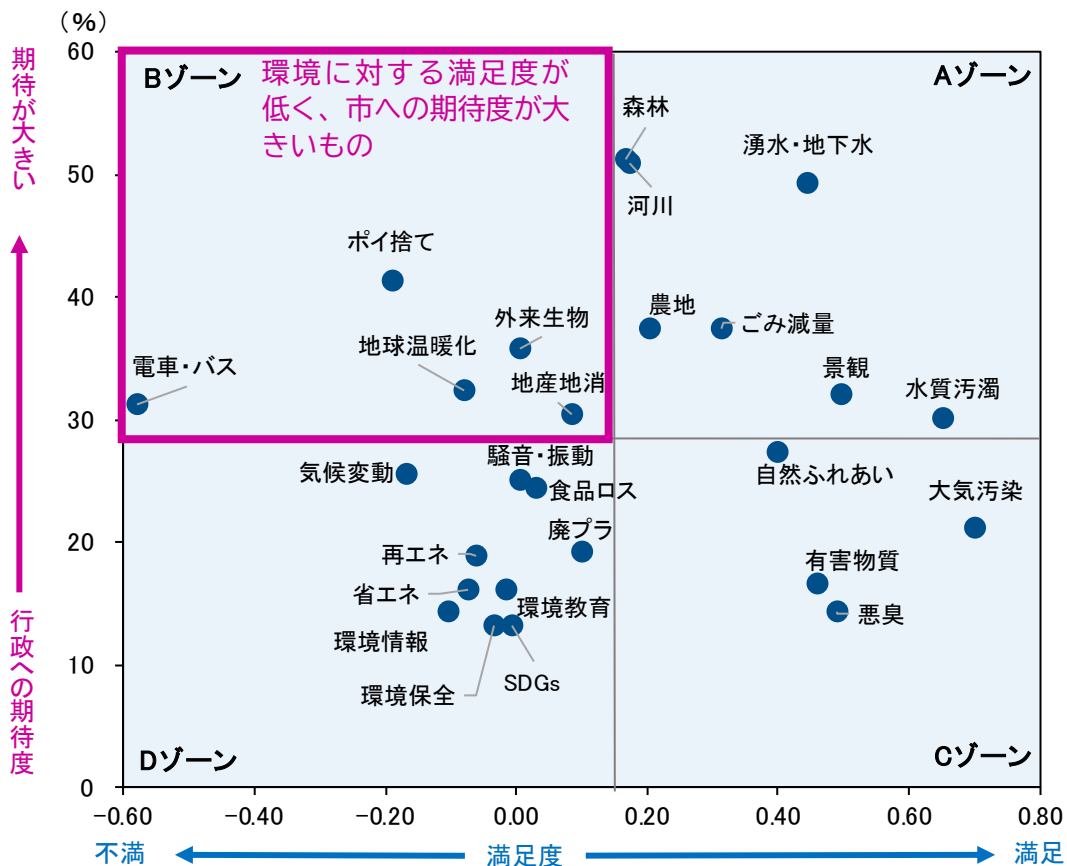
2024（令和6）年度に実施したアンケート調査では、「環境に対する関心度」について、「やや関心がある」（市民65.9%、事業者56.9%）が最も多く、「すごく関心がある」（市民15.2%、事業者22.2%）をあわせて、市民・事業者ともに約80%が環境に対して「関心がある」と回答しました。



【資料：第三次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

●満足度と市に期待する施策

アンケート調査に基づき、「環境に対する満足度」と「市に期待する環境施策」の分析を行いました。その結果、環境に対する満足度が低く、市への期待度が大きいものとして、「ポイ捨てや不法投棄対策」「外来生物・有害鳥獣への対策」「地球温暖化対策」「電車やバス、自転車による移動促進」「地産地消の推進」などがあげられました。本計画では、これらの項目に加えて、環境への取り組みを浸透させるうえで重要となる環境教育についての施策を重点的に検討する必要があります。



注）横軸の満足度は「満足」（1点）、「やや満足」（0.5点）、「やや不満」（-0.5点）、「不満」（-1点）の合計値を回答者数（無回答を除く）で割った加重平均、縦軸の行政への期待度は回答率（回答数÷回答者数）を表す。

【資料：第三次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

第9節 第三次計画の策定方針

●数値目標の評価結果の反映

「第8節 第二次計画の評価」の数値目標（指標）では、「温室効果ガス排出量削減率（市の事務事業編）」「不適切排出ごみの件数」「自然観察会などへの参加者数」がD評価（50%未満達成）となりました。このため第三次計画では、それらの数値目標に関連する「個別目標1 地球温暖化対策を進めよう」「個別目標4 ごみを適正に処理しよう」「個別目標7 生物を守り自然とふれあおう」の取り組みを充実させます。

●市への期待度が高い重点項目への対応

市民アンケート調査の結果から、市民が「満足度が低く、市への期待度が大きい」と感じている項目として、「地球温暖化対策」「電車やバス、自転車による移動促進」「ポイ捨てや不法投棄対策」「外来生物・有害鳥獣への対策」があげられました。このため第三次計画では、それらの項目に関連する「個別目標1 地球温暖化対策を進めよう」「個別目標2 環境負荷の少ない交通にしよう」「個別目標4 ごみを適正に処理しよう」、「個別目標7 生物を守り自然とふれあおう」の取り組みを充実させます。

●市民・事業者の環境意識と行動の反映

アンケート調査では、市民の約8割、事業者の約8割が環境問題に「関心がある」と回答しており、市民や事業者への意識づけや情報発信を強化していく必要があります。この課題を受け、第三次計画では「個別目標10 環境について知り・考え・行動しよう」を設け、環境教育の充実、環境情報の収集と発信を強化します。

●世界や国の潮流を受けた基本的な考え方の盛り込み

世界や国の潮流を踏まえ、脱炭素社会ではカーボンニュートラル、循環型社会ではサーキュラーエコノミー、自然共生社会ではネイチャーポジティブという基本的考え方を第三次計画の環境目標にしっかり盛り込み、取り組みを展開します。

●新たな「目指す環境像」の設定

第二次計画の「目指す環境像」は「富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場 ～未来輝くエコライフシティをめざして～」でした。第三次計画では、アンケート調査で示された「富士山」「自然・人」「未来」「心豊か」といった要素を反映するとともに、国の「第六次環境基本計画」で最上位目標とされた「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」という「ウェルビーイング／高い生活の質」の概念を取り入れます。

●市民・事業者・滞在者等の取り組みの具体的な提示

各個別目標において、市が推進する取り組みだけでなく、「市民・事業者・滞在者等の取り組み」として、それぞれの主体に期待される具体的な行動を明記します。特に本市は観光客が多く（県内3位）、「御殿場市環境基本条例」でも主体の一つに滞在者等を位置づけています。また、「こども環境会議」では、子どもたちがポイ捨てや不法投棄など、滞在者等の取り組みについても注目しています。そのため、「個別目標10 環境について知り・考え・行動しよう」において滞在者等向けの情報発信を強化します。

なお、これらの取り組みは、計画中に記載するだけでなく、市のホームページや「広報ごてんば」、市の公式SNS、年次報告書「御殿場市の環境」などに広く掲載して普及啓発します。

●環境活動登録制度（御殿場エコサポーター）や「御殿場 SDGs クラブ」の活用

市内の環境活動を可視化し、環境活動の促進を図るため、第二次計画で新たに創設した環境活動登録制度（御殿場エコサポーター）を第三次計画でも引き続き活用します。この制度は、市民・事業者・団体が自主的に行う環境活動を登録し、市の広報やホームページで活動内容を PR することで、登録団体相互のつながりを広げ、地域における環境保全活動の活性化を目指しています。

また、「御殿場 SDGs クラブ」についても活用し、会員同士の交流や情報交換を通じた活動の活性化を推進します。

●ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの強化

「御殿場市ゼロカーボンシティ宣言」や「御殿場市版脱炭素ロードマップ」を具体的に推進していくため、第5章を「御殿場市地球温暖化地方公共団体対策実行計画（区域施策編）」として位置づけ、「脱炭素社会の将来ビジョン（将来都市像、将来イメージ）」や「将来ビジョンに向けた取り組み」を最新の施策や技術動向（ペロブスカイト太陽電池など）を踏まえて見直します。

●気候変動への適応の取り組みの追加

近年、猛暑や自然災害の多発など、気候変動による影響が顕在化しています。そのため、進行する気候変動による影響に適応していくための取り組みが重要となっています。第三次計画では、温室効果ガス排出量の削減などの「緩和策」だけでなく、気候変動への「適応策」を追加します。

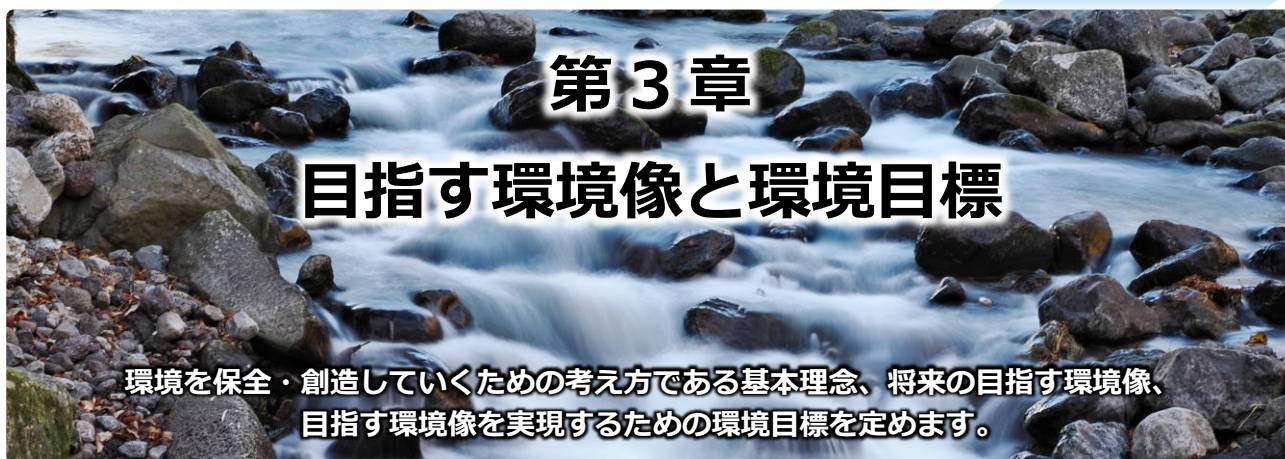
●生物多様性に関連した新たな取り組みの盛り込み

第三次計画では、ネイチャーポジティブや 30by30 目標に関連する取り組みとして、御殿場市版レッドデータブックの普及や活用、自然共生サイトへの登録推進、外来種対策など生物多様性に関連した取り組みを強化します。市民や事業者のみなさんへの普及啓発や参加促進を図ります。

●PDCA サイクルによる計画の推進と年次報告書の作成・公表

第三次計画では、計画の進行管理に「PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検）、ACTION（見直し）」という PDCA サイクルを明確に位置づけます。特に「CHECK」の段階では、計画の進捗状況を環境審議会や環境市民懇話会に報告するとともに、年次報告書（「御殿場市の環境」）を作成・公表します。





第1節 基本理念

基本理念とは、環境の保全及び創造にあたって、市・市民・事業者・滞在者等が共通認識とするべき事項を示したものであり、本計画では「御殿場市環境基本条例」の第3条に規定する基本理念を踏襲して掲げます。



第2節 目指す環境像

「御殿場市環境基本条例」の第3条で定められた基本理念のもと、本市としてどんな環境のまちを目指すかを示したものが「目指す環境像」です。

●目指す環境像に込めた想い

本市が目指す環境像は、「富士山のめぐみを未来へつなぐ ころも自然も豊かなまち」です。

この環境像は、富士山がもたらす清らかな水や空気、豊かな森林といったかけがえのない自然のめぐみを大切に守り、未来の世代へと受け継ぐ決意を表しています。「未来へつなぐ」ために、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指し、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を推進します。そして、「ころも自然も豊か」なまちとは、単に自然が豊かなだけでなく、そこに暮らす人々が心豊かに、質の高い生活を送り、幸福を感じられる「ウェルビーイング」が向上した社会を意味します。

目指す環境像は、市だけでなく、市民、事業者、そして本市を訪れる多くの滞在者等も含むすべての人が協力し合うことで実現します。

富士山のめぐみを未来へつなぐ
ころも自然も豊かなまち 御殿場



第3節 環境目標

目指す環境像の実現に向けて、5つの環境目標を掲げて取り組みの推進を図ります。

環境目標1 脱炭素のまちをつくる【脱炭素社会】

化石燃料の使用やそれに伴って生じる地球温暖化の問題が深刻化しつつあります。その主な原因は、私たち一人ひとりの環境負荷が積み重なって生じたものです。そのため、地球温暖化の影響を市民一人ひとりが自覚するとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、脱炭素なまちをつくります。また、進行しつつある気候変動に適応するための取り組みを推進します。



環境目標2 資源の循環するまちをつくる【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、現在の私たちに豊かな暮らしをもたらしたものの、資源の枯渇や廃棄物の増大などを引き起こしました。また、ごみはポイ捨てや不法投棄などの点でも大きな問題になっています。そのため、今までの社会の在り方を見直し、ごみの減量・資源化、環境美化に取り組むことで、資源の循環するまちをつくります。



環境目標3 自然と人が共生するまちをつくる【自然共生社会】

本市には、富士山、森林、川、農地など豊かな自然があり、清らかな地下水にもめぐまれています。多様な動植物が息息するこの自然環境は、私たちの暮らしの基盤であり、潤いを与えてくれる大切なものです。自然のめぐみに感謝し、人と自然が共生するまちを目指します。



環境目標4 安全・安心に暮らせるまちをつくる【安全・安心な社会】

私たちが健康で文化的な生活を送るには、清潔で快適な環境が必要です。大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音を減らし、安全・安心な社会を築きます。また、富士山などの美しい景観は心を豊かにし、地域の魅力を高めるため、今後も良好な景観を保ち、安らぎのある社会を目指します。



環境目標5 環境と調和した社会の基盤をつくる【環境共創社会】

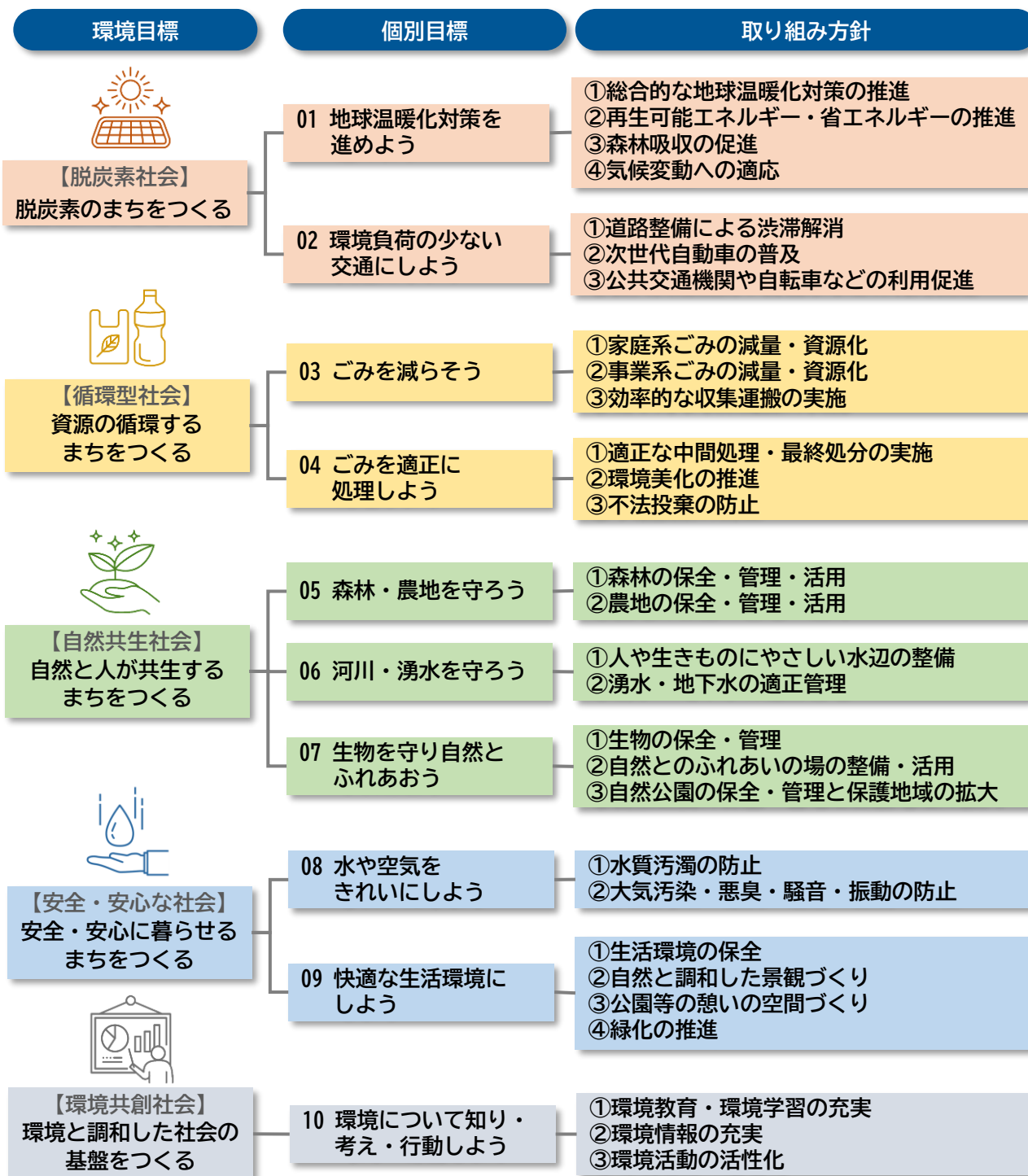
環境と経済が両立した持続可能な社会を実現するためには、本市の環境についての理解を深め、環境の保全及び創造のために活動する、環境保全の担い手育成が重要です。そのため、市民・事業者・滞在者等・市のあらゆる世代を対象とした環境教育や環境保全活動などを推進し、環境と調和した社会の基盤づくりに取り組んでいきます。





目指す環境像

富士山のめぐみを未来へつなぐ
 ココロも自然も豊かなまち 御殿場



1

▼環境目標 1 脱炭素のまちをつくる

地球温暖化対策を進めよう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度) (2022年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
温室効果ガス排出量削減率 (市全域) ※2013年度比	-9.5%	-46%	-60%
温室効果ガス排出量削減率 (市の事務事業) ※2013年度比	-37.5%	-50%	-63%
森林由来等のJ-クレジット認証量(累計)	47t-CO ₂	2,000t-CO ₂	3,500t-CO ₂

■市の取り組み

① 総合的な地球温暖化対策の推進

- ◆ ゼロカーボンシティを宣言したまちとして、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」(区域施策編)に基づき、エネルギー使用の抑制や再エネの導入促進等を図り、2050(令和32)年までに本市の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組みます。
- ◆ 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」(事務事業編)に基づき、環境マネジメントシステムを活用し、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- ◆ 本市に合った再生可能エネルギーや効果的な省エネルギーの普及促進を目指すため、調査・研究を行い、情報提供・普及啓発を図ります。
- ◆ 脱炭素ライフスタイルを定着させるため、静岡県地球温暖化防止のための県民運動「ふじのくにCOOLチャレンジ」の温暖化対策アプリ「クルポ」の情報提供・普及啓発を図ります。
- ◆ 脱炭素と経済が好循環する「御殿場型循環モデル」の取り組みを推進し、温室効果ガス吸収源の持続的な維持、拡大を図ります。

② 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進

- ◆ ペロブスカイト太陽電池などの新しい再エネ・省エネ技術について情報収集・調査を行い、本市に合った再生可能エネルギー等の普及促進を目指します。
- ◆ 大・中規模の再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、周辺住民との合意形成や周辺環境の保全・調和を促します。
- ◆ エネルギー消費量の収支がゼロになるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及促進を図ります。
- ◆ 長期優良住宅認定制度、建築物省エネ法、エコまち法を通じて環境に配慮した建築物の推進を図ります。
- ◆ 高い省エネ性能を持つ住宅(ZEH水準省エネルギー)の普及促進を図るため、国や県の制度の啓発を行います。
- ◆ 新設する公共建築物は、ZEB化や施設の有効性を検証して太陽光発電設備の設置を進めるとともに、既存施設も耐震性・耐用年数、有効性を考慮して設置を検討します。
- ◆ 公共建築物に高効率な省エネルギー機器の導入を推進していきます。
- ◆ 公共施設への再生可能エネルギーを活用した設備の導入を推進するとともに、これらの設備を環境教育・環境学習に活用します。

- ◆ 市営住宅の省エネ化を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ◆ 市民や事業者の再エネ・省エネ設備等の設置を促進します。
- ◆ アースキッズ事業や緑のカーテン講習会などを実施し、家庭や学校を対象とした省エネルギーの推進を図ります。
- ◆ 御殿場市 SDGs 未来都市推進協議会により、市内外のステークホルダーと取り組みの共有、深化を図ります。
- ◆ 静岡県が推進する「太陽光発電設備等共同購入支援事業（みんなのおうちに太陽光、みんなの会社に太陽光）」「ふじのくに0円ソーラー事業」の情報提供・普及啓発を図り、太陽光発電設備導入を促進します。
- ◆ ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）について、普及啓発を行います。

③ 森林吸収の促進

- ◆ 森林整備計画等に基づく適切な森林整備を推進します。
- ◆ 市内の財産区や法人と連携し、森林由来のJ-クレジットの創出に取り組みます。

④ 気候変動への適応

- ◆ 国の「気候変動適応計画」や「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」、「御殿場市国土強靱化計画」などを踏まえて、熱中症対策を含む気候変動による農林水産業、水環境・水資源、自然生態系・自然災害、健康・経済活動・生活などへの影響に対する適応策を推進します。

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民

- ◆ ゼロカーボンシティ宣言を意識して行動します。
- ◆ 住宅の新築や改修時には、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や高断熱・高気密改修を選択し、省エネルギー住宅の普及に協力します。
- ◆ 太陽光発電や蓄電池など、再生可能エネルギー設備の導入を積極的に検討します。
- ◆ 日常生活で省エネ型家電の選択や、冷暖房機器の適切利用、衣服の工夫（クールビズ・ウォームビズ）、緑のカーテンの設置など地球温暖化対策に努めます。
- ◆ 省エネ・再エネイベント（アースキッズ等）に参加し、知識向上に努めます。
- ◆ 森林保全活動に参加し、植樹や手入れを行うボランティア活動に協力します。
- ◆ 熱中症対策をはじめとした気候変動への適応策を実践します。

事業者

- ◆ ゼロカーボンシティ宣言を意識して行動します。
- ◆ 事業所の新築・改修時には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）や高断熱化、再生可能エネルギー設備の導入を積極的に進めます。
- ◆ エネルギー管理システムや省エネ診断を活用し、工場・店舗全体の脱炭素化を推進します。
- ◆ 機器の高効率化、フロン回収、緑のカーテンなどによる緑化、小まめな節電を徹底します。
- ◆ 再エネ設備を導入する際には、周辺環境との調和を図ります。
- ◆ 熱中症対策をはじめとした気候変動への適応策を実践します。

滞在者等

- ◆ 宿泊施設や各所で冷暖房の適切利用、不要な電気の消灯、節水等の省エネルギー行動を心がけます。
- ◆ 熱中症対策をはじめとした気候変動への適応策を実践します。

2

▼環境目標 1 脱炭素のまちをつくる

環境負荷の少ない交通にしよう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ 燃料電池自動車の普及割合 ※対自動車保有台数割合	0.5% (2024.4.1)	2.1%	17.0%
バス年間利用者数	659,759 人/年	710,000 人/年	730,000 人/年
JR 御殿場駅 1 日平均利用者数	8,954 人/日	9,400 人/日	10,000 人/日

■市の取り組み

① 道路整備による渋滞解消

- ◆ 国道や県道の整備促進及び市道の整備を行うとともに、関係機関と連携し渋滞緩和対策を推進します。
- ◆ 交通を分散化し渋滞の解消を図るため、新規路線の整備を行います。

② 次世代自動車の普及

- ◆ 公共施設を中心に、市内各所への電気自動車充電施設の設置を促進し、EV を導入しやすい環境を整えます。
- ◆ 公用車に電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV)、超小型モビリティなどの次世代自動車の導入を推進します。
- ◆ EV 充電器や水素ステーションなどのインフラを整備し、電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV) を導入しやすい環境を整えます。
- ◆ 走行時に二酸化炭素等の排出ガスを一切出さない電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV) などの ZEV (ゼロエミッションビークル) の普及促進を図ります。



③ 公共交通機関や自転車などの利用促進

- ◆ 御殿場市地域公共交通協議会において、生活交通の確保維持と、利用者ニーズに応じた地域公共交通体系の構築を図ります。
- ◆ バス路線事業者に維持費助成を行うなどのバスの活性化対策について取り組みます。
- ◆ 各種イベント開催にあたり、公共交通機関や自転車の利用・徒歩による参加が可能となるよう配慮するとともに、情報提供に努めます。
- ◆ 企業が集中している地域においては、企業が連携してシャトルバスを活用する等の取り組みを推進します。
- ◆ 自転車走行空間を整備します。
- ◆ サイクルステーションの整備を推進します。

■ 市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通勤・買い物・通学など近距離への移動は、徒歩や自転車を積極的に利用します。 ◆ 路線バスなど公共交通機関を活用する機会を増やし、特にイベント時や移動の際に利用を心がけます。 ◆ 自家用車利用時は、アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。 ◆ 車の買い替え時には、電気自動車等の次世代自動車を選ぶことを検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社員に対して、近隣への移動は徒歩・自転車・公共交通の利用を推奨し、通勤のノーカーデーや時差出勤など渋滞緩和策を導入します。 ◆ 社用車を更新する際は、電気自動車等の次世代自動車に転換するとともに、カーシェアリング利用や相乗りも促進します。 ◆ 社用車利用時は、アイドリングストップなどのエコドライブを厳守します。 ◆ バスなどの利用促進、従業員の自転車利用環境の整備にも取り組みます。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内移動時は、可能な限り公共交通機関やレンタサイクルを利用します。 ◆ レンタカーを借りる際は電気自動車等を選ぶことを検討します。 ◆ 自動車利用時はアイドリングストップなどのエコドライブを実践します。 ◆ イベントなどでは徒歩や自転車利用、地域の交通ルール・案内に従い渋滞緩和や環境配慮に協力します。



次世代自動車と新しい暮らし

私たちの暮らしに欠かせない車の姿が今、変ってきています。電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）などに代表される次世代自動車は、ガソリンを使わず、走行中に二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化対策の切り札としても注目されています。また、次世代自動車の中には、災害時に蓄電池として活用できる車種も登場しており、非常時の電力供給源としての役割も期待されています。今、次世代自動車は単なる移動手段ではなく、環境にやさしく、安心・快適な新しい暮らしを形づくるパートナーとしても注目されています。

3

▼環境目標 2 資源の循環するまちをつくる

ごみを減らそう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
ごみ総排出量	25,609t/年	24,300t/年	23,000t/年
家庭系ごみリサイクル率	9.67%	10.60%	11.60%

■市の取り組み

① 家庭系ごみの減量・資源化

- ◆ 説明会や出前講座などにより、市が推進する3Rに加えて、県が進める6RやRemake(作り替える)、Repair(修理する)といった日本の伝統である「もったいない」精神等についての理解を深め、浸透を図ります。
- ◆ ごみ減量等推進員と連携し、地域での排出抑制・リサイクルの浸透を図ります。
- ◆ 分別方法等のわかりやすい広報に努め、ごみを出す際のルール順守の徹底を促すとともに、違反に対する効果的な警告方法を検討します。
- ◆ 富士山エコパーク焼却センターの施設等の見学会などを行います。
- ◆ ごみ減量月間や3R推進月間・各種イベントなどでの啓発活動を行います。
- ◆ 小学生を対象としたごみ分別ゲームの実施や副読本作成への協力、資料提供を推進します。
- ◆ NPO法人等との協働により、3R等の啓発活動を強化します。
- ◆ 市の広報紙、パンフレット、ホームページ等、様々な媒体を活用し、ごみの減量に関する周知を図ります。
- ◆ 廃棄物処理事業者と協働し、モデル地区である新橋・湯沢・萩原・森之腰(新橋・萩原は一部地域)での生ごみの回収及び堆肥化を実施するとともに、対象地区の拡大について、調査・研究します。
- ◆ びん・缶・古紙・金属類を集積所で回収し、トレイ・発泡スチロールは拠点回収を行います。
- ◆ ペットボトル・小型家電は集積所回収・拠点回収のどちらも行います。
- ◆ 再資源化施設及びリサイクル活動の拠点施設等、循環型社会に配慮したリユース・リサイクルを推進します。
- ◆ フードドライブや3010運動の推進などにより、食品ロスの削減の意識を啓発します。

② 事業系ごみの減量・資源化

- ◆ 事業活動に伴って発生するごみは、原則として事業者自らの責任において適正に処理することや、自ら処理することが不可能な場合は、適正な業者に委託することを指導します。
- ◆ 多量にごみを排出する事業所に対し、ごみ減量化・リサイクル計画の提出を求め、ごみの発生抑制やリサイクルの状況を把握・指導します。
- ◆ 小規模事業者の家庭系・事業系ごみの排出区分を明確にします。
- ◆ サーキュラーエコノミーについて調査研究を進め、廃棄物の資源化を推進します。
- ◆ 「食品リサイクル法」及び「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、事業者に対して食品廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進を指導します。

③ 効率的な収集運搬の実施

- ◆ 排出されたごみを速やかに収集・運搬し、適正処理を実施することにより、生活環境の保全に努めます。
- ◆ ごみの排出に際し、定められた排出方法が守られるよう、市民への啓発を図り、効率的に分別収集を行います。

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民

- ◆ ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R）を意識し、リユース・リサイクル製品を積極的に購入します。
- ◆ マイバッグ・マイボトル・マイ箸を利用し、使い捨てを減らします。
- ◆ 食材を無駄なく使い切り、食べ残しや過剰な購入を控えて食品ロスを削減します。
- ◆ 生ごみは水切りを徹底し、可能な場合は自宅や地域で堆肥化に取り組みます。
- ◆ ごみの分別排出を徹底し、ごみ出しルールを遵守します。
- ◆ 市や地域の啓発イベント、施設見学、学習会に積極的に参加し、知識を深めます。

事業者

- ◆ ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R）を徹底し、リユース・リサイクル製品の利用を推進します。
- ◆ 包装の簡素化や量り売り、資材の再利用に努めます。
- ◆ 生ごみの減量や堆肥化を進め、分別排出や適正な処理を確実に実施します。
- ◆ 食品ロスの削減に努めます。
- ◆ 大量排出事業所はごみ減量・リサイクルの計画作成や提出を行い、廃棄物処理は信頼できる業者に委託します。
- ◆ 小規模事業者はごみの排出区分を守り、適切な分別に協力します。

滞在者等

- ◆ ごみの持ち帰りを基本とし、地域の分別ルールに従って排出します。
- ◆ 観光地や公共施設でのごみの分別やマナーを守り、清潔な環境保全に協力します。
- ◆ マイバッグやマイボトルを利用し、使い捨て品の使用を控えます。
- ◆ 食品ロスの削減に協力します。
- ◆ 各種イベントや現地案内の啓発内容に耳を傾け、ごみ減量・リサイクルの趣旨を理解します。

4

▼環境目標 2 資源の循環するまちをつくる

ごみを適正に処理しよう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
最終処分場の埋立残容量	16,289m ³	14,500m ³	13,300m ³
不適切排出ごみの件数	4,422件/年	3,000件/年	2,000件/年
環境美化活動参加者数	30,263人/年	31,000人/年	32,000人/年

■市の取り組み

① 適正な中間処理・最終処分の実施

- ◆ 適正処理困難物を明確にし、適正な処理ルート確保とその情報提供に努め、適正な処理を誘導します。
- ◆ 収集・搬入された資源物のリサイクルを促進します。
- ◆ 中間処理過程で発生するもののうち、リサイクルが可能なものについては、可能な限りリサイクルします。
- ◆ 公害の防止や周辺の自然環境の保全、二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー対策も推進します。
- ◆ ごみの排出抑制、リサイクルの促進により、最終処分量の減量化を図り、施設の延命化に努めます。

② 環境美化の推進

- ◆ 区に奨励金を交付し、環境美化活動を推進します。
- ◆ 環境整備事業と委託業務により道路・河川等の清掃を実施します。
- ◆ 一斉清掃活動など、事業者や地域住民と協働して道路や河川の清掃を行います。
- ◆ 看板の設置やパトロールなどにより、ポイ捨てがされない環境づくりに努めます。



③ 不法投棄の防止

- ◆ 市民・事業者・滞在者等への不法投棄防止を啓発します。
- ◆ 投棄を未然に防止するため、地権者に対して、所有地の適切な管理を指導し啓発します。
- ◆ ごみ減量等推進員、NPO法人等と連携してパトロール活動を実施し、不法投棄の抑止・対策に努めます。
- ◆ 「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」の締結団体と連携を図り、不法投棄の早期発見に努めます。

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの分別やリサイクルに積極的に取り組み、ごみの減量やリサイクルの推進に協力します。 ◆ ごみの排出抑制や再利用に努め、地域の清掃活動や美化活動に自主的に参加します。 ◆ 適正なごみ処理・排出方法を遵守し、不法投棄やポイ捨てを絶対に行いません。 ◆ 所有・管理地を適切に管理し、不法投棄を防止します。 ◆ 不法投棄や環境の異常を発見した際は、速やかに市や関係機関に報告します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業活動から排出される廃棄物を適正に分別・処理し、リサイクルの推進やごみの減量に積極的に取り組みます。 ◆ 所有・管理地における不法投棄防止策を徹底し、定期的な清掃や環境美化活動を実施します。 ◆ 消費者や従業員にごみの適正排出、ポイ捨て禁止を周知し、環境保全意識の向上を図ります。 ◆ 不法投棄を発見した場合は、直ちに市などへ通報し、迅速な対応に協力します。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 飲食容器や不用品などは持ち帰る、または指定場所に排出し、ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。 ◆ 指定された分別ルールを守り、ごみの適正な排出に努めます。

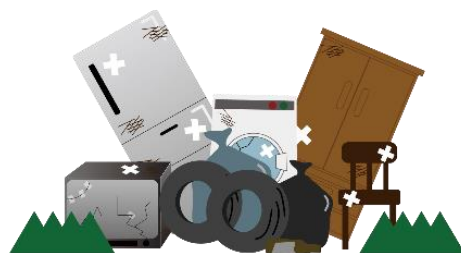


コラム

不法投棄

廃棄物の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって厳しく禁止されており、違反者には5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、法人が関わった場合には3億円以下の罰金が科せられるなど、極めて重い罰則が定められています。さらに、未遂の段階でも処罰対象となるため、「捨てようとしただけ」でも犯罪として扱われる点は見過ごせません。

市内では職員や監視パトロール員による巡回が行われており、不法投棄の抑止に努めています。しかし、行政の監視だけでは限界があり、市民のみなさんによる監視が最も効果的な防止策とされています。また、所有地の草が生い茂って見通しが悪い場所や車が停めやすい空き地は、不法投棄の温床となりやすいため、土地の適切な管理が重要です。



5

▼環境目標3 自然と人が共生するまちをつくる

森林・農地を守ろう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
間伐実施面積（累計）	1,888.5ha	2,128ha	2,328ha
広葉樹への転換面積（累計）	8.33ha	9.53ha	10.53ha
有害鳥獣による被害面積	734a/年	623a/年	531a/年
スマート農業機械による環境負荷低減に向けた取り組み面積（累計）	1.17ha	1.25ha	2.5ha

■市の取り組み

① 森林の保全・管理・活用

- ◆ 鳥獣被害対策実施隊や静岡県駿東猟友会等と連携して、鳥獣被害対策事業を強化します。
- ◆ 林道の機能を正常に維持するために、路面補修、草刈り等の維持管理等を実施します。
- ◆ 国が展開する森林経営管理制度や花粉症対策事業等を活用し、官民で連携して効率的に間伐や樹種転換を推進します。
- ◆ 天然記念物等に指定されている樹木について、所有者や関係団体と連携し、保全活動を実施します。
- ◆ 御殿場木材協同組合、御殿場市商工会等と連携し、御殿場市産材「ごてんぼっ木」の普及を推進します。
- ◆ 木育などの推進により、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の持続的なサイクルを保ち、適切な森林環境を維持します。
- ◆ 乙女森林公園等を適正に維持管理します。
- ◆ 広報や体験イベントなどを通じて、市民が木とふれあう場を増やし、森林の大切さを伝えます。
- ◆ 市民の参画を得て「市民の森」の整備及び維持管理を推進します。



② 農地の保全・管理・活用

- ◆ 農業経営の効率化を進めるため、農地の整備を進めるとともに農地中間管理機構等を活用し、担い手に農地を集約します。
- ◆ 農地バンクの活用により、農地の貸し手、借り手の掘り起こしを実施し、農地の集積・集約化を進めます。
- ◆ 農地パトロールなどを実施し、現状の把握と農家の意向調査の実施と活用を図ります。
- ◆ 経営改善計画を支援し、認定農業者や担い手組織を育成します。
- ◆ レクリエーション農園、枝豆収穫体験などを実施し、農業の魅力をPRします。
- ◆ 若手農業者・新規就農者に対する支援をします。
- ◆ 化学肥料や農薬が環境に与える負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」の普及に努めます。
- ◆ 地域活動による農道、水路の共同管理、農地の保全活動の取り組みを促進します。
- ◆ 農家だけでなく、地域住民の参加で実施する農業用水路・農道の草刈りや補修、花の植付けなどの環境向上活動を支援します。
- ◆ 「御殿場市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣による被害の防止を図るとともに、計画的な捕獲活動に取り組みます。
- ◆ 地産地消に向けた消費拡大対策などに取り組みます。
- ◆ 地域資源を活用した農業体験事業を展開するとともに、農家民宿、クラインガルテンなどの促進を図ります。
- ◆ 農業に意欲のある多様な担い手に対し、市民農園制度などを活用した、農地の貸借を推進し、農地の有効利用を図ります。
- ◆ スマート農業機械の導入推進による環境負荷低減を図ります。

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民

- ◆ 林業体験や地域の緑化活動に参加し、地域の森林保全に貢献します。
- ◆ 森林や環境保護についての知識を深め、日常生活での木材利用を積極的に取り入れます。
- ◆ 住宅の建築時には地場産材を選び、地域の林業振興に協力します。
- ◆ 地元農産物の消費を心がけ、地産地消を推進します。
- ◆ 地域の環境保全活動に参加し、農業用水路や農道の維持に協力します。

事業者

- ◆ 森林所有者や事業者は利用間伐を行い、持続可能な森林管理に努めます。
- ◆ 建築物には地場産材を活用し、地域の林業振興に協力します。
- ◆ 環境保全型農業の実践を通じて、持続可能な事業活動を目指します。
- ◆ 地元農産物の販売や消費を推奨し、地産地消に寄与します。
- ◆ 事業活動においても積極的に地域の環境向上活動に参加します。

滞在者等

- ◆ 森林レクリエーションを楽しむ際は、環境への配慮を忘れずに行動します。
- ◆ 地元の農産物、地域の特産品の普及に協力します。

6

▼環境目標3 自然と人が共生するまちをつくる

河川・湧水を守ろう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
有収率（配水量に対して実際に使用された水量の割合）	81.5%	81.5%	81.5%
年平均地下水位	307.40m	307.40m	307.40m

■市の取り組み

① 人や生きものにやさしい水辺の整備

- ◆ 河川の改修にあたっては、川床を岩や砂礫にするなど環境に配慮した工法を検討します。
- ◆ 生態系への影響を考慮した工法を継続的に検討します。
- ◆ 動植物の生育環境に配慮し、また水とふれあえる川づくりの調査・研究に努めます。
- ◆ 地域住民や事業者、環境保全団体との連携や支援により、水辺の美化などに努め、心安らぐ水辺の創出を図ります。

② 湧水・地下水の適正管理

- ◆ 水道管の漏水調査を配水ブロックごと計画的に実施し、随時漏水箇所の修繕を行い、有収率の向上に努めます。
- ◆ 年次計画に基づき水道施設の更新や耐震化を行い、適正な維持管理を行うことにより安定して水を供給します。
- ◆ 地下水及び湧水の水質や水位・水量を定期観測して、地下水の現状を把握するとともに、地下水障害を防止します。
- ◆ 地下水の分布と利用可能量を把握し、地下水障害の防止と有効活用の両立を図るために、地下水の管理体制とその手法について、県及び周辺市町と検討します。
- ◆ 揚水設備設置事業者に揚水設備設置届出と採取量の報告を求め、助言し、指導します。
- ◆ 透水性舗装等の雨水浸透設備の整備を促進します。
- ◆ 市内の湧水の魅力を認識しながら、保全の重要性について周知します。

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 川辺や湧水地を訪れた際には、自然環境を大切にし、汚さないように心がけます。 ◆ 河川清掃や植栽活動などの環境ボランティア活動に積極的に参加します。 ◆ 雨水をためて家庭菜園や植木への散水に活用し、節水に努めます。 ◆ 透水性舗装や浸透マスを設置を検討し、雨水が地下に浸透するよう取り組みます。 ◆ 地域の湧水について学び、保全活動に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地下水の適正使用を心がけ、過剰な採取を避ける努力をします。 ◆ 節水型設備の導入や水の再利用を推進し、資源保護に努めます。 ◆ 河川や環境保全の活動に参加し、地域の水辺の美化に貢献します。 ◆ 雨水利用設備や浸透設備を導入し、環境に配慮した施設運営を行います。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水辺や湧水地点を訪れる場合は、マナーを守るとともに、汚したり周囲に迷惑をかけたりにしないようにします。



御殿場市ビオトープマップ

御殿場市のビオトープマップは、富士山の麓の豊かな自然環境を活かし、市内各地のビオトープの場所や特徴を紹介しながら、観察スポットや学習の場、散策ルートとして市民や観光客に自然と人との共生を考えるきっかけを提供しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。

御殿場市
ビオトープ
マップ

ビオトープとは?
地域の野生の生き物が暮らす場所のことで、地域特有の自然環境や生態系を守る大切な役割を果たしています。このマップでは、人の手で整備し、管理されている水辺の自然を紹介しています。

ビオトープの心得

- 1 生き物を持ち込まない
- 2 生き物を持ち帰らない
- 3 ごみを捨てない
- 4 池の中に入らない

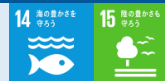
問い合わせ
御殿場市環境課
電話：0550-83-1603

【御殿場市市民生活型まちづくり事業】R4.3

7

▼環境目標3 自然と人が共生するまちをつくる

生物を守り自然とふれあおう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
狂犬病予防接種の接種率	80.7%	100%	100%
自然共生サイト登録数(累計)	1件	2件	3件

■市の取り組み

① 生物の保全・管理

- ◆ 鳥獣保護管理員や保護機関等と連携・情報共有し、ニホンカモシカ等の天然記念物や傷病鳥獣を保護します。
- ◆ 鳥獣保護管理員、猟友会、関係機関等と連携し、野生生物の保護と計画に基づいた個体数の管理を図ります。
- ◆ 特定外来生物の拡散防止の普及啓発や防除対策、特定外来生物の撲滅大作戦等の防除体験型学習会を実施します。
- ◆ 富士山のフジアザミやオンタデ等の貴重な植物を保全するため、車両乗り入れ防止パトロールを実施するとともに盗掘などの防止を目的とした自然保護意識の向上に努めます。
- ◆ 県や動物病院等と連携し、飼い犬・猫の適正な飼育について、指導し啓発します。
- ◆ 地域猫活動事業を行う区に補助金を交付し、飼い主のいない猫（野良猫）対策である地域猫活動を支援します。
- ◆ 生物多様性の保全に向け、関係団体と連携しつつ、御殿場市内に生息・生育する希少動植物の現況・変化を継続的に把握します。
- ◆ 御殿場市版レッドデータブック掲載種及びその保全対策の重要性について周知します。
- ◆ 自然共生サイトや御殿場市版レッドデータブック等を活用し、生物多様性の保全対策を実施します。

② 自然とのふれあいの場の整備・活用

- ◆ 箱根山系や富士山麓のハイキングコースの提案や持続可能な整備・活用をしていきます。
- ◆ 富士山樹空の森を拠点として活用し、富士山と富士山麓の自然や歴史、環境保全のマナーなどの周知や学べる機会を創出します。
- ◆ 各種団体や地域と連携し、ビオトープ等の自然とふれあえる場所の整備及び活用を推進します。

③ 自然公園の保全・管理と保護地域の拡大

- ◆ 世界文化遺産富士山の保全と活用のバランスを保ちながら、県の関係機関や環富士山の市町村、地元住民、NPO法人等と連携・協力して保全を図ります。
- ◆ 植生への負荷を考慮しながら、富士山での各種環境保全活動を実施・支援します。
- ◆ 自然環境や富士山について講師をできる人材の育成・確保に努めます。
- ◆ 関係団体と連携し、環境保全啓発活動を通じて環境意識やマナーの向上を図ります。
- ◆ 環境配慮型トイレの適正な管理・利用方法の周知の強化を実施します。

■ 市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民

- ◆ 実のなる木や花を植えるなど、野鳥や昆虫等の生きものの生息空間づくりをします。
- ◆ 貴重な動植物の生息・生育地を踏み荒らしたり、採取をしません。
- ◆ 特定外来生物を野外に放ったり、飼育や栽培、運搬をしません。
- ◆ 飼い犬・猫の適正な飼育に努めます。
- ◆ 自然観察会や体験学習に参加し、動植物の生態について学びます。
- ◆ 自然とふれあう機会を増やし、活動後はごみを持ち帰るなどのエチケットを守ります。

事業者

- ◆ 貴重な動植物の生息・生育地での開発を回避・低減し、新たな環境を創出します。
- ◆ 開発時には貴重な生態系への影響を最小限にし、新しい環境空間を創造します。
- ◆ 事業所の敷地内について、緑地の造成やビオトープなど生きものが生息できる空間づくりなどを進め、自然共生サイトへの登録や自然とのふれあいの場として活用します。
- ◆ 駆除した外来種は適切に処理し、自然環境に影響を与えないようにします。

滞在者等

- ◆ 貴重な動植物の生息・生育地を踏み荒らしたり、採取をしません。
- ◆ 富士山など、自然とのふれあいの場でマナーを守るとともに、ごみの持ち帰りを徹底します。



特定外来生物の防除体験型学習会

本市では、2024（令和6）年7月に「地球上で最悪の侵略的植物」と称される特定外来生物ナガエツルノゲイトウがはじめて確認され、分布拡大が懸念されています。こうした中、2025（令和7）年11月には、地域住民を対象とした防除体験型学習会が開催されました。



特定外来生物駆除研修会
ストップ！ナガエツルノゲイトウの拡散

特定外来生物って何？

● 海外起源の外来生物で、生態系・人・農林水産業へ被害を及ぼす生き物
 特定外来生物とは、生態系への被害が大きい生き物で、特に生態系や農林水産業への被害が懸念されるものを指します。また、人の健康や財産に被害を及ぼすものとして、外来生物法によって規定された生き物のことです。特定外来生物は駆除されるなど、ペナルティを伴うので、栽培、放牧、放養または運搬、譲渡、輸入、野放への取組等は禁止されます。

御殿場市内で、はじめて確認された特定外来生物ナガエツルノゲイトウ

● 侵略的植物を防ぐ早期防除体制が急務
 御殿場市内2箇所にて、2024年7月に特定外来生物ナガエツルノゲイトウがはじめて確認され、市民が確認されています。この植物は繁殖力が強く、根の節間節間にも見られることがあり、生物多様性を脅かし、農作物に被害を及ぼす恐れがあります。そのため、早期防除体制の確立が急務です。

ナガエツルノゲイトウってどんな植物？

● 日本では節間はつけない。茎や根の節から再生
 ● 高さ20cmの節間から再生
 ● 葉は対生、長楕円形、葉の縁は鋸歯状
 ● 葉の裏は白く、葉の裏に腺毛がある
 ● 葉の裏は1cm以上になるとはくはくした感触が伝わり、腺毛が刺さる
 ● 節間は10cm、葉は長さ10cm、幅は5cm程度

季節別発生状況表

季節	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
発生状況												
生活史	発生	発生	発生	発生	発生	発生	発生	発生	発生	発生	発生	発生

8

▼環境目標 4 安全・安心に暮らせるまちをつくる

水や空気をきれいにしよう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
河川水質調査箇所環境基準値超過割合 (BOD)	0%	0%	0%
汚水処理人口普及率	73.7%	77.8%	82.4%
大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄、浮遊粒子状物質)	100%	100%	100%

■市の取り組み

① 水質汚濁の防止

- ◆ 黄瀬川水系、鮎沢川水系の水質などを調査し、河川の水質汚濁状況を適正に把握します。
- ◆ 河川での水生生物観察会を実施します。
- ◆ 合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助金を交付し、普及率の向上に努めます。
- ◆ 県や関係機関と連携し、浄化槽設置者に対し、法定検査の受検など適切な維持管理の指導に努めます。
- ◆ 特定地域において公設浄化槽の設置普及を図ります。
- ◆ 下水道への未接続世帯や施設への戸別訪問を中心とした加入促進活動を行い、接続率の向上に努めます。
- ◆ 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えなどについて意識啓発します。
- ◆ 御殿場市水質保全協議会の会員（市内企業・団体）と連携し、水質汚濁防止及び環境保全の啓発事業を実施します。



② 大気汚染・悪臭・騒音・振動の防止

- ◆ 光化学オキシダント (Ox) や微小粒子状物質 (PM2.5) について、県内外の測定結果を注視し、変化がみられれば県と連携を図り、広報などを使用し市民へ注意喚起します。
- ◆ 違法な屋外焼却を行う市民・事業者等に対して指導し啓発します。
- ◆ 事業者に対して騒音・振動防止を指導し啓発します。
- ◆ 近隣騒音や振動についての意識を啓発します。
- ◆ 自動車騒音の常時監視を行います。

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 下水道供用区域の世帯は速やかに下水道へ接続します。 ◆ 公共下水道事業計画区域外や農業集落排水事業区域外などは、適正な污水处理設備へ切り替えます。 ◆ 定期的に浄化槽の清掃や保守点検、法定検査を受け、適正な維持管理を行います。 ◆ 環境に配慮した排水を心がけ、洗剤は必要量のみ使用し、残り物を排水口に流しません。 ◆ 騒音や振動、悪臭、煙を出さないように心がけ、周囲への迷惑を避けるよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 下水道供用区域の事業所は、速やかに下水道へ接続します。 ◆ 公共下水道事業計画区域外や農業集落排水事業区域外などは、適正な污水处理設備へ切り替えます。 ◆ 排水の適正な管理を行います。 ◆ 排水設備を定期的に清掃及び点検し、水質検査を行って排出基準を遵守します。 ◆ 法令を遵守し、大気汚染物質や騒音、振動の排出抑制に努めます。 ◆ 駐車場では配慮ある駐車を心がけ、事業活動に伴う環境負荷を最小限に抑えます。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川や自然環境にごみを捨てず、常に清潔に保つことを心がけます。 ◆ 駐車時は、周囲に迷惑をかけないように前向き駐車を心がけます。



水生生物観察会 (水辺の教室)

本市では、親子を対象とした水生生物観察会 (水辺の教室) を開催しています。観察会では、身近な川の生きものを採取・観察することで、生息する生きものの特徴から川の健康状態を調べ、環境保全について考えるきっかけとなる体験学習を行っています。



川の生きものを調べよう

水生生物による水質判定

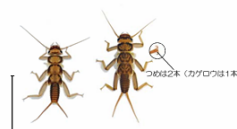


環境省・国土交通省
国土交通省管理・国土保全局編

きれいな水 (水質階級 I) の指標生物

カワゲラ類

尾は2本で、胸の下面や腹の末端にふさ状のえらがあるものが多い。足のつめは2本。渓流の石の間や、流れがゆるやかで落葉などがたまっているところにすんでいる。
● まちがえやすい生物
カゲロウ類とまちがえやすいが、足のつめが2本あることで区別される。



カワゲラ類

ヒラタカゲロウ類

足のつめは1本で、尾は長く2本。目が上についており、体全体が平たくカレイのような形。腹の両側に木の葉状の大きなえらがある。流れの速いところの石に体を密着させて生活している。
● まちがえやすい生物
カワゲラ類とまちがえやすい。



ヒラタカゲロウ類

【資料：環境省水・大気環境局 国土交通省管理・国土保全局編、川のいきものをしらべよう】

9

▼環境目標 4 安全・安心に暮らせるまちをつくる

快適な生活環境にしよう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
公害苦情件数	25件/年	22件/年	20件/年
景観重要樹木等の指定件数（累計）	2件	4件	4件
市民1人当たりの都市公園面積	12.74m ² /人	13.22m ² /人	13.35m ² /人

■市の取り組み

① 生活環境の保全

- ◆ 公害関係法令に係る届出の受付審査をし、規制基準などの指導を行います。
- ◆ 市民から寄せられる、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭などによる苦情の受付及び苦情発生源を除去します。
- ◆ 関係団体と連携して、広報等による公害関係法令の周知と遵守の徹底を図ります。
- ◆ 県と連携して事業所への立入検査を実施し、ダイオキシン類等による汚染を監視し指導します。
- ◆ 環境放射線量を測定・監視します。
- ◆ 伝染病の媒体となる害虫の駆除に努めるとともに、地域住民や団体等に対する薬剤の供給などにより、害虫の駆除活動を支援します。

② 自然と調和した景観づくり

- ◆ 総合景観条例や景観計画を運用し、建築物・工作物・地域への影響が懸念される照明設備などについては、周辺の景観やまちなみに調和するよう規制し、誘導します。
- ◆ 総合景観条例に適合していない屋外広告物を指導し、屋外広告物の許可制度についての周知を図ります。
- ◆ 眺望遺産や景観重要樹木を増やし、御殿場市富士山眺望遺産等の良好な景観を形成している資源を保全します。
- ◆ 国や県等の行う公共工事についても景観への配慮を要望します。

③ 公園等の憩いの空間づくり

- ◆ 緑豊かなまちづくりを推進するための公園整備を行います。
- ◆ 公園施設長寿命化計画に基づき施設の安全を確保します。
- ◆ 秩父宮記念公園・中央公園・遊 RUN パーク玉穂など、市内に点在する公園を適切に維持管理し、近隣住民に日常生活のなかでの憩い、安らぎ、遊びの場を提供します。
- ◆ 市民ボランティアとともに公園や公共花壇等を整備します。
- ◆ 街路樹の剪定・害虫駆除作業など適切に管理します。

④ 緑化の推進

- ◆ 緑化推進団体等のネットワーク化、具体的な緑化推進計画の策定、緑化活動を実施します。
- ◆ 市民の緑化に対する意識を高め、花と緑豊かなまちづくりを進めます。
- ◆ 東富士パークウェイ沿いの桜・もみじを適切に維持管理し、魅力ある景観づくりに努めます。
- ◆ 公の施設や各種団体に対し樹木を提供します。
- ◆ 緑のカーテン講習会を実施し、設置の普及を促します。
- ◆ 生垣整備助成や誕生記念樹・新築記念樹の配布を行うことで家庭内の緑化推進を図ります。
- ◆ 事業者の一定規模以上の土地利用にあたっては、緑地等の整備を指導します。

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民

- ◆ 事業者とのコミュニケーションに努め、問題は早めに関係者や行政へ相談します。
- ◆ 殺虫剤や化学製品は環境負荷の少ないものを選び、適切に使用します。
- ◆ 景観づくりについて理解を深め、地域に適した建物や緑化に積極的に参加します。
- ◆ 富士山の景観を守るため、建物の用途、色彩、高さ、植栽などの地域ルールづくりに協力します。
- ◆ 公園や公共花壇の整備にボランティアとして積極的に参加します。
- ◆ 地域の緑化推進に積極的に参加し、家庭内での花や生垣、緑のカーテンの栽培に取り組みます。

事業者

- ◆ 地域住民とコミュニケーションを図り、公害苦情の防止に努めます。
- ◆ 公害や苦情が発生した際は迅速に対応し、原因の解消を図ります。
- ◆ 化学物質を適正に使用・管理し、環境への影響を最小限にします。
- ◆ 景観の理解を深め、道路沿いの緑化やその維持管理に注力します。
- ◆ 敷地内外の緑化（樹木の植栽や生垣整備等）を進めます。
- ◆ 緑化活動や啓発イベントへの参加など、従業員や利用者の環境意識向上にも努めます。

滞在者等

- ◆ 自然や地域の景観を大切にし、訪れる場所のルールやマナーを尊重します。
- ◆ 公園や緑地、自然施設ではマナーやルールを守り、ごみの持ち帰りや動植物を大切にするなど施設の適切な利用に心がけます。
- ◆ 桜並木やもみじなど四季折々の植栽を楽しみながら、地域の緑化や美しい景観の保全にも関心を持ちます。

10

▼環境目標 5 環境と調和した社会の基盤をつくる

環境について知り・考え・行動しよう



■数値目標

指標	基準年度 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	最終目標 (2035年度)
こども環境会議参加者数	165人	180人	190人
富士山豆博士認定者数(累計)	7,971人	8,800人	9,300人
御殿場エコサポーター登録件数(累計)	56件	60件	65件

■市の取り組み

① 環境教育・環境学習の充実

- ◆ 学習活動における環境教育の位置づけを明確にし、それを意識して指導していきます。
- ◆ エネルギー資源についての学びやりサイクル活動などを通し、エコライフへの関心や物を大事にする心を育てます。
- ◆ 学校や地域の行事において、御殿場市の様々な環境要素を体験できるような取り組みを推進します。
- ◆ 自然観察会を実施し、市民や小中学生が身近な自然について学び、直接ふれあう機会を提供します。
- ◆ 富士山基金を活用し、富士山の自然環境の維持保全活動、富士山の学術・文化の振興に寄与する事業、「ごてんばの富士山豆博士事業」などを実施します。

② 環境情報の充実

- ◆ 環境に関する情報を収集するとともに、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送、SNSなど、様々な媒体を用いて、わかりやすい環境情報の発信に努めます。
- ◆ 本市が推進する「御殿場市ゼロカーボンシティ宣言」や「第三次御殿場市環境基本計画」に基づく取り組みを滞在者等にも広く普及するため、観光情報への掲載や観光客向けの多言語コンテンツ(パンフレット、ホームページ、デジタルサイネージなど)でわかりやすく紹介し、その取り組みへの理解と協力を促します。

③ 環境活動の活性化

- ◆ 環境保全活動などを実施している団体等への支援・協力を努め、担い手となる人材育成を進めます。
- ◆ 事業者へ環境マネジメントの取り組みについてのセミナーを開催するなどの支援をします。
- ◆ 環境に配慮した製品の製造や環境保全に積極的に取り組んでいる企業の誘致を推進し、積極的に情報発信します。
- ◆ 御殿場市民活動支援センターと連携し、各種団体への支援を実施します。
- ◆ 市民協働型まちづくり事業を活用し、各主体の協働による環境活動を推進します。
- ◆ 事業者や各種団体等と連携して環境活動を実施するしくみづくりを推進します。
- ◆ 「環境活動登録制度（御殿場エコサポーター）」や「御殿場 SDGs クラブ」を活用し、環境保全活動に取り組む団体等の把握に努めるとともに、情報提供や連携のための支援をします。

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

市民

- ◆ 環境イベントに参加し、地域活動を通じて環境問題への関心を高めます。
- ◆ 家庭でできる環境対策を考え、実践します。
- ◆ 自然体験ができる地域イベントを企画し、積極的に開催します。
- ◆ 環境リーダー意識を持ち、各種取り組みを推進します。
- ◆ 環境施策に関する市民参画の機会やボランティア活動に積極的に参加します。
- ◆ 家庭や地域での横のつながりを大切にし、交流を深めます。
- ◆ 「環境活動登録制度（御殿場エコサポーター）」に参加します。

事業者

- ◆ 環境イベントに参加し、環境教育を通じて社員の意識を高めます。
- ◆ 市民や子どもたちに対する環境保全の普及啓発を支援します。
- ◆ 環境リーダーを社内で育成し、環境マネジメントシステムの導入を進めます。
- ◆ 地域の環境活動を積極的に支援し、従業員のボランティア活動を奨励します。
- ◆ 「環境活動登録制度（御殿場エコサポーター）」や「御殿場 SDGs クラブ」に参加します。

滞在者等

- ◆ 御殿場市の環境に関する取り組みに興味を持ち、環境保全のための取り組みに協力します。



コラム

富士山の魅力を未来につなぐ学び

本市では、富士山の豊かな自然とめぐみを次の世代へ受け継ぐため、2006（平成18）年度から「ごてんばの富士山豆博士事業」を実施しています。この事業は富士山基金の一部を活用し、子どもたちが富士山について学び、触れ、親しむことを通じて、そのすばらしさを再発見することを目的としています。事業に取り組んだ児童・生徒は「富士山豆博士」として認定され、2024（令和6）年度までに7,971人もの豆博士が誕生しました。これからも本事業が、富士山のめぐみを未来へとつなぐ御殿場ならではの学びの場として、多くの子どもたちに新たな気づきと豊かな心を育むきっかけになっていくことでしょう。



「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけ、地球温暖化対策を推進します。

第1節 実行計画策定の背景

1-1 | 地球温暖化とは

●地球温暖化の起こるしくみ

「温室効果ガス」とは、二酸化炭素やメタンなど、赤外線を吸収する気体です。大気中の二酸化炭素は地表からの赤外線を吸収し、地球を人間や生物が住みやすい温度に保っています。もしこのガスがなければ、地球の平均気温は約-19℃になると考えられています。温室効果ガスは一定量必要ですが、その濃度が高まると太陽の熱が過剰に吸収され、地表付近の気温が上昇します。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。

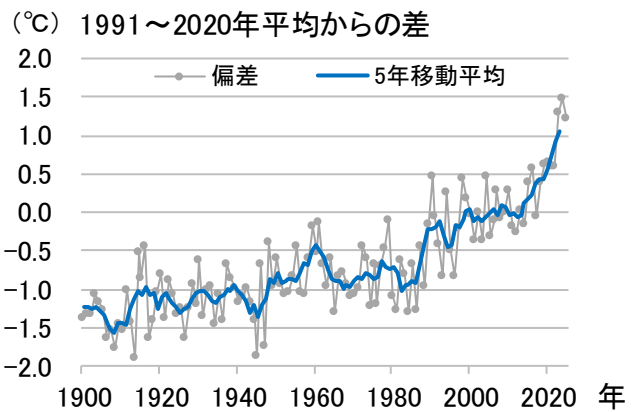
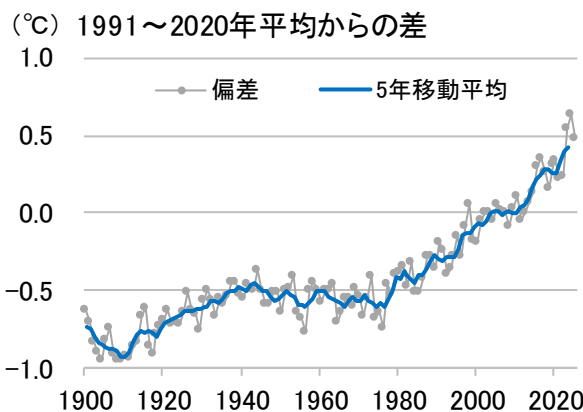
●上昇する気温

世界の平均気温は上下動を繰り返しながら、100年当たり0.77℃の割合で上昇しています。また、日本の平均気温は100年当たり1.40℃の割合で上昇しており、2024（令和6）年は統計をとり始めた1898（明治31）年以降で最も高い値となりました。



地球温暖化のメカニズム

【資料：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<http://www.jccca.org/>) より】



注) 細線(黒)は各年の基準値からの偏差、太線(青)は偏差の5年移動平均、基準値は1991~2020年の30年平均値。

世界(左)及び日本(右)の年平均気温の経年変化

【資料：気象庁】

1-2 | 地球温暖化の予測と影響

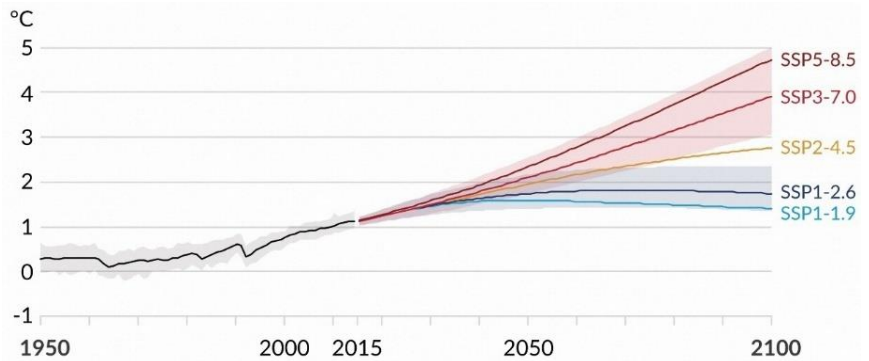
●最悪のシナリオでは平均気温 4.4℃の上昇

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が2021（令和3）年に発表した「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」によると、人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないとされています。

また、本報告書では将来の社会経済発展の傾向を仮定した共通社会経済経路（SSP）シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオから、5つのシナリオ（SSP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5、SSP3-7.0、SSP5-8.5）が使用されています。

化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ（SSP5-8.5）においては、今世紀末までに3.3～5.7℃（平均4.4℃）も気温が上昇すると予測されています。

SSP1-1.9：持続可能な発展の下で、気温上昇を1.5℃以下に抑えるシナリオ
 SSP1-2.6：持続可能な発展の下で、気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ
 SSP2-4.5：中道的な発展の下で、気候政策を導入するシナリオ
 SSP3-7.0：地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ
 SSP5-8.5：化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しないシナリオ



1850～1900年を基準とした世界平均気温の将来予測（5つのシナリオ）

注）グラフ中の陰影は不確実性の範囲を示す。

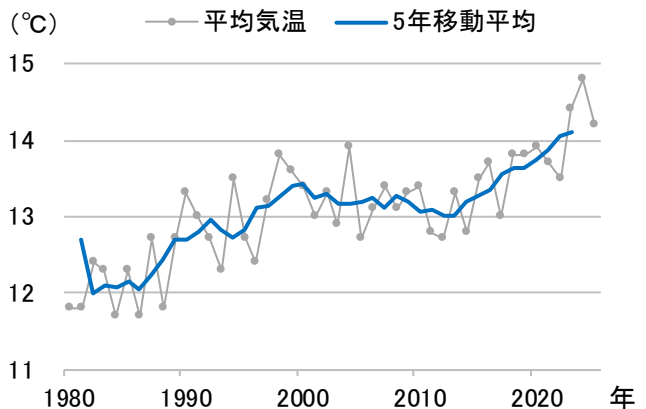
【資料：IPCC 第6次評価報告書・第1作業部会報告書（IPCC、2021年）】

●御殿場市への影響

アメダス御殿場観測所のデータによると、本市の年平均気温は年々上昇しています。

「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」のWebGISデータによると、2100年までに年平均気温は現在よりも2.0～4.7℃高くなると予測されています。

本市への影響として、以下のようなものが考えられます。



アメダス御殿場観測所の年平均気温の変化
 【資料：気象庁】

地球温暖化による本市への影響の事例

気温上昇:夏の暑さが増し、冬の寒さが和らぐ。

降水パターンの変化:大雨や集中豪雨の頻度が増え、洪水のリスクも高まる。

雪の減少:雪の降る量が減少し、富士山の景観や水資源に影響が及ぶ。

生態系への影響:気温や降水量の変化により、特定の植物や動物の生息地が変わる。

農業への影響:作物の成長に影響を与え、収穫量や品質が変化する。

健康への影響:熱中症のリスクが高まり、感染症のリスクが増す。

1-3 | 地球温暖化対策に向けた動向

●パリ協定の発効と批准

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組として、「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内（1.5℃に抑える努力を追求）にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組が構築されました。なお、パリ協定は2016（平成28）年11月4日に発効し、日本は同8日に批准しました。

●2050年カーボンニュートラル宣言と「地球温暖化対策計画」の閣議決定

日本は2020（令和2）年10月、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、すなわち「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46%削減（さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく）」という目標が掲げられました。なお、後述しますが「地球温暖化対策計画」は2025（令和7）年2月に改定されました。

●ゼロカーボン市区町村協議会の発足

様々な市区町村が抱える課題や情報を共有し、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取り組みのための議論を進め、国への提言などを行うことを目的として2021（令和3）年2月5日に「ゼロカーボン市区町村協議会」が設立されました。会長は「国・地方脱炭素実現会議」の構成員である横浜市が務めており、本市を含め、多くのゼロカーボンシティ宣言をした自治体が加入しています。今後は、同じ目標を掲げている全国の自治体とともに、脱炭素社会の構築を目指していきます。

●御殿場市ゼロカーボンシティ宣言

本市は、国際社会の一員として、また、世界遺産富士山の麓にふさわしいエコガーデンシティの実現を目指しSDGsに取り組む都市として、市民や事業者とともに、脱炭素社会の実現に貢献するため、2020（令和2）年2月に2050（令和32）年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言しました。

また、2022（令和4）年5月には、富士山麓の5市町（富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町）が2050（令和32）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ共同宣言」をしました。脱炭素社会の実現を目指し、富士山麓の森林保護、エネルギーの地産地消、環境負荷の少ない交通の普及促進などに一体となって取り組むこととしています。

●SDGs 未来都市の選定

2022（令和4）年5月、本市はSDGsの達成に向けて優れた取り組みを提案する自治体「SDGs未来都市」に選定されました。「誰もが輝ける 富士の麓の環境を守り育てるまち 御殿場」をテーマとし、富士山麓に位置する本市への環境先端企業や研究機関の誘致と連携を掲げました。また、提案を具体化するための「SDGs未来都市計画」を2022（令和4）年10月に策定、2024（令和6）年12月に改定しました。

●「第7次エネルギー基本計画」と「地球温暖化対策計画」の閣議決定

2025（令和7）年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、2040（令和22）年度の電源構成について、再生可能エネルギーを「4～5割程度」とし、「主力電源として最大限導入する」と位置づけました。一方で、原子力は「2割程度」、火力は「3～4割程度」との見通しを示しました。なお、2030（令和12）年度の電源構成は、再生可能エネルギーが36～38%とされています。

また、同月には「地球温暖化対策計画」が改訂され、温室効果ガス排出量の削減目標として2013（平成25）年度比で2035（令和17）年度に60%削減、2040（令和22）年度に73%削減という目標が掲げられました。

●事業者の脱炭素化の動き

国内外の多くの事業者がSDGsで掲げられた社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に取り込もうとする動きが始まっています。本市では、SDGsの17のゴールに該当する取り組みを行っている、または今後行おうとしている事業者・団体のプラットフォーム「御殿場SDGsクラブ」を2020（令和2）年3月に設立しました。

また、パリ協定を受けて事業者が削減目標を設定する「SBT（企業版2℃目標）」や、必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄う「RE100」などの国際イニシアティブへの参加が広がりをみせています。これらの背景にあるのは、財務諸表には現れない環境・社会・ガバナンスの情報を投資判断に活かす「ESG投資」の拡大であり、事業者の投資価値を計る新たな評価基準として注目を集めています。



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

SBTのロゴマーク

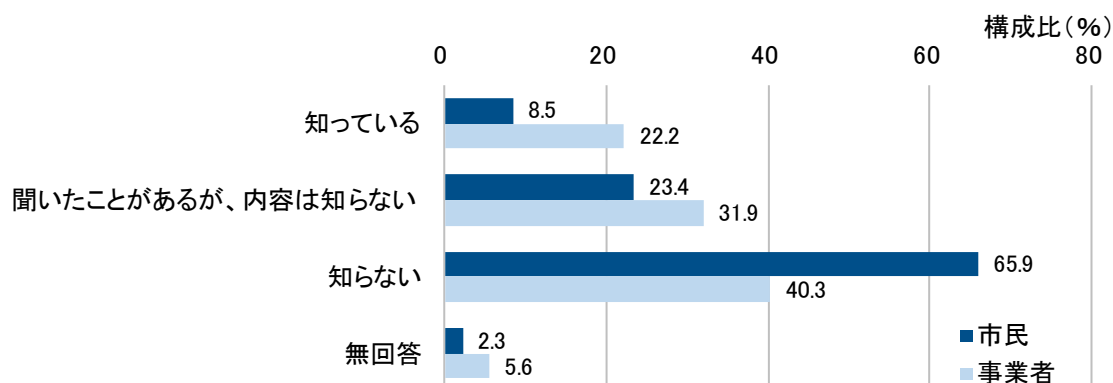


RE100のロゴマーク



ゼロカーボンシティ宣言の認知度

2024（令和6）年度に実施したアンケート調査では、市のゼロカーボンシティ宣言の認知度について、「知っている」という回答は市民8.5%、事業者22.2%に留まりました。2050（令和32）年ゼロカーボンシティを実現していくためには、市民・事業者のみなさんにゼロカーボンシティ宣言や、その内容について共有し、一緒に取り組んでいく必要があります。



【資料：第三次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

第2節 実行計画の概要

2-1 | 計画策定の目的と位置づけ

「御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以降、「実行計画」という）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画として位置づけます。

また、この実行計画は「御殿場市環境基本条例」に基づく「第三次御殿場市環境基本計画」の環境目標1「脱炭素なまちをつくる」を実現することを目的として、具体的な削減目標を明らかにしたものです。市・市民・事業者・滞在者等の各主体が、市域の温室効果ガス排出量の現状や排出量目標、再生可能エネルギーの現状や導入目標について共通認識を持ち、率先・協働し、市域の自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するために策定します。本市の実施する地球温暖化対策が国内や世界へと広がっていくことを目指します。

2-2 | 基準年度と目標年度

本実行計画は、国の計画や目標との整合を図るため、基準年度を2013（平成25）年度とします。また、目標年度は2030（令和12）年度、2050（令和32）年度とします。

2-3 | 対象ガスの種類

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）とします。

対象ガスの概要

温室効果ガスの種類		人為的な排出源	地球温暖化係数*
二酸化炭素 (CO ₂)		電力の使用やLPG、灯油、ガソリン、軽油などの燃焼で発生し、日本の温室効果ガス排出量の約9割を占め、地球温暖化への影響が大きい。	1
メタン (CH ₄)		稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るのが多く、廃棄物の埋立からも発生する。	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	265
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用する。	4~12,400
	パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用する。	6,630~11,100
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用する。	23,500
	三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体素子、半導体集積回路もしくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング、またはこれらの製造装置の洗浄で使用する。	16,100

*：二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化の効果を持つかを示している。温室効果ガス排出量の算定時には、地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素換算した数字を用いる。

【資料：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編（2025（令和7）年3月、環境省）】



2-4 | 対象とする部門

本実行計画で対象とする部門及びその内容は以下のとおりです。

対象とする部門

部門		内容	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	代替フロン類
エネルギー起源 CO ₂ * ¹	産業	製造業、農林水産業、建設業・鉱業におけるエネルギー消費	●			
	家庭	家庭におけるエネルギー消費	●			
	業務その他	事務所・ビル、商業・サービス施設などのエネルギー消費	●			
	運輸	自動車、船舶、航空機、鉄道のエネルギー消費	●			
エネルギー起源 CO ₂ 以外* ²	廃棄物処理	廃棄物の焼却、廃棄物の埋立、排水処理	●	●	●	
	農業	水田からの排出、肥料の使用、家畜の飼育や排せつ物の管理、農業廃棄物の焼却		●	●	
	燃料の燃焼	化石燃料の採掘・処理・輸送・貯蔵		●	●	
	工業プロセス	工業材料の化学変化		●	●	
	代替フロン類	代替フロン類の漏洩				●

*1：化石燃料や他者から供給された電気または熱の使用に伴い排出される二酸化炭素。

*2：廃棄物処理、農業、燃料の燃焼、工業プロセスから発生する二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素や代替フロン類など、エネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガス。

【資料：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編』（2025（令和7）年3月、環境省）】

2-5 | 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、基本的に「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編」（環境省）に記載されている推計手法を用いました。

2-6 | 対象とする再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー源の有効な利用の促進に関する法律」において「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」とされ、その種類は政令で定められています。

本計画では、本市における導入実績や技術的な動向を踏まえ、導入の対象となる再生可能エネルギーを太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、中小水力発電、地熱発電、地中熱利用、バイオマス発電とします。

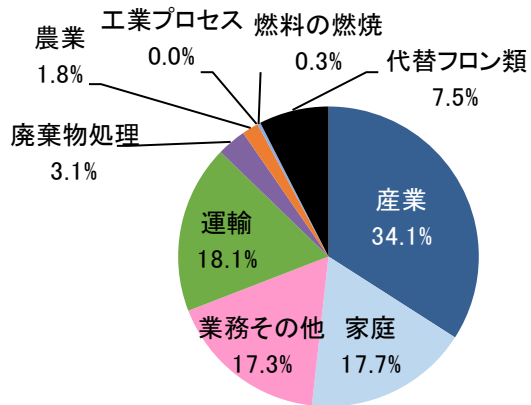
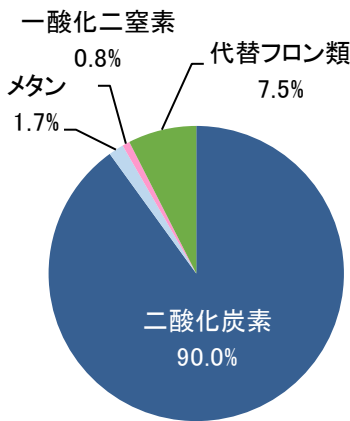
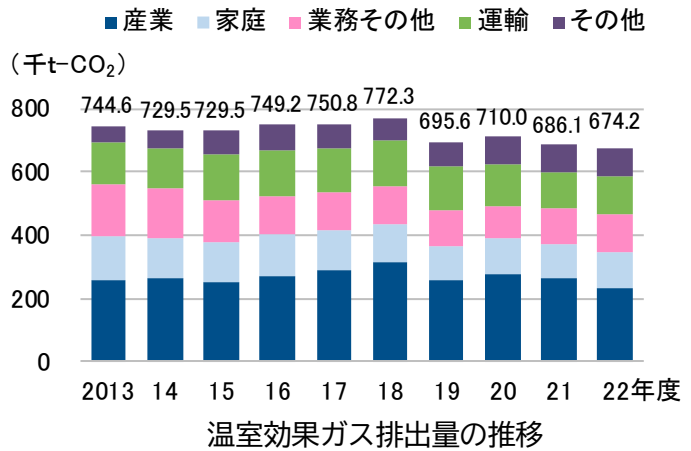


第3節 温室効果ガス排出量等の現状

3-1 | 温室効果ガス排出量

●全体の90%を占める二酸化炭素

本市の2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度比で9.5%減少しています。ガス別では二酸化炭素（90.0%）が最も多く、次いで代替フロン類（7.5%）、メタン（1.7%）、一酸化二窒素（0.8%）の順となっています。部門別では産業部門（34.1%）が最も多く、次いで運輸部門（18.1%）、家庭部門（17.7%）業務その他部門（17.3%）はほぼ同じ構成比です。



ガス別温室効果ガス排出量の内訳（2022年度）

部門別温室効果ガス排出量の内訳（2022年度）

温室効果ガス排出量の推移（単位は千 t-CO₂）

年度	2013 (H25)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2013比	
ガス別								
二酸化炭素	695.4	713.3	632.1	640.5	617.8	607.0	-12.7%	
メタン	9.9	9.9	9.7	9.3	10.8	11.2	+13.1%	
一酸化二窒素	5.6	7.2	6.9	6.3	5.9	5.5	-1.8%	
代替フロン類	33.7	41.9	47.0	53.9	51.5	50.5	+49.9%	
部門別								
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	259.1	314.4	257.4	274.3	263.7	229.7	-11.3%
	家庭部門	138.1	118.8	109.4	113.2	106.1	119.2	-13.7%
	業務その他部門	161.6	119.0	110.8	105.7	116.4	117.0	-27.6%
	運輸部門	136.6	145.8	138.2	130.4	114.8	122.3	-10.4%
エネルギー起源以外	廃棄物部門	1.6	18.2	19.1	19.7	19.4	21.2	+1225.0%
	農業	11.2	10.9	10.8	10.2	11.7	12.0	+7.1%
	工業プロセス	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	+59.0%
	燃料の燃焼	2.7	3.2	2.9	2.5	2.3	2.2	-18.9%
代替フロン類	33.7	41.9	47.0	53.9	51.5	50.5	+49.7%	
合計	744.6	772.3	695.6	710.0	686.1	674.2	-9.5%	

注1) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

注2) 廃棄物部門の排出量の増加は、固形燃料化施設(RDF)から富士山エコパーク(焼却)になったことが原因である。
【資料：御殿場市温室効果ガス及び削減効果算定報告書】

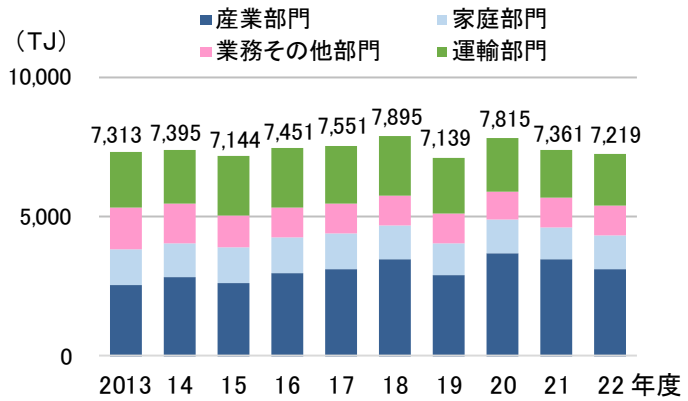
3-2 | エネルギー消費・交通

●産業部門が最も多いエネルギー消費量

2022（令和4）年度における本市のエネルギー消費量は7,219TJであり、2013（平成25）年度と比較して1.3%減少しました。産業部門の比率が最も多くなっています。

※「T」（テラ）は10の12乗（1兆）のことで、ジュールは熱量単位。1TJは1年間に家庭で使用する電力消費量の約53世帯分に相当する。

- 1TJ=277,800kWh
- 御殿場市の1世帯当たりの電力消費量=5,271kWh/年（2022（令和4）年度）



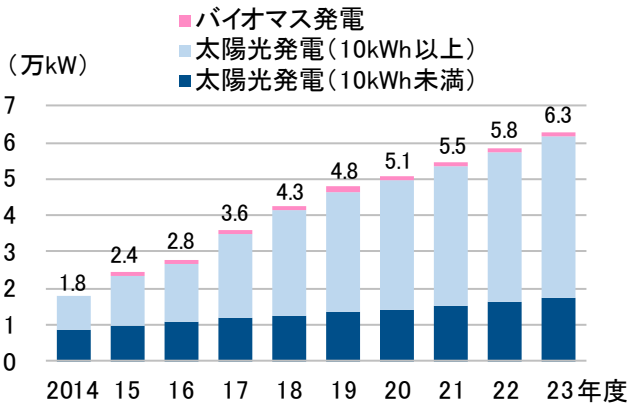
エネルギー消費量の推移

【資料：御殿場市温室効果ガス及び削減効果算定報告書】

●再生可能エネルギーの普及

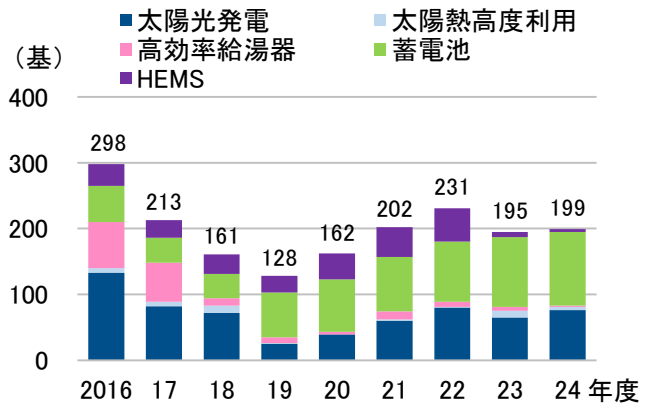
2023（令和5）年度の再生可能エネルギー導入設備容量は合計62,881kWとなっており、そのうちの約98%が太陽光発電、約2%がバイオマス発電となっています。

また、本市では家庭向けの新・省エネルギー機器の導入に対して補助金の交付を行っています。2024（令和6）年度の補助件数の合計は199件で、近年は減少傾向にあります。リチウムイオン蓄電池システムは2019（令和元）年度から増加しています。



再生可能エネルギーの設備容量の推移

【資料：環境省・自治体排出量カルテ】



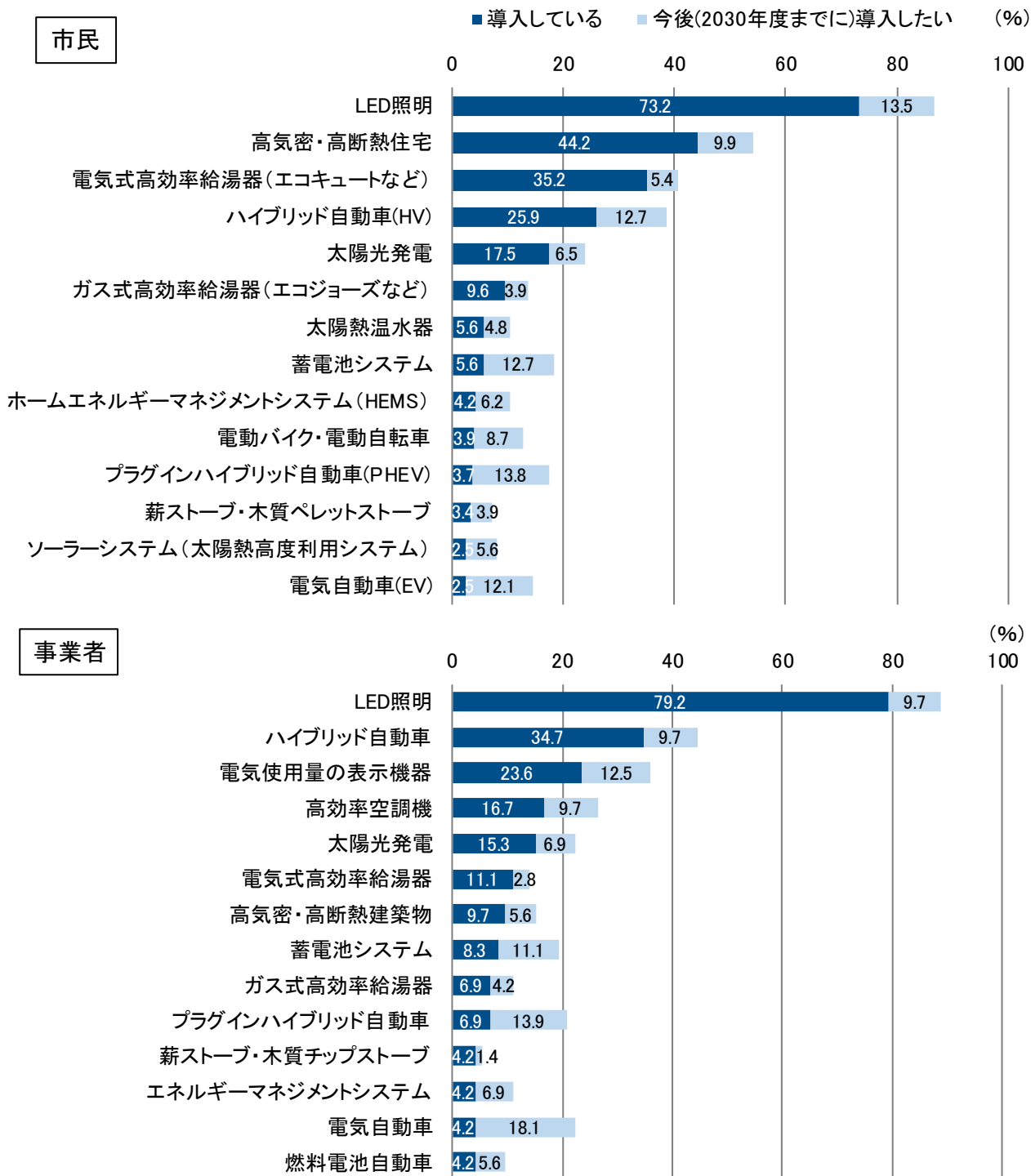
新・省エネ機器等の導入への補助件数の推移

【資料：御殿場市の環境】

●再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況

アンケート調査によると、再生可能エネルギー・省エネルギー設備等について、導入しているものは市民・事業者ともに「LED照明」（市民：73.2%、事業者：79.2%）が多く、7割以上の回答がありました。

今後（2030年頃までに）導入したいものは「電気自動車」（事業者：18.1%）、「プラグインハイブリッド自動車」（市民：13.8%、事業者：13.9%）、「LED照明」（市民：13.5%）、「蓄電池システム」（市民：12.7%）、「電気使用量の表示機器」（事業者：12.5%）などが多くあげられました。



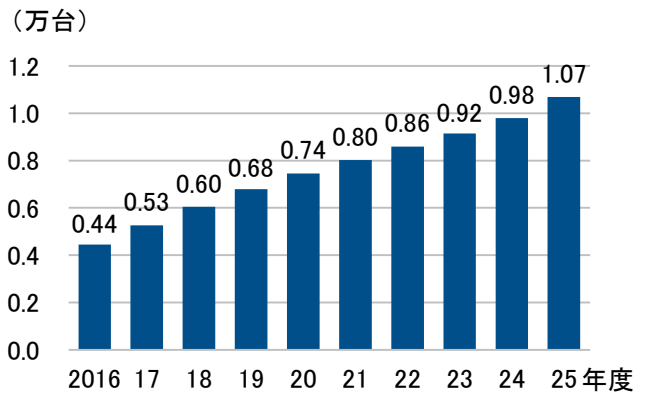
再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況（上位のもの一部抜粋）

【資料：第三次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

●増加する次世代自動車保有台数

2025（令和7）年度の電気自動車等（電気自動車124台、プラグインハイブリッド自動車259台、ハイブリッド自動車10,298台）の普及台数は10,681台、対保有台数割合は15.0%（静岡県15.5%）です。

本市では、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車）に対して、2021（令和3）年度から補助金の交付を行っています。2024（令和6）年度までに電気自動車72台、燃料電池自動車1台に補助を実施しました。



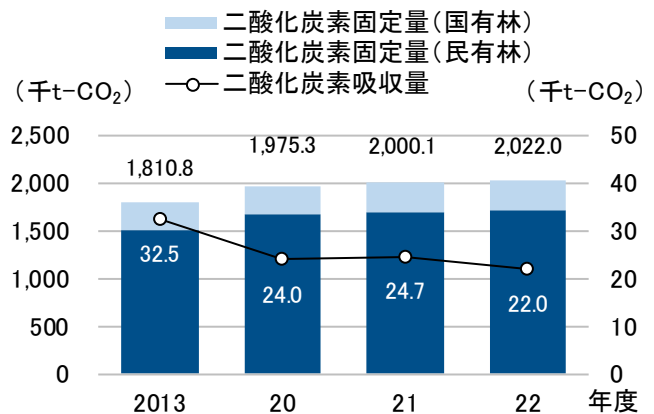
自動車保有台数の推移

【資料：静岡県の自動車保有台数】

3-3 | 森林吸収

●年間22.0千t-CO₂の森林吸収量

森林の二酸化炭素吸収量は、算定年度の二酸化炭素固定量から前年の値を差し引くことで算定できます。2022（令和4）年度の二酸化炭素固定量は2,022.0千t-CO₂、二酸化炭素吸収量は22.0千t-CO₂です。



森林の二酸化炭素固定量・吸収量の推移

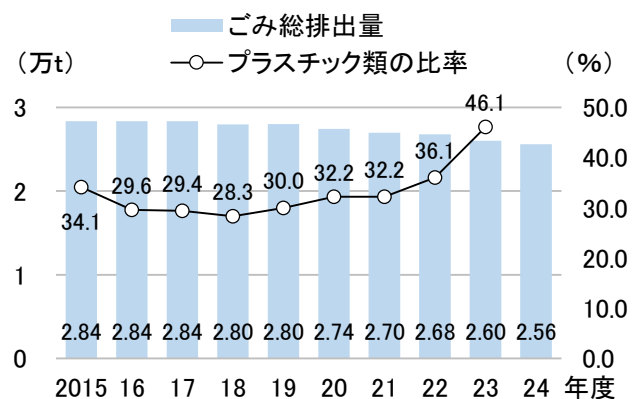
【資料：令和6年度御殿場市温室効果ガス及び削減効果算定報告書】

3-4 | 廃棄物

●減少するごみ総排出量と増加するプラスチックの比率

2024（令和6）年度のごみ総排出量は25,609tとなっており、やや減少傾向にあります。

また、富士山エコパーク焼却センターの可燃ごみの組成調査の結果をみると、プラスチック類（ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革）の比率が近年、増加していることがわかります。プラスチック類の燃焼が増えると、二酸化炭素排出量は増加します。



ごみ総排出量とプラスチック類の比率の推移

【資料：御殿場市の環境・一般廃棄物処理実態調査】

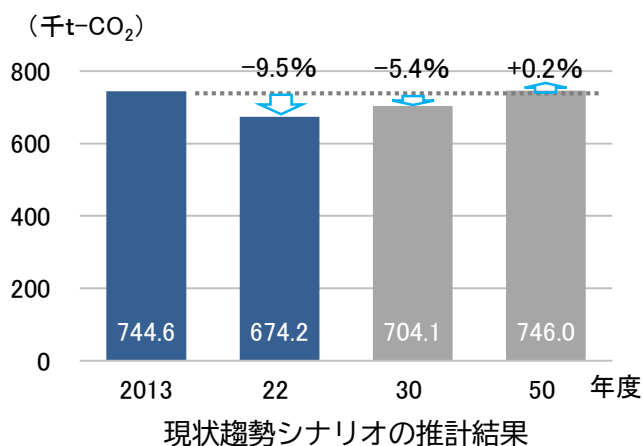
第4節 温室効果ガス排出量の削減目標

4-1 | 現状趨勢シナリオ

今後、新たな対策を行わず、現状のまま推移した場合（現状趨勢シナリオ）の温室効果ガス排出量について将来推計を行いました。

現状趨勢シナリオの温室効果ガス排出量は、それぞれの部門の指標となる「活動量」（世帯数や自動車保有台数など）に比例すると想定して算定します。なお、最新の実績データである2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量及び活動量を基準とします。

現状趨勢シナリオの温室効果ガス排出量は、2030（令和12）年度が704.1千t-CO₂（2013（平成25）年度比で-5.4%）、2050（令和32）年度が746.0千t-CO₂（2013（平成25）年度比で+0.2%）と予測されます。



【計算例】

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量

= (2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量 / 2022（令和4）年度の活動量) × 2030（令和12）年度の活動量

現状趨勢シナリオの推計結果

部門	活動量の指標	実績		現状趨勢シナリオ		
		2013 (H25) 年度	2022 (R4) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	
エネルギー起源 CO ₂						
産業	製造業	①製造品出荷額等 (千万円)	38,153	48,396	49,408	52,880
	非製造業	②従業者数 (人)	1,979	2,411	2,264	2,006
家庭	③世帯数 (世帯)	31,967	33,381	39,976	40,024	
業務その他	④業務用延床面積 (m ²)	916,675	988,186	1,028,474	1,173,600	
運輸	自動車 (旅客)	⑤旅客自動車保有台数 (台)	9,864	9,557	8,974	7,952
	自動車 (貨物)	⑥貨物自動車保有台数 (台)	51,882	52,976	49,743	44,081
	鉄道	⑦人口 (人)	88,456	84,403	79,217	70,200
エネルギー起源 CO ₂ 以外						
廃棄物処理	⑧一般廃棄物焼却量 (t/年)	0	23,452	22,021	19,514	
農業	⑨水稲の作付面積 (ha)	858	807	758	672	
代替フロン類	④業務用延床面積 (m ²)	916,675	988,186	1,028,474	1,173,600	
温室効果ガス排出量	(千 t-CO ₂)	744.6	674.2	704.1	746.0	

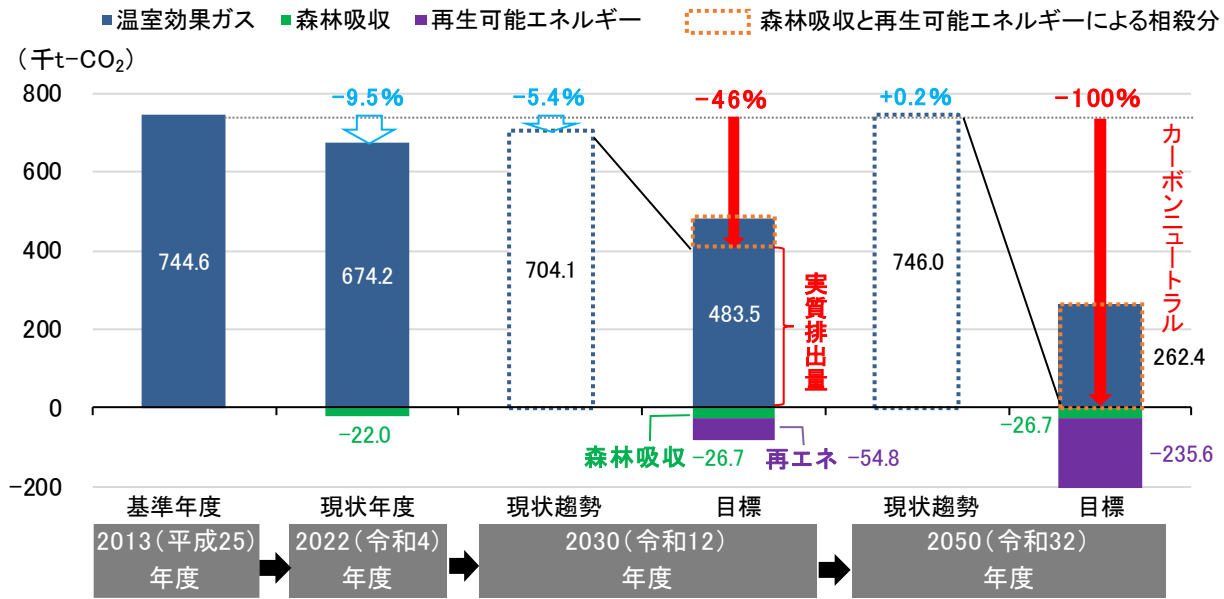
注1) 燃料の燃焼・工業プロセスは2022（令和4）年度の値で現状維持とするため掲載していない。

注2) 活動量の予測方法は以下のとおりである。

- ①製造品出荷額、④業務用延床面積は2013（平成25）年度～2022（令和4）年度の傾向分析から予測した。
- ②従業者数、⑤旅客自動車保有台数、⑥貨物自動車保有台数、⑧一般廃棄物焼却量、⑨水稲の作付面積は、2022（令和4）年度の数値に人口増減率をかけて予測した。
- ③世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計） 令和6（2024）年推計」の静岡県の平均世帯人員をもとに推計した。
- ⑦人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」を使用した。

4-2 | 削減目標

現状趨勢シナリオの温室効果ガス排出量は、2030（令和12）年度が704.1千t-CO₂（2013（平成25）年度比で5.4%減少）、2050（令和32）年度が746.0千t-CO₂（2013（平成25）年度比で0.2%増加）と予測されますが、省エネルギーによる削減効果、再生可能エネルギーの導入、森林吸収等による削減見込量を差し引くことにより、温室効果ガスの実質排出量を2030（令和12）年度に402.1千t-CO₂、2050（令和32）年度に0.0千t-CO₂としました。



温室効果ガスの排出量目標

温室効果ガスの排出量目標（単位は千 t-CO₂）

部門	2013 (H25)	2022 (R4)	2030 (R12)			2050 (R32)			
	基準	現状	現状趨勢	削減見込量	実質排出量	現状趨勢	削減見込量	実質排出量	
エネルギー起源 CO ₂	産業	259.1	229.7	233.2	84.7	148.5	246.9	156.3	90.5
	家庭	138.1	119.2	142.8	45.3	97.5	143.0	88.8	54.1
	業務その他	161.6	117.0	121.7	47.7	74.1	138.9	123.5	15.4
	運輸	136.6	122.3	121.9	20.4	100.3	128.8	84.3	44.5
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	1.6	21.2	18.4	4.6	13.8	16.3	12.9	3.4
	農業	11.2	12.0	11.3	0.3	11.0	10.0	0.3	9.7
	工業プロセス	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
	燃料の燃焼	2.7	2.2	2.2	0.0	2.2	2.2	0.0	2.2
代替フロン類	33.7	50.5	52.6	17.6	35.0	60.0	17.6	42.4	
排出量小計①	744.6	674.2	704.1	220.6	483.5	746.0	483.8	262.4	
森林吸収等②		(-32.5)			26.7		26.7		-26.7
再生可能エネルギー③					54.8		235.6		-235.6
実質排出量 (①+②+③)					402.1				0.0
削減率		-9.5%	-5.4%		-46%	+0.2%			-100%

注1) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。
 注2) 2013（平成25）年度、2022（令和4）年度の森林吸収等は、2030（令和12）年度と2050（令和32）年度と比較するための参考値として掲載した。
 注3) 削減見込量については、資料編に推計結果を掲載した。

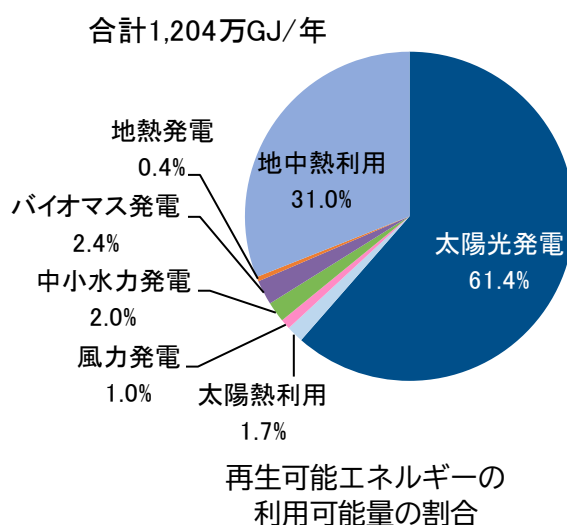
第5節 再生可能エネルギー導入目標

5-1 | 再生可能エネルギーの利用可能量

再生可能エネルギーの導入目標を設定するために、まず本市の気象条件等の客観的資料と土地の利用制限等を考慮し、再生可能エネルギーの利用可能量を算定しました。

その結果、市内の再生可能エネルギーの利用可能量は12,038.4TJであり、このうち、太陽光発電（約7,397.4TJ）で全体の約61%を占め、次いで地中熱利用（約3,733.8TJ）となりました。

※再生可能エネルギーの利用可能量とは、気象条件や土地利用等の制約要因を考慮した上で、取り出すことのできるエネルギー資源量。



再生可能エネルギーの利用可能量

項目	利用可能量	
	TJ	GWh
太陽光発電	7,397.4	2,054.8
住宅用等	848.2	235.6
業務用・公共系等*1	1,365.6	379.3
農地（田、その他農用地、耕作放棄地）	5,183.7	1,439.9
太陽熱利用	201.2	-
住宅用等	200.2	-
業務用等	1.0	-
風力発電	119.0	33.1
陸上風力	119.0	33.1
中小水力発電	242.0	67.2
河川	242.0	67.2
バイオマス（発電・熱利用）	291.3	80.9
地熱発電	53.8	14.9
バイナリー*2（120～150℃）	0.1	0.0
低温バイナリー（53～120℃）	53.7	14.9
地中熱利用	3,733.8	-
住宅用等	2,813.2	-
業務用等	920.6	-
合計	12,038.4	2,251.0

注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

*1 公共系建築物、発電所・工場・物流施設、低・未利用地を含む

*2 加熱源により沸点の低い媒体を加熱・蒸発させてその蒸気でタービンを回す方式

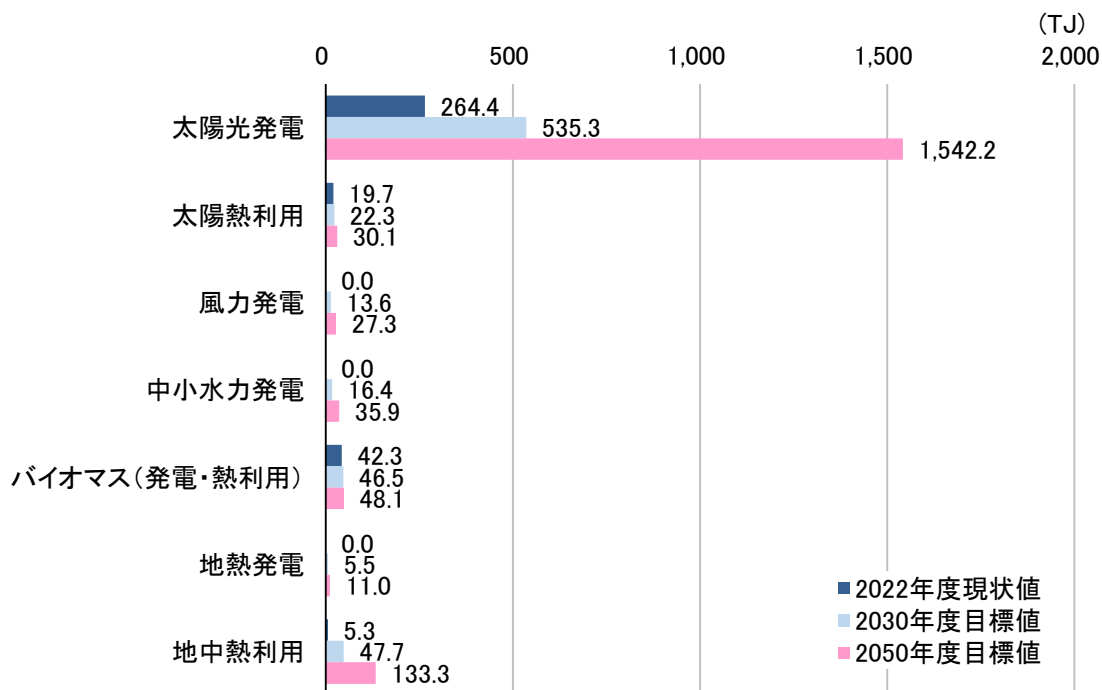
【資料：令和3年度御殿場市再エネ導入目標策定支援業務委託報告書】

5-2 | 再生可能エネルギーの導入目標

●再生可能エネルギー生産量

再生可能エネルギー生産量とは、再生可能エネルギーの発電や熱供給を行う設備から生産されるエネルギー量（電力（GWh）、熱（TJ））の大きさです。

再生可能エネルギー生産量の現状値、目標値を以下に示します。この目標値を達成した場合の二酸化炭素排出量の削減見込量は、2030（令和12）年度が-54.8千t-CO₂、2050（令和32）年度が-235.6千t-CO₂となります。



再生可能エネルギー生産量の目標

再生可能エネルギー生産量の目標

項目	利用可能量	2022(R4)年度	2030(R12)年度	2050(R32)年度
太陽光発電	7,397.4 TJ (2,054.8 GWh)	264.4 TJ (73.4GWh)	535.3 TJ (148.7 GWh)	1,542.2 TJ (428.4 GWh)
太陽熱利用	201.2 TJ	19.7 TJ	22.3 TJ	30.1 TJ
風力発電	119.0 TJ (33.1 GWh)	0.0 TJ (0.0 GWh)	13.6 TJ (3.8 GWh)	27.3 TJ (7.6 GWh)
中小水力発電	242.0 TJ (67.2 GWh)	0.0 TJ (0.0 GWh)	16.4 TJ (4.6 GWh)	35.9 TJ (10.0 GWh)
バイオマス (発電・熱利用)	291.3 TJ (80.9 GWh)	42.3 TJ (9.5 GWh)	46.5 TJ (10.2 GWh)	48.1 TJ (10.2 GWh)
地熱発電	53.8 TJ (14.9 GWh)	0.0 TJ (0.0 GWh)	5.5 TJ (1.5 GWh)	11.0 TJ (3.1 GWh)
地中熱利用	3,733.8 TJ	5.3 TJ	47.7 TJ	133.3 TJ
合計	12,038.4 TJ (2,251.0 GWh)	331.7 TJ (82.9 GWh)	687.3 TJ (168.8 GWh)	1,827.9 TJ (459.2 GWh)
二酸化炭素削減効果		2022(R4)年度を基準	-54.8千t-CO ₂	-235.6千t-CO ₂

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

二酸化炭素排出量の削減効果は以下の計算式（地球温暖化対策計画からの引用）で算定した。

電力（太陽光、風力、中小水力、地中熱）：千t-CO₂=熱量(GJ)×熱量換算係数(GJ/kWh)(0.0036)×電力排出係数(t-CO₂/kWh)(0.0006)×10⁻³
 熱（太陽熱、地熱、バイオマス）：千t-CO₂=熱量(GJ)×原油換算係数(kL/GL)(0.0258)×原油の排出係数(t-CO₂/kL)(2.7)×10⁻³

●再生可能エネルギー生産割合と電力生産割合

【再生可能エネルギー生産割合】

再生可能エネルギー生産割合とは、御殿場市で消費されるエネルギー量のうち、再生可能エネルギーで賄うエネルギー量の割合です。

$$\text{再生可能エネルギー生産割合 (\%)} = \text{再生可能エネルギー生産量 (TJ)} / \text{区域のエネルギー消費量 (TJ)}$$

再生可能エネルギー生産割合を以下に示します。なお、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の区域のエネルギー消費量は、エネルギー消費量が2022（令和4）年度と同程度と想定しました。

再生可能エネルギー生産割合

項目	2022(R4)年度	2030(R12)年度	2050(R32)年度
御殿場市の再生可能エネルギー生産量：A	331.7 TJ	687.3 TJ	1,827.9 TJ
御殿場市のエネルギー消費量（2022年度を基準）：B	7,219.0 TJ	7,219.0 TJ	7,219.0 TJ
再生可能エネルギー生産割合：A/B	4.6 %	9.5 %	25.3 %

【再生可能エネルギー電力生産割合】

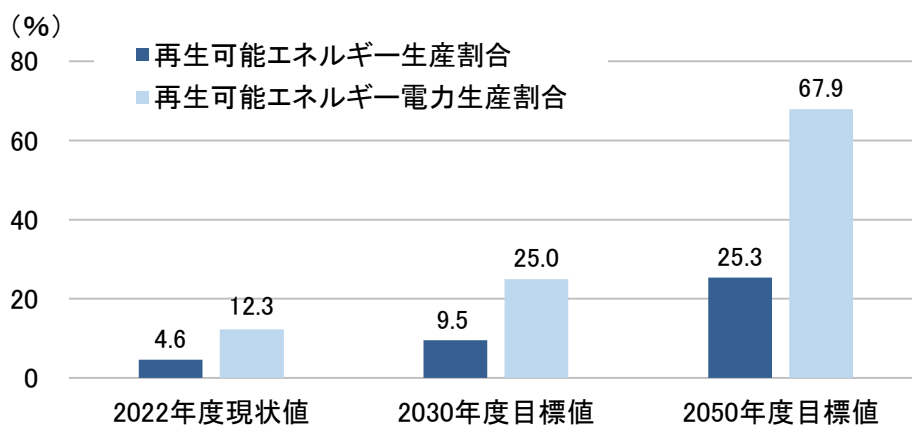
再生可能エネルギー電力生産割合とは、御殿場市で消費される電力量のうち、再生可能エネルギーで賄う電力量の割合です。

$$\text{再生可能エネルギー電力生産割合 (\%)} = \text{再生可能エネルギー発電電力量 (GWh)} / \text{区域の電力消費量 (GWh)}$$

再生可能エネルギー電力生産割合を以下に示します。なお、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の区域の電力消費量は、電力消費量が2022（令和4）年度と同程度と想定しました。

再生可能エネルギー電力生産割合

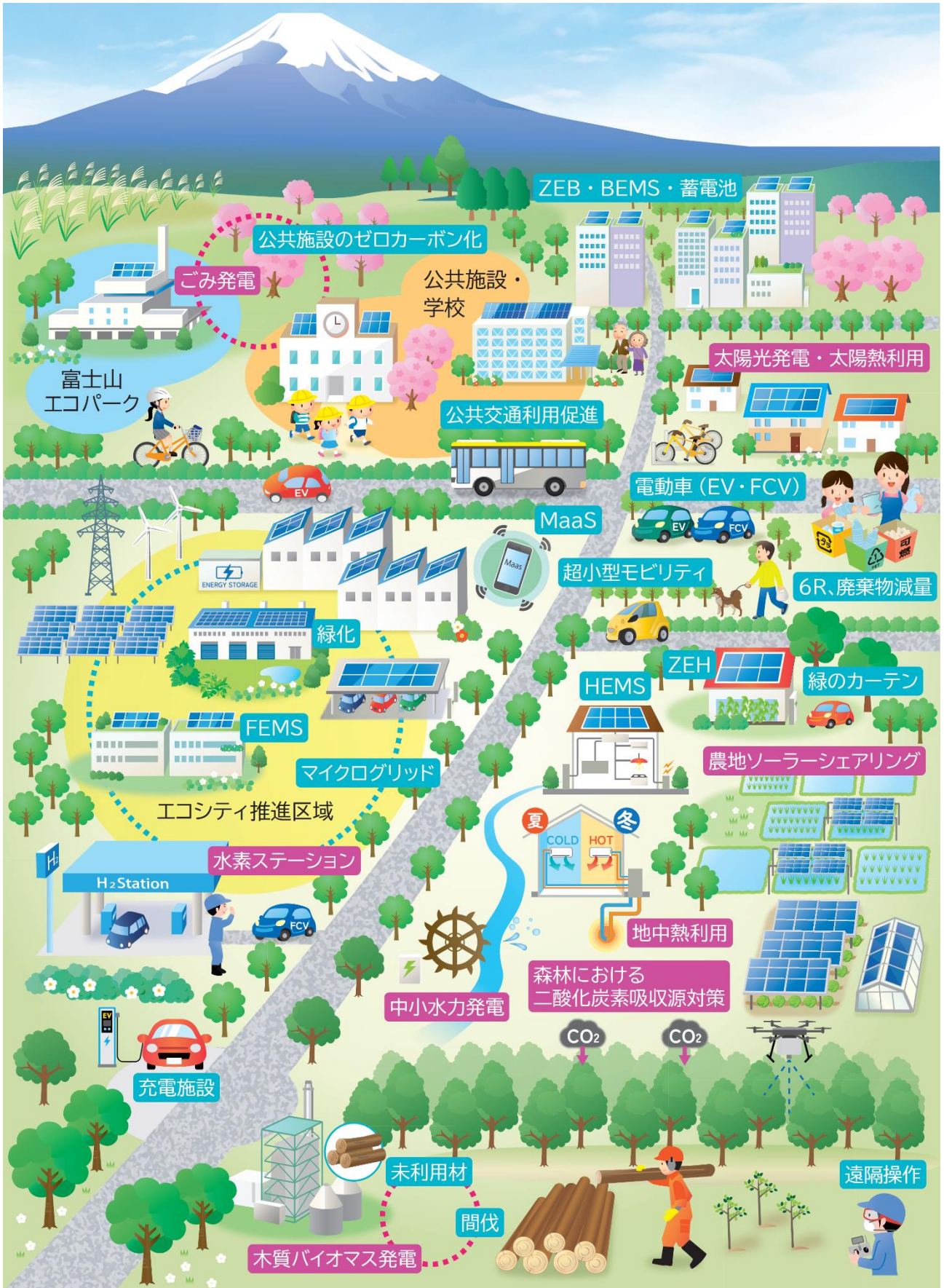
項目	2022(R4)年度	2030(R12)年度	2050(R32)年度
御殿場市の再生可能エネルギー発電電力量：A	82.9 GWh	168.8 GWh	459.2 GWh
御殿場市の電力消費量（2022年度を基準）：B	676.1 GWh	676.1 GWh	676.1 GWh
再生可能エネルギー電力生産割合：A/B	12.3 %	25.0 %	67.9 %



再生可能エネルギー生産割合・電力生産割合の目標

第6節 脱炭素社会の将来ビジョン

6-1 | 2050年度の将来都市像



6-2 | 具体的な将来イメージ

●公共施設



- 富士山エコパークでのごみ発電電力を活用している。
- 屋根上のソーラーパネル以外にも、ペロブスカイト太陽電池などが設置されている。
- 公共施設は、新築だけではなく既存の建築物の ZEB*¹ 化や、BEMS*²・蓄電池の導入が進み、電気自動車充電施設が多くの公共施設に設置されている。
- 照明はすべて LED 化されている。

●工場・オフィス



- 再生可能エネルギーやマイクログリッド*³、BEMS・FEMS*²、水素ステーション、自動運転・ICT の活用、緑化、工業団地間相互の連携・補完により、環境と経済の好循環を生み出している。
- 屋根上のソーラーパネル以外にも、ペロブスカイト太陽電池などが設置されている。
- 工場やオフィスは、新築だけではなく既存の建築物の ZEB 化や、BEMS・FEMS、蓄電池の導入が進み、照明はすべて LED 化されている。

●住宅



- 戸建て住宅、集合住宅ともに太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用が普及している。
- 新築住宅の ZEH*¹ 化や、新築・既存住宅の HEMS*²・蓄電池の導入が進み、照明はすべて LED 化されている。
- 働き方が多様化し、移動に伴う温室効果ガス排出量が削減されている。

●交通



- MaaS*⁴ などの活用により、公共交通の利便性が高まり、多くの市民に利用されている。
- 再生可能エネルギーによってつくられた電気や水素を活用する電動車 (EV・FCV*⁵)、超小型モビリティ*⁶ が移動手段の主流となっている。
- 渋滞解消のための道路網の整備など、交通ネットワークが整備されている。
- 自転車専用道路やサイクルステーションの設置、安全で快適な歩行者空間が整備され、自転車や徒歩による移動がしやすくなっている。

- *1 ZEB・ZEH：省エネや再生可能エネルギーを利用し、一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指すビルを ZEB、住宅を ZEH という。
- *2 BEMS・HEMS・FEMS：使用する電力の使用量などを計測し、見える化を図るとともに、空調や照明設備などを制御するエネルギー管理システムで、ビル用を BEMS、住宅用を HEMS、工場用を FEMS という。
- *3 マイクログリッド：小規模電力網とも呼ばれ、エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーを地産地消するしくみのこと。
- *4 MaaS：バスや電車、タクシー、飛行機など、すべての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまでをシームレスにつなぐ概念。
- *5 EV・FCV：EV は電気自動車、FCV は燃料電池自動車を指し、いずれも自動車から二酸化炭素の排出がない。
- *6 超小型モビリティ：原付バイクより大きく、一般的な軽自動車より小さい、1～2 人乗り程度の小型自動車（通例 EV）のこと。



●再生可能エネルギーの発電施設

- 自然環境や景観との調和に十分配慮された上で設置されている。
- 農地では、ソーラーシェアリング*7で農業と発電事業の両立が図られている。
- 間伐材などから生産されたバイオマス燃料が熱などとして利用されている。
- 流量や落差のある中小河川では、中小水力発電が設置されている。
- 太陽熱高度利用システム（ソーラーシステム）や、地中熱などが冷暖房や給湯に利用されている。
- 新技術による再生可能エネルギー発電が導入されている。

●資源循環・森林吸収



- 廃棄物の減量が図られるとともに、焼却されるプラスチック類が減少している。
- 食育や地球にやさしい調理方法などにより食品ロスがなくなり、エシカル消費*8が浸透している。
- 再使用、再利用されやすいデザインが生産されている。
- 木育などの推進により、間伐・主伐・皆伐・再造林・樹種転換などの森林整備による二酸化炭素吸収源対策が適切に行われている。

●行動変容・デジタル通信技術



- 省エネルギーや再生可能エネルギーに対する意識が高まり、新技術の開発や導入について、市・市民・事業者・滞在者等が主体性をもって、意欲的に取り組んでいる。
- DX*9の推進や5G*10などの普及により、公共施設や工場・オフィス、家庭、交通などあらゆる部門において、リモートワーク、MaaS、自動運転、遠隔操作、ドローン（UAV）*11、スマート農業*12、ICT教育*13などが普及している。

*7 ソーラーシェアリング：農業生産と太陽光発電の両方で、太陽光をシェアする取り組みを指す。

*8 エシカル消費：人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。

*9 DX：デジタルトランスフォーメーションの略で、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

*10 5G：第5世代移動通信システムのことで、高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続という特徴がある。日本では2020（令和2）年春から商用サービスがスタートし、次世代の通信インフラとして社会に大きな技術革新をもたらすとされている。

*11 ドローン（UAV）：無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。GPS、加速度センサー、電子コンパスなどが搭載されている。撮影、運送、農業、災害救助への活用など、多方面での活用が期待されている。

*12 スマート農業：ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。作業の自動化、データの活用、情報共有の簡易化などにより、担い手の減少や高齢化、省力化、人手の確保、負担の軽減など農業が抱える様々な課題を解決する手段として期待されている。

*13 ICT教育：タブレットやパソコンなどのICT端末やインターネットなどを活用した教育のことをいう。

第7節 将来ビジョンに向けた取り組み

本市の既に取り組んでいる、またはこれから取り組む方針の施策のうち、地球温暖化対策となる項目は次のとおりです。これらの取り組みにより、市・市民・事業者・滞在者等の温室効果ガス等排出量の削減を推進します。

下表では、国の「地球温暖化対策計画」や「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえて、本市が重点的に取り組むものに「◆」をつけました。また、既に取り組んでいる項目、または将来に向けて取り組む方針である項目に「★」をつけました。「★」がない項目は継続的に情報収集を行うことや今後の技術革新により取り組む可能性がある項目を掲載しています。

なお、2050（令和32）年に向けた長期的な地球温暖化対策は、国も新たな技術革新の必要性を述べているほか、近年の世界情勢の悪化に伴うエネルギー危機などで施策が定まらないところがあることから、今後の社会情勢や環境の変化に応じて対策を追加・変更することが想定されます。

7-1 | 横断的な取り組み

ゼロカーボンシティ宣言の普及啓発	◆ ゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを産学官金の協働で推進します。	★
地球温暖化対策実行計画の策定・推進	◆ ゼロカーボンシティを宣言したまちとして、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」（区域施策編）に基づき、エネルギー使用の抑制や再エネの導入促進等を図り、2050年までに本市の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組みます。	★
SDGsの推進	◆ 「御殿場市 SDGs 推進指針」に基づき、「気候変動に具体的な対策を」など地球温暖化に関連する目標の達成に向けた取り組みを推進します。 ◆ 市内で SDGs 活動に取り組む企業・団体のプラットフォーム「御殿場 SDGs クラブ」が主体となり、地方創生に資する社会課題解決や地域産業の育成を促進します。	★ ★
民間事業者との連携プロジェクト	◆ 産官学金の連携と市民参画により、持続可能なエネルギー利用と脱炭素社会を実現しながら、「御殿場市 SDGs 未来都市」の推進及び「御殿場市エコガーデンシティ構想」の実現を目指します。	
DXの推進	◆ DXを活用し、都市機能の最適化や住民生活の質を向上させるスマートシティの構築により、カーボンニュートラルの実現を目指します。	★
脱炭素先行地域の検討	◇ 脱炭素先行地域の指定に向けた調査・研究、検討を行います。	
地球温暖化対策に関する調査・研究	◇ ペロブスカイト太陽電池などの新しい再エネ・省エネ技術について情報収集・調査を行い、本市に合った再生可能エネルギー等の普及促進を目指します。	★
再生可能エネルギー関連イニシアティブの構築	◇ 「御殿場市 SDGs 未来都市推進協議会」または「御殿場 SDGs クラブ」の場を活用し、必要な支援を検討していきます。 ◇ RE100やRE Action活動のPR、参加推奨を行います。	
環境マネジメントシステムの推進	◇ 事業者へ環境マネジメントの取り組みについてのセミナーを開催するなどの支援をします。	★
脱炭素化に資するグリーンファイナンスの推進	◇ 脱炭素化に資するグリーンファイナンスの手法などについての研究・検討を行います。	★
地域特性の活用	◇ 気候や産業、自然環境や地理的条件などの、御殿場市の地域特性を活かした脱炭素施策の調査・研究、検討を行います。	

7-2 | 再生可能エネルギーの利用促進

●再生可能エネルギー全般の普及

ポテンシャルの見える化	◇ 再生可能エネルギーのポテンシャルを見える化します。	★
再生可能エネルギー活用モデル構築支援	◇ 既存の系統電力を用いることでコストを抑え、非常時には地域内の再生可能エネルギーなどから自立的に電力供給するシステムを構築します。 ◇ 事業者と連携し、再生可能エネルギーを地産地消するためのシステムを構築します。	★
他地域との連携	◇ 再生可能エネルギーの余剰ポテンシャルを有する地域と連携し、環境モデルゾーンへの供給を実証します。	
水素の利活用促進	◇ 水素ステーションの整備促進などを通じ、水素社会形成を図ります。	★

●再生可能エネルギーによる発電・熱利用の促進

太陽光発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅用太陽光発電の導入を促進します。既存住宅への導入を中心に、共同住宅への集中導入など、これまで施策対象となっていなかったものを含めて、様々な対象に対して様々な施策を進めます。 ◆ ペロブスカイト太陽電池などの新しい再エネ技術を活用した設備導入を推進するとともに、環境教育・環境学習に活用します。 ◆ 公共施設への再生可能エネルギーの導入について、新しい技術を含め、あらゆる可能性を検討し、各施設の状況に合った設備を導入します。 ◆ 工場や駐車場、オフィスなどへの屋根置きやカーポートに太陽光発電及び蓄電池設備の導入、社用車の次世代自動車への転換を促進します。 ◆ PPA モデルによる屋根置きなどの自家消費型の太陽光発電の導入について普及啓発します。 ◆ 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の課題（適切に営農していない等）を整理し、導入に向けた事例研究を進めます。 ◆ 中規模や大規模の再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、周辺住民との合意形成や周辺環境の保全・調和を促します。 	★
バイオマス発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 富士山エコパーク（ごみ焼却施設）で発電される余剰電力の一部を御殿場市に供給し、すべての小中学校をはじめとする公共施設の電力のゼロカーボン化を達成します。 ◇ バイオマス発電の導入を促進します。 	★
風力発電の導入	◇ 風力発電の導入を促進します。	
太陽熱利用の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住宅用太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入を促進します。太陽熱温水器は比較的経済性が高いため、価格動向によっては設置義務化も視野に入れます。 ◇ 業務部門、産業部門における太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入を促進します。 	★
雪冰冷熱の導入	◇ 業務部門、産業部門における雪冰冷熱設備の導入を促進します。	
地中熱利用の導入	◇ ヒートポンプを活用した地中熱利用設備の導入を促進します。	
バイオマス熱利用などの導入	<ul style="list-style-type: none"> ◇ バイオマス熱利用・熱供給、廃棄物熱利用の導入を促進します。 ◇ 固体燃料・ガス化などバイオマス、廃棄物由来の燃料製造を進めます。 	★

7-3 | 事業者・市民の活動促進

●産業・業務その他部門

工場やオフィスなど建築物の省エネ化、高効率設備・機器の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建築物省エネ法に基づく認定制度の円滑な運用、省エネ建築物に係る普及啓発を行います。★ ◆ ZEBの普及促進を図ります。 ◇ 建物に環境エネルギー性能の向上と再生可能エネルギー導入の検討を義務づける制度を創設します。 ◇ 照明のLED化をはじめとして設備・機器の省エネ改修を促進します。特にESCO事業の導入による省エネルギー改修を促進します。 ◇ 運用管理による省エネを促進するためにBEMS・FEMSの普及を進めます。 ◇ 中小規模の工場における設備・機器の省エネ改修や生産性向上特別措置法に基づく設備投資支援により省エネ・高効率設備・機器の新規導入を促進します。
公共施設の省エネ化、高効率設備・機器の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 照明のLED化をはじめとした、高効率な省エネルギー機器の導入を推進していきます。★ ◆ 新たに建設する公共建築物はZEB化を積極的に推進していきます。★
環境ビジネスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境と経済の好循環を目指す「御殿場型循環モデル」の普及を推進します。★
計画書制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業者等を対象とした地球温暖化対策計画書制度を創設します。
エネルギーの面的利用	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 業務施設間でコージェネレーションによる発電と排熱の相互融通、指定エリアにおける地域熱供給を推進します。
農林水産業の省エネ対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 施設園芸における再生可能エネルギーの利用、省エネ型設備の導入に関して普及啓発を図るほか、スマート農業機械の導入推進による環境負荷低減を図ります。★
省エネ行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 複数の事業者が連携して省エネの取り組みの促進を図ります。 ◇ 省エネ行動の重要性に関する意識改革を工業団地連絡協議会などの場を通じて、普及啓発を行います。★

●家庭部門

住宅など建築物の省エネ化、高効率設備・機器の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建築物省エネ法に基づく認定制度の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓発を行います。★ ◆ 新築住宅のZEH化を普及促進するため、国や県の制度の啓発を行うとともに、導入を促進するための政策を検討します。 ◇ 高効率設備・機器の普及を促進します。★ ◇ 省エネを促進するためのHEMS、計測器・表示器の普及を進めます。 ◇ 省エネ診断事業と削減効果検証を進め、住民の意識改革を進めます。
省エネ行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境教育・広報などを通じて、省エネ行動の重要性に関する意識改革を進めます。★ ◇ アースキッズ事業や緑のカーテン講習会などを実施し、家庭や学校を対象とした省エネルギーの推進を図ります。★

●運輸部門

次世代自動車の普及促進	<p>◆ 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）などのZEV（ゼロエミッション・ビークル）の普及促進を図ります。</p> <p>◇ 超小型モビリティの普及促進を図ります。</p> <p>◇ 公共施設や宿泊施設などへの次世代自動車インフラ（電気自動車充電施設等）の整備促進を図ります。</p>	★
公用車への次世代自動車の導入加速化	◆ 積極的に次世代自動車の導入を検討します。	
トップランナー基準適合自動車の普及促進	◇ トップランナー基準適合自動車の普及を促進します。	
エコドライブの推進	<p>◇ エコドライブの普及・啓発を図ります。</p> <p>◇ アイドリングストップ装置の導入を促進します。</p>	★
輸送の効率化の促進	◇ 事業者による省エネ性能の高い輸送機器の導入に対する補助を検討します。	

7-4 | 地域環境の整備及び改善

●交通の脱炭素化

自転車の利用促進	<p>◆ 御殿場市観光協会敷地内にサイクリスト受け入れのためのゲートウェイ設置や受け入れ環境整備を進めていきます。</p> <p>◇ 自転車道整備も含めた歩道空間の改善を地元の意向を踏まえて、進めていきます。</p>	★
モビリティ・マネジメントなどの自動車交通需要の調整	<p>◇ 御殿場市地域公共交通協議会を運営し、生活交通の確保維持及び交通体系の構築を図ります。</p> <p>◇ MaaSによる交通の利便性の向上を図ります。</p>	★
公共交通機関の利用促進	<p>◇ 各種イベント開催にあたり、公共交通機関や自転車の利用・徒歩による参加が可能となるよう配慮するとともに、情報提供に努めます。</p> <p>◇ バス路線事業者に維持費助成を行うなどのバスの活性化対策について取り組みます。</p>	★
道路の整備	◇ 国道や県道の整備促進及び市道の整備を行うとともに、関係機関と連携し渋滞緩和対策を推進します。	★
カーシェアリングの普及	◇ カーシェアリングEVの普及促進など、シェアリングサービスの取り組みの推進に向け、事業者と連携して取り組みます。	

●街区・地区単位の脱炭素化

脱炭素型地区・街区の形成	◇ 比較的大規模な新規開発、既成市街地再開発における地域熱供給、再生可能エネルギー・未利用エネルギーなどの導入、計画エリア内の建築物の省エネルギー対策、マイクログリッドなど、地域の将来像を踏まえ、脱炭素型地区・街区の形成を進めます。	
--------------	--	--

建物間熱融通の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 近隣の個別需要家の建物を導管で連結し、建物相互間で熱を融通したり、熱源設備を共同利用するシステムを導入します。 ◇ 規模がやや小さい地域熱供給、特定建物への熱供給システムを整備します。 ◇ コンビナートなど、複数工場間における低温排熱の利用や熱エネルギーの総合融通など面的利用を推進します。
エネルギーの高効率利用	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 高効率ヒートポンプシステムによる建物群の集団的なエネルギー運用システムを整備します。 ◇ コージェネレーションを導入し、発電・排熱利用によるエネルギーの総合的利用を推進する建物群の集団的なエネルギー運用システムを整備します。
スマートメーターの導入	<ul style="list-style-type: none"> ◇ スマートメーターの導入により、エネルギー供給の効率化を促進するディマンドリスポンスやバーチャルパワープラントを導入しやすい環境を整備します。
雪氷冷熱活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 雪氷冷熱による地域熱供給を中小規模エリアに導入します。

●緑地の保全・緑化の推進・熱環境の改善

森林の保全・適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林経営管理制度の活用や、林業事業者などによる森林所有者の集約化を行い、まとまった区域での森林整備を実施します。 ★ ◇ 市と森林所有者が連携して、森林整備を推進します。 ◇ 国が展開する森林経営管理制度や花粉症対策事業等を活用し、官民で連携して間伐や樹種転換を推進します。 ★
森林資源の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「御殿場市公共建築物等の木材利用推進プラン」により、建築物での木材利用を推進します。 ◆ 充実した木材資源を有効に利用する間伐と、御殿場市産材「ごてんばっ木」の普及を推進し、地産地消の体制づくりを推進します。 ★ ◇ 御殿場木材協同組合、御殿場市商工会等と連携し、御殿場市産材「ごてんばっ木」の建築物への利用を推進します。 ★
緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適切な伐採、剪定など緑を維持するための管理を行っていきます。 ★ ◇ 公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の修繕を行っていきます。 ★ ◇ 秩父宮記念公園・中央公園・遊 RUN パーク玉穂など、市内に点在する公園を適切に維持管理し、近隣住民に日常生活のなかでの憩い、安らぎ、遊びの場を提供します。 ★ ◇ 市民協働型公園（地域住民と行政が協力して整備・運営する公園）を、地区ボランティア及び指定管理者とともに運営します。 ★
屋上緑化・壁面緑化、建築物敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 緑化推進団体などのネットワーク化、具体的な緑化推進計画の策定、緑化活動を実施します。 ★ ◇ 市民の緑化に対する意識を高め、花と緑豊かなまちづくりを進めます。 ★ ◇ 東富士パークウェイ沿いの桜・もみじを適切に管理し、魅力ある景観を守ります。 ★ ◇ 静岡県グリーンバンク事業として、緑化木を申し込み団体に配布します。 ★ ◇ 公共施設や団体に対し、花苗を提供します。 ★ ◇ 生垣整備助成や誕生記念樹・新築記念樹の配布を行うことで家庭内の緑化推進を図ります。 ★

屋上緑化・壁面緑化、建築物敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 緑のカーテン講習会を実施するとともに、情報提供による普及促進を行います。 ◇ ガーデニング教室を実施します。 ◇ 事業者の一定規模以上の土地利用にあたっては、緑地などの整備を指導します。 	★
街路樹などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市道の両側の緑の並木を管理します。 ◇ 街路樹の剪定・害虫駆除作業など適切に管理します。 	★ ★
熱環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地面からの蒸発散量を増やすため、保水性、透水性の舗装を行います。 ◇ 地下水などを利用した散水を行い、周辺温度の低下を図ります。 	

7-5 | 循環型社会の構築

市民意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 説明会や出前講座などにより、3R・6R等についての理解を深めます。 ◆ ごみ減量等推進員と連携し、地域での排出抑制・リサイクルの浸透を図ります。 ◆ リサイクル活動などを通し、エコライフへの関心や物を大事にする心を育てます。 ◆ 富士山エコパーク焼却センターの施設などの見学会などを行います。 ◆ ごみ減量月間や3R推進月間・各種イベントなどでの啓発活動を行います。 ◆ 小学生を対象としたごみ分別ゲームの実施や副読本作成への協力、資料提供を推進します。 ◆ エシカル消費について普及啓発します。 ◆ NPO法人などとの協働により、3R・6R等の啓発活動を強化します。 ◆ 市の広報紙、パンフレット、ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、ごみの減量に関する周知を図ります。 	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★
容器包装廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 流通・販売関連事業者と消費者に、マイバッグ・マイボトル・マイ箸の活用などに対する理解と協力を求めます。 ◆ 市内の流通・販売関連事業者への使い捨て商品の販売や使用、消費者への使用自粛を図るとともに、詰め替え商品の販売や使用促進を図ります。 ◇ ごみ減量大作戦実行店認定制度の拡充を図り、市ホームページで認定店を公開します。 ◇ 市内の流通・販売関連事業者と消費者に再生品使用に対する理解と協力を求め、再生品需要の安定に努めます。 	★ ★ ★ ★
食品廃棄物の排出抑制・生ごみの減量・資源化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 食品ロス削減の意識を啓発します。 ◇ 食品リサイクル法及び食品ロスの削減の推進に関する法律により、事業者は食品廃棄物の発生抑制や再生利用を促進するよう努めなければならないことから、事業者に対して食品廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進を指導します。 ◇ 廃棄物処理事業者と協働し、モデル地区である新橋・湯沢・萩原・森之腰（新橋・萩原は一部地域）での生ごみの回収及び堆肥化を実施します。 ◇ 生ごみの減量・リサイクルの啓発を行うとともに、各家庭での生ごみの減量・資源化の活動を推進します。 	★ ★ ★ ★

環境物品などの使用促進	◇ 資源物の分別・リサイクルや再生品利用などが円滑に実施されている事業者などを、ごみ減量大作戦実行店・実行事業所として市で認定し、広報紙やチラシ・パンフレットなどで広く紹介します。	★
住民団体による集団回収の促進	◇ 資源回収団体奨励事業により、回収した資源に対する奨励金を交付することで、資源の有効活用を図ります。	★
リサイクルへの取り組み	◇ びん・缶・古紙・金属類を集積所で回収し、トレイ・発泡スチロールは拠点回収を行います。 ◇ ペットボトル・小型家電は集積所回収・拠点回収のどちらも行います。 ◇ サーキュラーエコノミーについて調査研究を進め、廃棄物の資源化を推進します。 ◇ 再資源化施設及びリサイクル活動の拠点施設など、循環型社会に配慮したリサイクルを推進します。 ◇ ごみの排出に際し、定められた排出方法が守られるよう、市民への啓発を図り、効率的に分別収集を行います。	★ ★ ★ ★ ★
一般廃棄物多量排出事業者対策	◆ 多量にごみを排出する事業者に対し、ごみ減量化・リサイクル計画の提出を求め、ごみの発生抑制やリサイクルの状況を把握・指導します。 ◇ 事業活動に伴って発生するごみは、原則として事業者自らの責任において適正に処理することや、自ら処理することが不可能な場合は、適正な業者に委託することを指導します。 ◇ 適正な処理及び分別・リサイクルについての説明会を開催し、協力を要請します。 ◇ 自主的なルールづくりを促すため、市と事業者との懇話会を開催します。 ◇ 定期的に直接搬入ごみ及び許可業者収集ごみの内容を検査し、分別が不十分であったり資源物が多く含まれていたりする場合には、搬入者あるいは許可業者に直接指導します。 ◇ 小規模事業者の家庭系・事業系ごみの排出区分を明確にします。	★ ★ ★ ★ ★ ★
適正な中間処理・最終処分	◆ ごみの排出抑制、リサイクルの促進により、最終処分量の減量化を図ることにより、施設の延命化に努めます。 ◇ 適正処理困難物を明確にし、適正な処理ルート確保とその情報提供に努め、適正な処理を誘導します。 ◇ 中間処理施設の適正な維持管理により、ごみ処理の安全性を確保するとともに、搬入されたごみ処理の安定化・効率化に努めます。 ◇ 収集・搬入された資源物の再利用・リサイクルを促進します。 ◇ 中間処理過程で発生するもののうち、リサイクルが可能なものについては、可能な限りリサイクルします。 ◇ 公害の防止や周辺の自然環境の保全、二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー対策も推進します。	★ ★ ★ ★ ★ ★
産業廃棄物の排出抑制	◇ パンフレットなどを通じて産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進を図ります。	★

7-6 | 農業・フロン類等に関する取り組み

地産地消の推進	◆ 地産地消に向けた消費拡大対策などに取り組みます。	★
環境保全型農業の推進	◇ 化学肥料や農薬が環境に与える負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」の普及に努めます。	★
ノンフロン製品または温暖化係数の低い製品導入	◇ ノンフロン製品または温暖化係数の低い製品を購入します。	

7-7 | 環境教育等に関する取り組み

環境教育・環境保全活動の推進	◇ エネルギー資源についての学びやリサイクル活動などを通し、エコライフへの関心や物を大事にする心を育てます。	★
環境ビジネスの推進	◇ 環境開発部門や環境保全に積極的に取り組んでいる企業の誘致を推進します。	★

7-8 | 気候変動への適応に関する取り組み

農林水産業の影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 御殿場市の主要農産物について、高温耐性品種・栽培技術の導入と普及を図ります。 ◇ 「御殿場市鳥獣被害防止計画」に基づき、個体数管理、捕獲、防護柵整備を推進し、野生鳥獣被害対策を強化します。 ◇ 森林の適切な整備により「伐って、使って、植えて、育てる」持続的なサイクルを保ち、御殿場市産材「ごてんばっ木」の普及を促進します。 	★
水環境・水資源の影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 開発行為での雨水浸透工法の推進、県や近隣市町との連携による持続可能な利用ルールを推進し、地下水の保全と適正管理を強化します。 ◇ 雨水貯留や透水性舗装の実施・誘導、市民への節水啓発などにより、雨水利用・浸透の促進と節水意識の向上を図ります。 ◇ 管路や配水場及び電気設備などの水道施設の計画的な更新、応急給水体制などを図ります。 	★
自然生態系・自然災害の影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 国立公園などの管理、希少動植物の保全、外来種の防除、緑のネットワーク形成などにより、生物多様性の保全を図ります。 ◇ 「御殿場市国土強靱化計画」に基づき、流域治水に基づく総合的な防災・減災対策を推進します。 ◇ 避難所情報やハザードマップなどの災害関連情報を掲載した「わたしの避難計画」等の市内全戸配布により、住んでいる地域の災害リスクを把握し、災害発生時に自らで避難行動ができるよう普及啓発します。 	
健康・産業・都市生活の影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 熱中症発生抑制のための予防対策の啓発や、熱中症警戒アラート等の情報提供を行います。 ◇ 「熱中症特別警戒アラート」が環境省から発表された際に、暑さをしのぐために開放される指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置及び普及啓発を行います。 ◇ 企業への情報提供、工場・オフィスへの再生可能エネルギー導入促進などにより、産業活動における気候変動リスク管理と適応ビジネスの促進を図ります。 ◇ 都市の暑さ対策として、公共施設・住宅・事業所での緑化（緑のカーテン、生垣など）や、透水性舗装の導入を検討します。 	★

第8節 脱炭素ロードマップ

本市における2050（令和32）年度の「温室効果ガス排出量実質ゼロ」という野心的な長期目標の達成に向けて、主な数値目標と対策項目などを、第5章第1節から第8節までの内容の再掲を含めて、以下に示します。

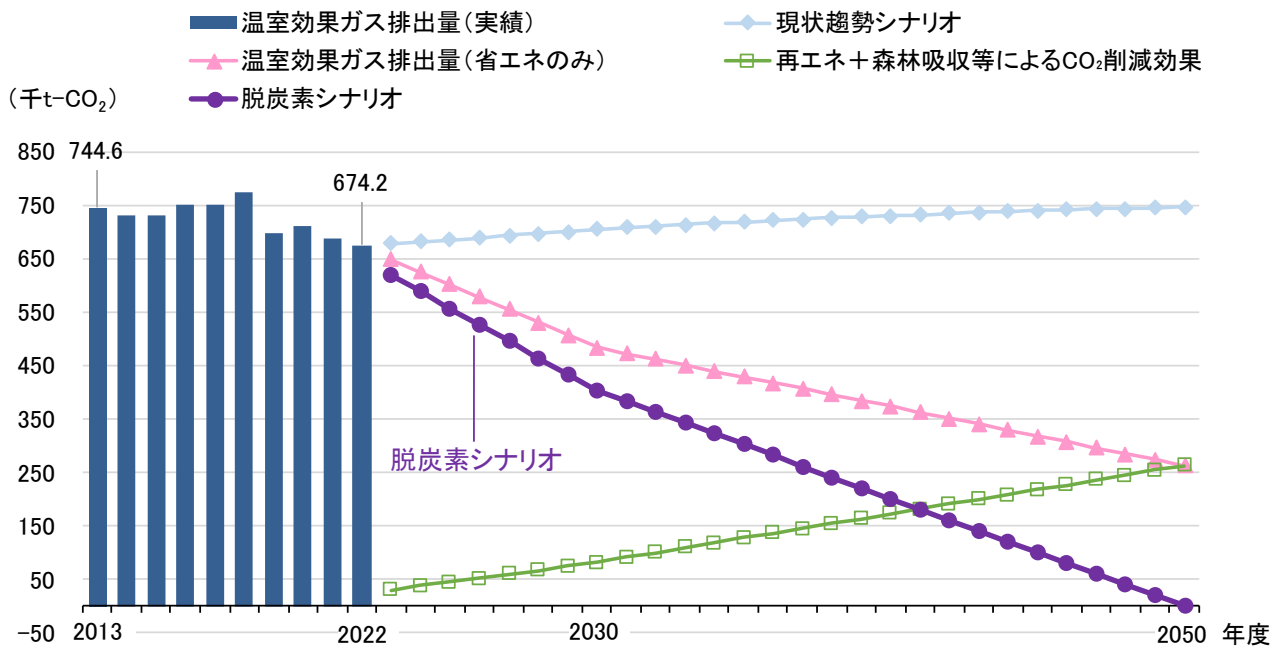
2022（R4）年度	2030（R12）年度	2050（R32）年度
------------	-------------	-------------

●温室効果ガス排出量の脱炭素シナリオ

2013年度比 9.5%削減 674.2千t-CO ₂	2013年度比 46%削減 402.1千t-CO ₂	実質排出ゼロ 0.0千t-CO ₂
---	--	---------------------------------

●再生可能エネルギー導入量の目標値

再エネ生産量 331.7 TJ（82.9 GWh）	再エネ生産量 687.3 TJ（168.8 GWh）	再エネ生産量 1,827.9 TJ（459.2 GWh）
再エネ電力生産割合 12.3% （市内の電力消費量 676.1GWh）	再エネ電力生産割合 25.0% （市内の電力消費量が2022年度と同程度）	再エネ電力生産割合 67.9% （市内の電力消費量が2022年度と同程度）
	二酸化炭素削減効果（2022年度比） -54.8千t-CO ₂	二酸化炭素削減効果（2022年度比） -235.6千t-CO ₂



脱炭素シナリオ

注) 2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の森林吸収等には、森林によるCO₂吸収、農地土壌によるCO₂吸収の合計を含む。

2022（R4）年度

2030（R12）年度

2050（R32）年度

●脱炭素ロードマップ（主な地球温暖化対策）

①横断的な取り組み

- ゼロカーボンシティ宣言
- 脱炭素先行地域の検討
- 御殿場市エコガーデン推進協議会の発足

- ゼロカーボンシティの浸透
- 御殿場市エコガーデンシティ構想の推進

- ゼロカーボンシティの実現
- RE100、RE Actionの実現
- 御殿場市エコガーデンシティ構想の実現

②再生可能エネルギー

- 富士山エコパークごみ発電
ゼロカーボン電力の活用

- 再生可能エネルギーの普及（太陽光発電・営農型ソーラーシェアリング・中小水力・バイオマス・太陽熱・地中熱）
- 最新技術の活用（ペロブスカイト太陽電池など）

③省エネルギー

- 省エネ診断、リモートワーク推進
- LED化、ESCO事業の推進
- 省エネ行動の推進

- 建築物の脱炭素化（ZEH・ZEB）
- エネルギーマネジメントシステム（HEMS・BEMS・FEMS）の普及
- 蓄電池の普及

④交通の脱炭素化

- ハイブリッド自動車等の普及
- 水素ステーションの設置
- 自転車・公共交通機関の利用促進

- ZEV（電気自動車、燃料電池自動車など）の普及
- 充電・充填インフラの拡大（水素ステーション・EV充電施設）
- サイクルステーション、モビリティ・マネジメント、MaaS、カーシェアリングEV

⑤森林吸収等

- 森林の保全・適正管理
- 公園緑地の整備
- 緑のカーテンの普及

- 「木育」推進による持続可能な森林の保全・整備
- 建築物への木材利用の推進、地元木材「ごてんばっ木」の地産地消
- 街路樹・緑地の拡大、家庭・事業所の緑化（屋上緑化・壁面緑化）

⑥循環型社会

- 3R・6R等の推進
- プラスチック対策
- 食品ロス対策

- エシカル消費の浸透
- 生ごみの回収・堆肥化（モデル事業）

- サーキュラーエコノミーの実現



第1節 計画の推進体制

本計画の推進体制として、市民・事業者・滞在者等、市（市長・庁内検討会議・関係各課・事務局）、環境審議会、環境市民懇話会を位置づけ、「第2節 計画の進行管理」で示す PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検）、ACTION（見直し）の各段階で期待される取り組みを以下に示します。

1-1 | 市民・事業者・滞在者等

市民・事業者・滞在者等は、計画づくりに参加するとともに、環境に配慮した取り組みを自発的に実践していくことが期待されます。

PLAN	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者・滞在者等は環境基本計画に関心を持ち、アンケートへの協力や環境市民懇話会への参加、パブリックコメントなどで計画づくりに参加します。
DO	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者・滞在者等の取り組みに示したものを参考にしながら、環境に配慮した取り組みを積極的に実践します。 ●環境活動登録「御殿場エコサポーター」を行い、環境基本計画の取り組みの推進に協力します。
CHECK	<ul style="list-style-type: none"> ●市の発行する年次報告書（御殿場市環境基本条例第19条、御殿場市の環境）やホームページ等に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

1-2 | 市（市長・庁内検討会議・関係各課・事務局）

市は、市長、庁内検討会議（御殿場市環境マネジメントシステムを活用）、関係各課、事務局（環境課）がそれぞれの役割を果たし、環境への取り組みを率先して推進していきます。

PLAN	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者・滞在者等の意見を十分反映した計画を策定します。 ●見直し結果を受けて、次年度の取り組みを検討します。
DO	<ul style="list-style-type: none"> ●市の推進する取り組みに示したものについて積極的に実践します。 ●特に重点取り組みについては優先的・重点的に取り組みを推進します。
CHECK	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局及び庁内検討会議は、計画に基づく施策の実施状況や目標の達成状況を各課に照会してとりまとめ、環境市民懇話会及び環境審議会に報告し、意見や審議を求めます。 ●環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況などについてとりまとめた年次報告書（御殿場市の環境）をホームページ等で公表します。
ACTION	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者・滞在者等及び環境市民懇話会の意見並びに、環境審議会の審議を受け、事務局及び庁内検討会議による取り組みや数値目標の見直しを行います。 ●計画策定5年後を目途に計画全体を見直します。

1-3 | 環境審議会

「御殿場市環境基本条例」第22条に規定される環境審議会を設置し、環境の保全及び創造に関する事項について調査し、審議します。

PLAN	●市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議します。
DO	●各主体の取り組みを推進するための提案・助言などを行います。
CHECK	●計画に基づく施策の実施状況に関して、審議を行います。

1-4 | 環境市民懇話会

市民・事業者・市民団体の代表者で組織する環境市民懇話会では、協働による計画策定及び取り組みの実行、計画に基づく施策の実施状況に関して、意見を述べます。

PLAN	●計画案づくりに参加します。
DO	●各主体の取り組みの推進に協力します。
CHECK	●計画に基づく施策の実施状況に関して、意見を述べます。

第2節 計画の進行管理

計画の進行管理は、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検）、ACTION（見直し）のPDCAサイクルで行います。

2-1 | PLAN（計画）

計画策定時には、市民・事業者・滞在者等、環境市民懇話会の意見を十分反映した計画を市が策定します。また、環境審議会は市長から計画についての諮問を受けて審議を行い、市長へ答申します。計画策定後は毎年度、見直し結果を受けて次年度の取り組みに反映します。

2-2 | DO（実行）

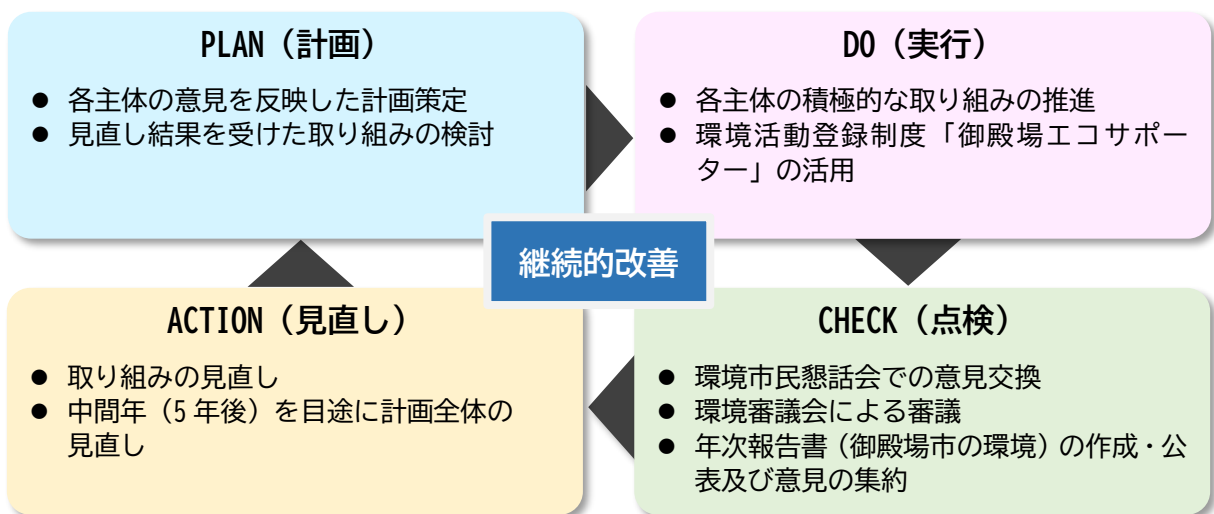
市は重点取り組みをはじめ、各取り組みの推進を図ります。取り組みの推進にあたっては、市・市民・事業者・滞在者等が一体となって実行します。また、環境活動登録制度「御殿場エコサポーター」を創設・活用し、環境基本計画の取り組みを推進します。

2-3 | CHECK（点検）

計画に基づく施策の実施状況などを環境市民懇話会及び環境審議会に報告し、次年度以降の改善事項などについて意見や審議を求めます。また、各年度の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況などについて「年次報告書」（御殿場市の環境）としてまとめ、ホームページ等で公表し、市民・事業者・滞在者等の意見を求めます。

2-4 | ACTION（見直し）

市民・事業者・滞在者等及び環境市民懇話会の意見並びに、環境審議会の審議結果などを踏まえ、取り組みの見直しを行います。また、中間年（5年後）を目途に計画全体を見直します。



PDCA サイクル

第3節 その他の推進方策

3-1 | 環境活動登録制度（御殿場エコサポーター）

本計画を推進していくためには、市の取り組みのみならず、市民・事業者の自発的かつ積極的な取り組みが不可欠です。しかし、市民・事業者のみなさんが日頃から実施している環境に関する取り組みの現状については、市として把握する手段がない状態でした。

そのため、2017（平成29）年度に「環境活動登録制度」（御殿場エコサポーター）を創設し、環境基本計画に掲げた各主体の取り組みを推進しています。



御殿場エコサポーターの
ロゴマーク

登録資格

- 御殿場市内で継続的に年1回以上、環境保全活動を実施または予定している以下の条件を満たす市民・団体・事業所
 - 営利を目的とした活動でないこと
 - 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とした活動でないこと
 - 暴力団及びその構成員もしくはその関係者が行う活動でないこと

登録のメリット

- 登録証の取得
- 市ホームページ・広報等に環境保全活動が掲載されることによるイメージアップ
- 環境保全活動の情報共有
- 清掃活動等の支援を受けることができる
- ロゴマークを使用することができる

登録の仕方

- 登録申請書を環境課で受け取るかホームページよりダウンロードして提出。
- 活動報告書を環境課で受け取るかホームページよりダウンロードして年1回提出。
※活動内容は市ホームページ・広報誌等の広告媒体により掲載させていただくこともあります。

環境活動登録制度（御殿場エコサポーター）の概要

3-2 | 広域的な連携

本市で行われている国や県の事業をはじめ、各種法律や計画、規制などについては、国や県と連携・協力しながら対応していきます。

また、本市だけでは解決が難しい広域的な環境課題については、以前より周辺自治体と連携・協力をしながら取り組んでおり、今後ともその連携・協力体制を構築していきます。

3-3 | 各種計画との調整

本計画は総合計画をはじめ、他の個別計画と調整を図りながら推進します。

環境の保全及び創造に関しては、本計画の基本的な考え方に沿ったものとなるよう、相互の調整を図ることとします。



資料 1 温室効果ガス削減見込量の推計

削減効果の検討条件

項目	根拠	削減効果の参考とした資料など
省エネルギーによる削減効果	A	国の「地球温暖化対策計画」の削減効果を御殿場市分で按分。2050（令和 32）年度は削減見込量が設定されていないことから、2030（令和 12）年度と同じ数値で設定。
	B	「第三次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査」（2024（令和 6）年度実施）の結果
	C	2030（令和 12）年度は「静岡県自動車保有台数」の近年の動向、2050（令和 32）年度は「2050 年度までの長期電力需要想定－暫定試算結果－」（2023 年 11 月：電力中央研究所）より設定
	D	東京電力エナジーパートナーの電力排出係数の過去のトレンドより推計
	E	カーボンニュートラルの達成に向け、導入率などを独自に設定した。
森林吸収等	F	静岡県森林簿データから推計
再生可能エネルギー	G	「令和 3 年度御殿場市再エネ導入目標策定支援業務委託報告書」（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、中小水力発電、地熱発電、地中熱利用、バイオマスの導入による削減効果）

温室効果ガスの削減見込量（1）（単位は千 t-CO₂）

部門	取り組み	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	根拠
産業	産業用高効率空調機（ヒートポンプ）の導入	6.8	19.1	B
	高性能ボイラーの導入	3.6	11.6	B
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	33.3	33.3	A
	ESCO 事業による省エネ技術の導入	6.9	16.0	B
	業種間連携省エネルギーの取り組み推進	0.8	0.8	A
	燃料転換の推進	1.7	1.7	A
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.2	0.2	A
	再エネ電力の購入	13.9	0.0	B
	電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	17.5	73.6	D

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

温室効果ガスの削減見込量 (2) (単位は千 t-CO₂)

部門	取り組み	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	根拠
家庭	高効率給湯器の導入	1.1	6.1	B
	家庭用コージェネレーションの導入	0.4	1.8	B
	計画・制御システムの導入	0.5	4.6	B
	高効率照明の導入	0.4	0.9	B
	省エネルギー行動の実践	1.1	1.8	B
	エコ診断の実施	0.3	1.2	B
	緑のカーテンの設置	1.1	2.6	B
	住宅の省エネルギー化	2.1	2.1	A
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	1.4	1.4	A
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.1	0.1	A
	再エネ電力の購入	16.4	0.0	B
	電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	20.4	66.2	D
業務その他	高効率給湯器の導入	2.4	18.8	B
	業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.4	1.5	B
	ESCO 事業による省エネ技術の導入	2.2	9.7	B
	計画・制御システムの導入	1.3	15.3	B
	建築物の省エネルギー化	1.1	1.1	A
	高効率な省エネルギー機器の普及	8.0	8.0	A
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3.7	3.7	A
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.09	0.09	A
	再エネ電力の購入	12.1	0.0	B
	電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善	16.3	65.2	D
	運輸	次世代自動車の導入	5.1	37.0
エコドライブの実践		6.2	9.2	A
カーシェアリングの実践		0.7	0.7	A
公共交通機関の利用促進		0.4	2.6	B
テレワークの実践		3.2	4.5	B
道路交通流対策 (道路交通流対策等の推進)		2.3	2.3	A
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化		0.7	0.7	A
トラック輸送の効率化		2.3	2.3	A
電気事業者の取り組みによる CO ₂ 排出係数の改善		0.7	26.2	D
廃棄物処理		廃プラスチックなどの削減	4.4	12.7
	食品ロスの削減	0.2	0.2	A
農業部門	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	0.3	0.3	A
代替フロン類	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低 GWP 化の推進	8.8	8.8	A
	業務用冷凍空調機器への対策	8.2	8.2	A
	廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理	0.3	0.3	A
	産業界の自主的な取り組みの推進	0.3	0.3	A
森林吸収等	森林による CO ₂ 吸収	25.1	25.1	F
	農地土壌による CO ₂ 吸収	1.6	1.6	A
	都市緑地による CO ₂ 吸収	0.01	0.01	A
再生可能エネルギー	太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、中小水力発電、地熱発電、地中熱利用、バイオマスの導入	54.8	235.6	G
合計		302.0	746.0	

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

資料 2 温室効果ガス削減見込量の設定目標

	2022 (R4) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	
①産業部門				
産業用高効率空調機（ヒートポンプ）導入率【製造業】	31%	42%	60%	
高性能ボイラー導入率【製造業】	0%	20%	60%	
ESCO 事業導入率	0%	23%	50%	
再エネ電力購入率	15%	35%	-	
②家庭部門				
ヒートポンプ給湯器導入率	35%	40%	60%	
潜熱回収型給湯器導入率	10%	13%	40%	
燃料電池コージェネレーションシステム導入率	2%	8%	30%	
計画・制御システム（HEMS など）導入率	4%	15%	100%	
高効率照明（LED）導入率	73%	86%	100%	
省エネルギー行動の実践率（平均）	59%	86%	95%	
緑のカーテン導入率	49%	70%	100%	
再エネ電力購入率	11%	30%	-	
③業務その他部門				
ヒートポンプ給湯器導入率	9%	17%	60%	
潜熱回収型給湯器導入率	9%	9%	40%	
業務用燃料電池コージェネレーションシステム導入率	0%	10%	30%	
ESCO 事業導入率	0%	13%	50%	
計画・制御システム（BEMS など）導入率	0%	10%	100%	
再エネ電力購入率	2%	20%	-	
④運輸部門				
電気自動車（EV）導入率	0.1%	1%	45%	
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）導入率	0.2%	1%	11%	
ハイブリッド自動車（HV）導入率	12%	19%	36%	
燃料電池自動車（FCV）導入率	0%※	0.1%	8%	
エコドライブ関連装置導入率	0%※	5%	23%	
エコドライブ実践率	5%	15%	21%	
公共交通機関を利用している人の割合	4%	11%	50%	
テレワーク実践率	5%	15%	21%	
⑤廃棄物処理部門				
一般廃棄物処理焼却量の削減率	0%	9%	20%	
ごみ質に占める廃プラスチック割合	36%	30%	0%	
⑥再生可能エネルギー				
太陽光発電 10kW 未満	年間発電量	19,500,030kWh	49,950,957kWh	211,763,528kWh
太陽光発電 10kW 以上	年間発電量	53,943,608kWh	98,743,014kWh	216,639,060kWh
風力発電	年間発電量	0kWh	3,789,839kWh	7,579,678kWh
中小水力発電	年間発電量	0kWh	4,555,200kWh	9,964,500kWh
地熱発電 （低温バイナリー）	年間発電量	0kWh	1,533,000kWh	3,066,000kWh
バイオマス発電	年間発電量	9,500,220kWh	15,761,970kWh	16,208,748kWh
太陽熱利用	年間熱量	19,691GJ	22,320GJ	30,133GJ
地中熱利用	年間熱量	5,270GJ	47,688GJ	133,259GJ
バイオマス熱利用	年間熱量	8,109GJ	9,717GJ	11,325GJ

※印は、実績値が不明なため、2022（令和4）年度を基準（0%）としたものである。

資料3 計画策定の経緯・委員名簿

■計画策定の経緯

月日		内容	議題等
2024（令和6）年			
8月	26日	第三次御殿場市環境基本計画に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 8月26日～9月13日実施 市民アンケート（1,800人：回答率35.5%） 事業者アンケート（200社：回答率36.0%）
10月	22日	令和6年度 第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 研修「脱炭素社会実現に向けて」（講師：脱炭素まちづくりアドバイザー 服部乃利子氏）
12月	16日	令和6年度 第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画書 第1章（計画の基本的事項） 意識調査（市民、事業所）の結果 庁内施策検討シートの配布
2025（令和7）年			
2月	17日	令和6年度 第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画書 第2章（御殿場市の環境の現状）
3月	21日	令和6年度 第1回御殿場市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 御殿場市環境基本計画と御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）（概要） 計画書 第1章（計画の基本的事項）・第2章（御殿場市の環境の現状）
5月	22日	令和7年度 第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画書 第3章（目指す環境像と環境目標）・第5章（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））前半
6月	16日	令和7年度 第2回御殿場市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画書 第3章（目指す環境像と環境目標）・第5章（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））前半
7月	4日	令和7年度 第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画書 第4章（目指す環境像の実現に向けた取り組み）・第5章（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））後半
8月	6日	令和7年度 第2回御殿場市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画書 第4章（目指す環境像の実現に向けた取り組み）・第5章（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））後半
10月	1日	調整会議	<ul style="list-style-type: none"> 第三次御殿場市環境基本計画（案）
	20日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> 第三次御殿場市環境基本計画（案）
11月	12日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 11月12日～12月2日まで実施 市ホームページ、市役所、各支所で公開
2026（令和8）年			
1月	28日	令和7年度 第3回御殿場市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第三次御殿場市環境基本計画（案） 答申（案）
2月	13日	答申	<ul style="list-style-type: none"> 御殿場市環境審議会から市長への答申
3月		計画策定	

■御殿場市環境審議会名簿（敬称略）

氏名	選出区分	所属	備考
渥美 節子	1号	公募	
小澤 保喬	1号	公募	
田代 由美	1号	公募	
三澤 五朗	1号	公募	
望月 ゆかり	2号	御殿場市校長会	
遠藤 マリ	2号	御殿場市環境衛生自治推進協会	
長谷川 園枝	2号	御殿場市水質保全協議会	副会長
齋藤 政治	2号	御殿場市森林組合	
小林 裕幸	2号	御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合	
林 茂美	2号	御殿場小山中核農業者協議会	
杉山 敬尚	2号	御殿場市商工会	
高山 一敏	2号	御殿場市子ども会世話人連合会	
渡邊 恵子	3号	NPO 法人エコハウス御殿場	会長
内藤 圭吾	4号	静岡県くらし・環境部環境政策課	2025年3月21日～ 2025年6月30日
山田 恭之			2025年7月1日～ 2026年1月27日
佐藤 信太郎			2026年1月28日～

注) 選出区分は御殿場市環境基本条例第22条第4項各号に掲げる委員

1号：公募による者 2号：民間企業・公的団体に属する者 3号：知識と経験を有する者 4号：関係行政機関の職員

■御殿場市環境基本計画等庁内検討委員会名簿

所属	2024年度		2025年度	
	補職名	氏名	補職名	氏名
環境課	次長	岩岡 俊峰	課長	勝又 茂己
企画課	企画調整監	芹澤 知輝	課長補佐	川口 聡
未来プロジェクト課	副参事	勝間田 崇幸	副参事	勝間田 崇幸
観光交流課	副参事	長田 祐一	課長補佐	長田 祐一
魅力発信課	課長補佐	宮代 英和	課長補佐	宮代 英和
管財課	参事	瀬戸 孝一	課長補佐	渡邊 義人
市民協働課	課長補佐	三改木 百合子	課長補佐	福島 善典
上水道課	副参事	中川 雄介	副参事	中川 雄介
下水道課	参事	三改木 英隆	技監	三改木 英隆
社会福祉課	課長補佐	西村 衛	課長補佐	西村 衛
保育幼稚園課	課長補佐	高村 千代子	課長補佐	小宮山 弘哲
農政課	課長補佐	浅水 隆司	課長補佐	浅水 隆司
農林整備課	課長補佐	山本 剛	課長補佐	高村 千代子
商工振興課	課長補佐	北村 和之	課長補佐	北村 和之
スポーツ交流課	課長補佐	井上 裕次	課長補佐	井上 裕次
都市計画課	課長補佐	佐藤 裕則	課長補佐	佐藤 裕則
まちづくり推進課	副参事	川合 良伸	副参事	川合 良伸
公園緑地課	課長補佐	勝亦 純子	課長補佐	勝亦 純子
建築住宅課	副参事	市川 秀司	副参事	市川 秀司
道路河川課	技監	小見山 哲也	技監	小見山 哲也
管理維持課	課長補佐	内海 清治	課長補佐	内海 清治
教育総務課	副参事	土屋 和仁	副参事	土屋 和仁
学校教育課	課長補佐	浅野 智之	課長補佐	浅野 智之
社会教育課	課長補佐	勝俣 竜哉	課長補佐	勝俣 竜哉
環境課 (事務局)	課長補佐	鈴木 隆広	課長補佐	鈴木 隆広
	主任	永井 竜司	副主幹	土屋 翔

資料 4 御殿場市環境基本条例

■御殿場市環境基本条例

平成 13 年 3 月 29 日
条例第 11 号

前文

私たち御殿場市民は、朝に夕に麗峰富士を仰ぎ、富士山のふもとで暮らせることに誇りを持ちながら、歴史を築き上げてきた。この美しい自然環境のもと、御殿場市は、古くから交通の要衝として重要視され、先人たちの努力と創意工夫により、地域の特性を生かした産業と文化を育み、富士山とともに発展してきた。

御殿場市の環境は、「御厨(みくりや)のわたくし雨」と言われる雨と霧や冬の厳しい寒さなど私たちに試練や苦難を与えてきたが、それにも増して、豊かな地下水と緑、美しい景観など、潤いと安らぎを与え、明日への活力の源となってきた。

しかし、私たちはときとしてこのことに対する感謝の念を忘れ、この恵み多き環境を傷つけている。その結果、御殿場らしさの大きな要因である本来の自然が失われつつあり、自然とふれあう機会も少なくなってきた。また、こうした地域の環境だけでなく、地球環境までもが危機的状況にさらされている。

健全で豊かな環境の恵みを楽しむことは私たちの権利ではあるが、御殿場市歌にも「日本の象徴 嶺(しづ)めの山の 生命(いのち)を永遠(とわ)に 継ぐもの我ら」とうたわれているように、この環境を将来の世代に引き継いでいくことは私たちの責務でもある。

21 世紀を輝く世紀にするために、私たちは、人間だけが地球において特別な存在でなく、地球の生態系の一員であることを自覚するとともに、ユニバーサルデザインの理念にのっとり、すべての人と環境にやさしいまちづくりを進めていかなければならない。

このような認識の下に、市民、事業者、市が共に力を合わせて行動し、自然と人が共生できる環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、市、滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を市民や事業者(以下「市民等」という。)の意見を尊重しつつ総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵みの確保等に止まらず、水や空気、そこに生息する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境にやさしく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を作り出すことをいう。

(5) 循環的利用 再使用、原材料としての再生利用及び燃焼できるものを熱を得ることに利用する熱回収をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、良好な環境を維持し、将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが、公平な役割分担の下に、環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を構築するよう行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然と人が共生できる環境が確保されるよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、日常生活や事業活動が地球環境の保全に影響を及ぼすとの共通認識の下に、積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、事業者や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

(1) 事業活動に伴う公害を防止するとともに、自然環境を適切に保全すること。

(2) 事業活動に伴って発生する廃棄物を、適正に処理すること。

2 事業者は、基本理念にのっとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について努めなければならない。

(1) 事業活動による製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減を図るとともに、エネルギーの効率的利用、廃棄物の循環的利用等を行うこと。

(2) 環境の保全及び創造に関する事業活動の情報並びに事業活動による製品等の情報を、市民及び市に適切に提供すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、広く環境の保全及び創造に自らが努めるとともに、市民や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、自ら環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、市民等が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他本市に滞在又は通過する者は、旅行や滞在等に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境等の保全及び創造)

第8条 市は、富士山を中心とした豊かな自然環境や歴史的文化的環境を、将来にわたり継承していかななければならないことから、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 富士山、箱根外輪山等の保全及び創造に関すること。

(2) 森林、草原の保全及び創造に関すること。

(3) 水辺環境の保全及び創造に関すること。

(4) 水資源の保全及び創造に関すること。

(5) 農地等の保全に関すること。

(6) 野生生物及びその生態系の保護に関すること。

(7) 歴史的文化的環境の保全及び創造に関すること。

(美しい景観づくりの推進)

第9条 市は、富士山のふもとのみちとして、緑豊かな美しい景観づくりを進めるために、必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第10条 市は、人の健康の保護及び生活環境の保全のため、環境に係る監視及び測定体制の整備、公害の未然防止、事故時の対応等について必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第11条 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等に率先して取り組むものとする。

(教育及び学習の振興)

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民等が自発的に行う資源の循環的利用、緑化の推進に向けた活動その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、第12条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに市民等に適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する情報を、市民、事業者、市の間で相互に共有できるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第15条 市は、市民等が積極的に自らの行為による環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 16 条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第 17 条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定める。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、第 22 条の規定により設置された御殿場市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第 19 条 市長は、各年度における環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

(施策策定等に当たっての配慮)

第 20 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が、環境の保全及び創造について事前に配慮を行うことを促進するために、必要な措置を講ずるものとする。

(国等との協力)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取り組みを必要とする施策について、国、県及

び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(御殿場市環境審議会)

第 22 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、御殿場市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査し、審議する。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による者

(2) 民間企業、公的団体に属する者

(3) 知識と経験を有する者

(4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(御殿場市環境審議会条例の廃止)

2 御殿場市環境審議会条例(平成 12 年御殿場市条例第 10 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に御殿場市環境審議会条例の規定により環境審議会委員に委嘱されている者は、第 22 条第 4 項の規定により委嘱された委員とみなす。

4 前項の場合において、当該委員の任期については、第 22 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 14 年 6 月 30 日までとする。

■御殿場市環境審議会規則

平成 13 年 3 月 29 日
規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、御殿場市環境基本条例(平成 13 年御殿場市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 22 条第 6 項の規定に基づき、御殿場市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。
2 審議会は、委員過半数の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決める。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。



資料5 用語解説

あ行

■アイドリングストップ

長時間の駐停車時に自動車のエンジンを切ること。これによりガソリンの節約、大気汚染や二酸化炭素排出の抑制につながる。

■アースキッズ事業

子どもたちがリーダーとなって家庭で温暖化防止に取り組むプログラムを提供する事業。小学校高学年が対象で授業と連携しており、小学校、地方公共団体、NPO等が連携・協力して実施する。

■硫黄酸化物 (SO_x)

石炭や石油など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生する気体で、主に二酸化硫黄 (SO₂) が代表的である。SO₂ は大気中で水分と反応して硫酸を生成し、酸性雨の原因となるほか、人体の呼吸器に刺激を与え、環境や建造物にも悪影響を及ぼす。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

■雨水浸透設備

雨水を地中に浸透させるための施設で、都市部の水害防止や地下水のかん養に役立つ。

■営農型太陽光発電 (ソーラーシェアリング)

農地に支柱を立てて上部に太陽光パネルを設置し、その下で農業を続けるしくみ。農業と発電を同時に行うことで、作物の収入と売電収入を得られ、農業経営の安定化や地域の再生可能エネルギー導入に貢献する。

■エコアクション21

ISO14001規格をベースにしなが、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

■エコライフ

日常生活で環境への負担を少なくし、地球環境にやさしい生活を行うこと。

■エンカル消費

人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。

■温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果を持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

か行

■外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のこと。生態系や経済に重大な影響を与えることがあり、環境問題の一つとして扱われる。

■カーシェアリング

シェアリング登録する会員間で車を貸し借りするサービスのこと。レンタカーと比較して短時間・短距離でも低コストで利用できる。

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

■カーボンプライシング

企業が排出する二酸化炭素に価格をつけ、排出量に応じて税金や負担金を徴収することで、温室効果ガス排出量の制限を試みる政策手法。

■化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のこと。主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿をあわせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有効な方法となっている。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

■環境マネジメントシステム（EMS）

環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。

■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

■基幹作物

地域において、生産量・面積・販売額など栽培の中心となっている作物のこと。気候や土壌などによって、その土地に合った作物が栽培されている。

■クラインガルテン

ドイツ発祥の「小さな庭」という意味を持つ滞在型市民農園で、野菜や花を育てるための区画に加え、簡易宿泊施設が併設されているのが特徴。都市住民が自然とふれあいながら、余暇やレクリエーションを楽しむ場として利用される。

■グリーン購入

製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ない物（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買い求める消費者をグリーンコンシューマーという。

■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005（平成17）年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒い時は暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

■公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

■公設浄化槽

自治体が設置・管理する合併処理浄化槽のこと。個人が設置する浄化槽とは異なり、自治体が主体となって整備・維持管理を行うため、住民の負担が軽減され、公衆衛生の向上や水環境の保全に貢献する。

■光化学オキシダント（光化学オキシダント注意報・警報）

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬

間型ガス給湯器に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

■国際イニシアティブ

企業が取り組んだ気候変動対策に対しての情報・評価の国際的基準。RE100、TCFD、SBTなどがある。

■コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システム。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大80%の高効率利用が可能となる。

■昆明・モンリオール生物多様性枠組

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、「愛知目標」を引き継いだ枠組のこと。2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で定められた。

さ行

■サーキュラーエコノミー

従来の3Rに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。

■最終処分場

環境保全の観点から、汚水の外部流出、地下水汚染、廃棄物の飛散・流出、ガス発生等を防止しながら、所要量の廃棄物を安全に埋立処分できる構造物のこと。

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用できる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■静岡県グリーンバンク

財団法人静岡県グリーンバンクは、ゴルファー緑化協力金をはじめ、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を得て、緑あふれる生活環境づくりを進めている。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

■自然共生サイト

民間の取り組みなどによって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

つの段階で多様性がある。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源の喪失を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

■食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、2001（平成13）年5月から施行されている。食品廃棄物を減らし、再生利用を促すための基本事項を定めた法律。食品循環資源（食品廃棄物などのうち有用なもの）の再生利用（飼料・肥料など）及び熱回収、廃棄物の発生抑制と減量を図り、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者の役割と責務を規定する。

■食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、食べ残し、消費期限や賞味期限切れなどによる廃棄、規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどがある。

■森林環境譲与税

温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税金。「森林環境税」は国税として1人年額1,000円が徴収され、国から市区町村や都道府県に対して「森林環境譲与税」が譲与される。用途については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てることとされている。

■水素ステーション

燃料電池自動車の動力源である水素を製造・供給する施設。燃料電池車に水素を供給するための施設。水素を輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスを改質して、水素をその場で製造するオンサイト型がある。

■スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。作業の自動化、データの活用、情報共有の簡易化などにより、担い手の減少や高齢化、省力化、人手の確保、負担の軽減など農業が抱える様々な課題を解決する手段として期待されている。

■スマートメーター

電力を計測し、電力会社などとの通信機能によって情報交換や制御ができる次世代電力量計。電力の見える化や外部からの家庭内家電の制御などの機能

を持つ。

■生物多様性

すべての生物の間に違いがあることを指す。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3

■ソーラーシェアリング

農業生産と太陽光発電の両方で、太陽光をシェアする取り組みを指す。

た行

■太陽光発電

太陽光エネルギーを直流電気に変える発電方法。

■太陽熱高度利用システム

太陽熱利用機器のうち、集熱器と蓄熱槽がそれぞれ分離しており、屋根上に集熱器、地上に貯湯槽を分離して設置する。屋根の上に水をためる必要がなく、集熱部を軽量化できるので、家への負担が少なく、集熱面積を広くとることが可能である。また、給湯だけでなく、床暖房や室内暖房器具へも接続でき、太陽熱を効率的に利用することができる。

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナ PCB）の3種類の総称。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■脱炭素

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会を「脱炭素社会」という。最近では2050（令和32）年までに脱炭素社会を目指す国が多くなっている。

■脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会のこと。最近では2050（令和32）年までに脱炭素社会を目指す国が多くなっている。

■単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理できない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

■地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

■地中熱

地中の温度が15℃程度であることを利用して給湯や冷暖房、床暖房などに利用すること。具体的には、数m～100mの深さまで掘った地下に地中熱交換器

を埋設し、交換器内で不凍液や水などを循環させて熱交換を行う。

■窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物 (NO_x) は、主に自動車や工場などで燃料が高温で燃焼される際に発生する気体で、一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO₂) などが含まれる。これらは大気中で化学反応を起こし、光化学スモッグの原因となるほか、呼吸器系への悪影響や酸性雨の形成にも関与する。

■地熱発電

地下の熱エネルギーを利用して発電を行うことを地熱発電という。一般的には、地熱貯留層 (地下水が熱水や蒸気となってたまっている層) から取り出した熱水・蒸気を使用して、蒸気フラッシュ発電技術またはバイナリー発電技術 (ランキンサイクル) によって発電することをいう。

■超小型モビリティ

原付バイクより大きく、一般的な軽自動車より小さい、1~2人乗り程度の小型自動車 (通例EV) のこと。

■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

■中小水力発電

河川や用水路の水流と落差を利用して発電する再生可能エネルギー。ダムなどの大規模施設を必要とせず、出力3万kW未満の比較的小さな設備で行われる。

■ダイヤモンドリスポンス

消費者が賢く電力使用量を制御することで、電力需給バランスを調整するためのしくみ。

■電気自動車 (EV)

近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に注目を集めている。

■天然記念物

動物 (生息地、繁殖地及び飛来地を含む)、植物 (自生地を含む) 及び地質鉱物 (特異な自然の現象を生じている土地を含む) で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

■透水性舗装

道路などを舗装する際にすき間の多い舗装材を用いることで、道路や地表の舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装工法のこと。都市部の歩道や駐車場、公園などで使用されることが多い。水を地下に浸透させるため水たまりができにくく、浸透した雨水は地下水の保全やかん養につながる。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。

特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

■都市公園

都市公園は都市住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。

■トッランナー制度

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で規定する特定機器の省エネルギー基準を、商品化されている製品で最も優れている機器の性能以上に設定する制度。

■ドローン (UAV)

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。GPS、加速度センサー、電子コンパスなどが搭載されている。撮影、運送、農業、災害救助への活用など、多方面での活用が期待されている。

な行

■二酸化硫黄 (SO₂)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■ネイチャーポジティブ (自然再興)

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

■熱中症

高温環境下で、体内の水分や塩分 (ナトリウムなど) のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称。

■燃料電池自動車 (FCV)

燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。

■農地バンク

農用地を貸したいという農家 (出し手) から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手 (受け手) へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織。

■ノーカーデー

交通渋滞の緩和と大気汚染防止、資源の節約、地球温暖化防止を目的に、自動車の使用を控え、公共交通機関等を利用する日のことをいう。

■ノンフロン製品

フロン類はオゾン層の破壊や温室効果ガスとして環境に大きな負荷を与えることから、フロン類を使わない製品の開発が進められている。最近ではアンモニアや二酸化炭素、水、炭化水素、空気などを冷媒として使用する技術や製品の開発が進んでおり、これらを総称してノンフロン製品と呼ぶ。

は行

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

■バーチャルパワープラント(VPP)

仮想発電所を意味する言葉で、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車など、私たちの身の回りに点在する小規模なエネルギーリソースを、IT技術を用いて制御し、発電所と同等の機能を提供すること。

■バイオマス発電

バイオマスを燃焼したり、あるいは一度ガス化して燃焼したりして発電するしくみをバイオマス発電といい、バイオマス燃料を燃焼することでタービンを回し、発電機を動かすことで発電を行う。

■ばい煙

石炭など物の燃焼に伴って発生する煙と煤(すす)のこと。特に不完全燃焼によって発生する大気汚染物質のことを指す。

■ばいじん

燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子のこと。

■パリ協定

温室効果ガス排出量の削減等について定めた国際的な取り決めで、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的としている。全参加国は削減目標を国連に提出して削減を進め、5年ごとに見直すことが求められている。

■ビオトープ

ドイツ語由来の外語で Bio(生きもの)と Top(場所)をあわせた合成語で「その地域の野生の生きものが暮らしている場所」を表している。

■ヒートポンプ

大気中などの熱を集めて移動させるシステムで、電力は熱を運ぶ動力として使うため、少しの電力で大きな熱を利用することができる。ガスや石油による燃焼方式に比べ、CO₂排出量の大幅削減を実現する技術として注目を集めている。

■微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している直径 2.5 マイクロメートル以下の非常に小さな粒子。髪の毛の太さの約 1/30 ほど

どの微細さで、肺の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器や循環器への健康影響が懸念されている。

■不法投棄

ごみを法律に沿って処理せず、人目につかない山中などに違法に投棄すること。

■浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

■フロン

炭素と水素のほか、フッ素や塩素や臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒や溶剤として 20 世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質並びに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日ではモントリオール議定書をはじめ様々な国際協定・法律によって、先進国を中心に使用には大幅な制限がかけられている。

■粉じん

気体中に浮遊している微細な個体の粒子状物質の総称であり、公害用語としては、物の破碎、選別などの機械的処理または堆積により生ずる物質をいう。

■ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイト構造を持つ化合物を使った次世代型の太陽電池。軽くて薄く、曲げられるという特性から、従来のシリコン系太陽電池では設置が難しかった場所にも使えるのが特徴である。

ま行

■マイクログリッド

小規模電力網とも呼ばれ、エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーを地産地消するしくみのこと。

■緑のカーテン

ゴーヤやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。グリーンカーテンと呼ばれることもある。見た目が涼しげなだけでなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として注目されている。

■メタン

最も簡単な飽和炭化水素で天然ガスの主成分。沼

や湿地土中で有機物の腐敗・発酵などで発生する。

■モーダルシフト

自動車などに偏った輸送機関を鉄道、船舶、バスなどの公共的な輸送機関に移行させること。

■モビリティ・マネジメント

地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みのこと。

や行

■有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育環境に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。

■有機塩素系化合物

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の塩素を含む有機化合物の総称。ほとんどの種類が人工の化合物で、主に農薬や溶剤として用いるために合成されたもの。

■遊休農地・遊休農用地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

■有収率

給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。具体的には、 $\text{計画有収率} = \text{計画1日平均有効有収水量} \div \text{計画1日平均給水量}$ で表される式で算出される。

ら行

■リサイクル（再利用）

廃棄物として処分される物を回収し、再利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

■リサイクル率

ごみの総量（行政施設搬入量及び集団回収量）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のことをいう。

■リチウムイオン蓄電池

リチウムイオン電池の電力を蓄える装置。リチウムイオン電池は、エネルギー密度と電圧が高く、充電できるという特徴を持つ。携帯電話、スマートフォン、電気自動車などに使われている。

■リユース（再使用）

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」（ビールびん）や古着などがある。

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）掲載種についてとりまとめたもの。

英数

■BEMS・HEMS・FEMS

使用する電力の使用量などを計測し、見える化を図るとともに、空調や照明設備などを制御するエネルギー管理システムで、ビル用を BEMS (Building Energy Management System)、住宅用を HEMS (Home Energy Management System)、工場用を FEMS (Factory Energy Management System) という。

■BOD (Biochemical Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいかほど汚濁の程度が高い。

■DX (Digital Transformation)

進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

■ESCO (Energy Service Company: エスコ) 事業

ビルや工場などの建物の省エネルギーに関する包括的なサービスを ESCO 事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費のなかから ESCO サービス料と顧客の利益を生み出す事業。

■ESG

「Environment (環境)」「Social (社会)」「Governance (ガバナンス)」の頭文字をとったもの。企業が長期的に成長するためには、ESG への取り組みが重要との見方が広まりつつある。近年では、この ESG の観点から企業を分析して投資する「ESG 投資」が注目されている。

■EV・FCV

EV (Electric Vehicle) は電気自動車、FCV (Fuel Cell Vehicle) は燃料電池自動車を指し、いずれも自動車から二酸化炭素の排出がない。

■GX (Green Transformation)

温室効果ガスの排出量を削減し、クリーンエネルギー中心の社会へと変革していくこと。

■ICT

(Information and Communication Technology)

情報通信技術を表す言葉。日本では IT が同義で使われているが、IT に「Communication」を加えた ICTの方が、国際的には定着している。タブレットやパソコンなどの ICT 端末やインターネットなどを活用した教育のことを ICT 教育という。

■IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル)

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と社会経済への影響の予測、対

策の検討が行われており、2023（令和5）年には第6次評価報告書統合報告書が発行された。

■J-クレジット制度

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。

■LED (Light Emitting Diode)

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯や電球に置き換わる光源として期待されている。

■MaaS (Mobility as a Service)

バスや電車、タクシー、飛行機など、すべての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまでをシームレスにつなぐ概念。

■OECM (Other Effective Area-based Conservation Measures: 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)

国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

■PPA モデル (Power Purchase Agreement: 電力購入契約)

初期投資なしで太陽光発電設備を屋根などに設置し、その電気を利用することで電気料金と二酸化炭素排出を削減できる手法。

■RE100 (「Renewable Energy 100%」)

使用する電力の100%を再生可能エネルギーにより発電された電力にすることに取り組んでいる企業が加盟している国際的な企業連合。

■RE Action (再エネ100宣言 RE Action)

企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再生可能エネルギー100%利用を促進する新たな枠組。

■SBT (Science Based Targets: 企業版2°C目標)

パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2°Cを十分に下回る水準(Well Below2°C)に抑え、また1.5°Cに抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。

■SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。

■ZEB (ゼブ) ネットゼロエネルギービル

ZEH (ゼッチ) ネットゼロエネルギーハウス
省エネや再生可能エネルギーを利用し、一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指すビルをZEB、住宅をZEHという。

■ZEV (Zero Emission Vehicle)

走行時に二酸化炭素などの排出ガスを一切出さない車両を指す。代表的なZEVには、電気自動車(EV)や燃料電池車(FCV)がある。

■30by30 目標

2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標で、日本では、既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かなめぐみを取り戻すことを目的としている。

■3R・5R・6R

「ごみを出さない」「繰り返し使う」「再資源化する」というごみ減量と資源の有効利用の優先順位のこと。Reduce（減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（資源として再び利用する）の頭文字をとって3Rと呼ばれている。3RにRefuse（断る）、Repair（修理する）を加えて5R、3RにRefuse（断る）、Return（持ち帰る）、Recover（清掃活動へ参加する）を加えて6Rという場合もある。

■5G (5th Generation)

第5世代移動通信システムのことで、高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続という特徴がある。日本では2020（令和2）年春から商用サービスがスタートし、次世代の通信インフラとして社会に大きな技術革新をもたらすといわれている。





第三次御殿場市環境基本計画

御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

発行：令和8年3月

編集：御殿場市環境市民部環境課

〒412-0042 静岡県御殿場市萩原 483

TEL 0550-82-1603 FAX 0550-83-1685

kankyo@city.gotemba.lg.jp

<https://www.city.gotemba.shizuoka.jp>